

風水害等対策編

第1章 風水害等対策編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 甲府市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 山梨県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 甲府市

次の事項を実施し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制などを整備する。

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

イ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

ウ 防災訓練の実施

エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

オ 防災に関する施設の整備、点検

カ アからオまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

イ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示

ウ 消防、水防その他の応急措置

エ 被災者の救出、救助その他の保護

オ 応急教育の実施

カ 被災施設及び設備の応急復旧

キ 清掃、防疫その他の保健衛生活動

ク 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

ケ 緊急輸送の確保

コ 広域一時滞在に関する協定の締結

サ アからコまでのほか、災害発生の防御及び拡大防止のための措置をとることとする

- (3) 災害復旧
 - ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ ア及びイのほか、将来の災害に備える措置

2 山梨県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

- (1) 災害予防
 - ア 防災組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
 - ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
 - カ 防災に関する施設の整備、点検
 - キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
 - ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - イ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示並びに、市町村が避難指示を行う際において必要な助言の実施
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 被災者の救出、救助その他の保護
 - オ 被災者等からの相談窓口の設置
 - カ 応急教育の実施
 - キ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ケ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
 - コ 緊急輸送の確保
 - サ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - シ アからサまでのほか、災害発生の防御及び拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
 - ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ ア及びイのほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

- (1) 関東財務局(甲府財務事務所)
 - ア 立会関係
 - 各災害復旧事業費の査定立会(公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業)
 - イ 融資関係
 - (ア) 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
 - エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

- (2) 関東農政局(山梨県拠点)
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資源の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸し出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林業者に対する資金の融通
- (3) 関東森林管理局(山梨森林管理事務所)
 - ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材(国有林材)の供給
- (4) 関東運輸局(山梨運輸支局)
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車運送事業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間におけるう回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区气象台(甲府地方气象台)
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (6) 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所)

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について次の事項を行う。

 - ア 災害予防
 - (ア) 風水害対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練
 - (カ) 再発防止対策の実施
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直後の情報収集・通信の確保
(「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「地域情報員(リエゾン)」の派遣を含む)
 - (イ) 活動体制の確立
 - (ウ) 政府本部への対応等
 - (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
 - (キ) 災害発生時における交通の確保等
 - (ク) 緊急輸送
 - (ケ) 代替輸送
 - (コ) 二次災害の防止対策
 - (サ) ライフライン施設の応急復旧
 - (シ) 地方自治体等への支援
(支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣を含む)
 - (ス) 被災者・被災事業者に対する措置

- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- ウ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復旧の実施
 - (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - (エ) 都市の復興
 - (オ) 借地借家制度等の特例の適用
 - (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
 - (キ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (7) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援
 - ウ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
 - エ 災害対策用無線機、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - オ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - カ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
 - キ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (8) 山梨労働局(甲府労働基準監督署)
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保
- (9) 関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）
 - ア 被災者への生活支援情報の提供
 - イ 専用電話を備えた相談窓口の開設
 - ウ 特別行政相談所の開設
- 4 自衛隊(陸上自衛隊東部方面特科連隊)
 - (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
 - (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
 - (1) 東日本旅客鉄道(株)(甲府統括センター)、東海旅客鉄道(株)(静岡支社)
 - ア 災害による不通の場合の列車のう回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制(安全輸送の確保)
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替輸送

- キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- (2) NTT東日本(株)(山梨支店)、(株)NTTドコモ(山梨支店)
 - ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
 - イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
 - エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る
- (3) 日本赤十字社(山梨県支部)
 - ア 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会(甲府放送局)
 - ア 災害対策基本法、気象業務法(昭和27年法律第165号)、日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
- (5) 中日本高速道路(株)(東京支社)
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
- (6) 日本通運(株)(山梨支店)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド(株)(山梨総支社)
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本銀行(甲府支店)
 - ア 災害時における金融緊急措置についての金融機関に対する指導
 - イ 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ 損傷銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
- (9) 日本郵便(株)(甲府中央郵便局)
 - ア 地方公共団体又は日本郵便(株)が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - ク (株)ゆうちょ銀行の非常払い及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

- (1) 放送機関((株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士)
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
- (2) 輸送機関(山梨交通(株)、富士山麓電気鉄道(株)、富士急バス(株)、社団法人山梨県トラック協会)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備

- (3) ガス供給機関
 (東京ガス山梨(株)、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 医師会(一般社団法人甲府市医師会)
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
 - (5) 山梨県道路公社
 - ア 有料道路の耐震整備
 - イ 災害時の有料道路における輸送路の確保
 - ウ 有料道路の早期災害復旧
- 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体(山梨みらい農業協同組合、中央森林組合)
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はそのあっせん
 - エ 農林業生産資材等の確保、あっせん
 - (2) 商工会議所等商工業関係団体(甲府商工会議所、甲府南商工会)
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
 - (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
 - (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
 - (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
 - (7) 不動産関係団体(公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- 8 その他の公共的団体
- (1) 社会福祉協議会(山梨県社会福祉協議会、甲府市社会福祉協議会)
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
 - (3) 放送機関((株)エフエム甲府、(株)日本ネットワークサービス)
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道

【資料編】

- ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 P1

第2節 甲府市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、平成18年3月1日に東八代郡中道町及び西八代郡上九一色村(北部)と合併し、山梨県の中央にあり、県を東西に二分する形で位置する。市役所の現在地である東経138度34分06秒、北緯35度39分44秒、標高267mの地点を中心として、市街地が形成され、山国における盆地内の県中央部に位置しているという立地条件によって古くから県都として発展している。東西23.1km、南北41.6kmと細長く、面積は212.47km²。東から南にかけて笛吹市、富士河口湖町と接し、南から西にかけて身延町、市川三郷町、中央市、昭和町、甲斐市とつながり、北西から北にかけて山岳続きに北杜市、長野県南佐久郡川上村さらに、北東から東にかけて山梨市に接している。市街地は概ね平坦だが、北に高く、南に傾斜している。

2 地形及び地質

(1) 地形

地形を見ると、帯那山から発する相川の扇状地は市内北部地帯構造の大部分を占め、さらに金峰山を南下して昇仙峡の奇勝を形成した荒川の扇状地が西部の千塚、飯田地区を構成し、さらに市の東部には愛宕山の東麓にきわめて小規模の東光寺一帯の扇状地があり、また南部の全地域は笛吹川と荒川との中間地域を埋め立てた沼沢性の濁川、沖積平野によって占められ、これによって甲府市の地盤が構成されている。

(2) 地質

地質をみると、日本列島を横断する地質変動帯の中に位置するため、地質構造はきわめて複雑で、幾条もの活断層、構成線、破碎帯が交錯し、深成岩から半深成岩、火山岩又は変成岩や堆積岩など多種多様な岩石から構成され、日本における地質のメッカとされている。

(3) 地層

地層は、白峰山地と関東山地の秩父古生層を始め、中生代小仏層群、新第3紀御坂、富士川両累群、関東ローム層、第4紀洪積層・沖積層などによって構成されており、各地で典型的な褶曲山地や、火山台地などが見受けられる。特に釜無川、笛吹川その他諸川の堆積物に覆われて、基盤の岩石はほとんど見ることができないが、盆地内で実施されたボーリングの結果から次の層序が推定される。

自由面地下水		沖積層	3～15m	現河川堆積物礫層
被 圧 地 下 水	第1帯水層	沖積層	15～30m	河川堆積物礫層粘土層
		不透水層	30～35m	砂層礫層粘土層
	第2帯水層	洪積層	35～50m	凝灰角礫層
		不透水層	50～55m	凝灰岩
		洪積層	55～80m	凝灰角礫岩
		不透水層	80～85m	凝灰岩
		洪積層	85～350m	曽根層群粘土層礫層 砂質石英安山岩質凝灰岩
		水ヶ森火砕流	350～500m	輝石安山岩同質火山砕層岩等
		御坂層群	500～800m	グリーンタフ質火山岩、火山砕層岩泥岩
		酸性深成岩	800m～	花崗内緑岩石英閃緑岩

3 気象

本市の気象は、典型的な内陸性気候を示し、年平均気温の平年値は15.1℃(1991年から2020年)であるが、気温の日較差、年較差が大きく、最高気温の極値は40.7℃(平成25年8月10日)、最低気温の極値は-19.5℃(大正10年1月16日)となっている。平年値による夏期の最高気温は7月上旬から30℃以上となり、8月上旬が最も高く、9月上旬まで続く。

また冬期の最低気温は12月下旬から氷点下となり、1月下旬が最も低く、2月中旬まで続く。風は暖候期に南西風が主風となり、寒候期には北西の季節風が吹きやすく、空気は乾燥する。

年降水量の平年値は1,160.7mm(1991年から2020年)である。

区 分	年 別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
降水量(mm)		1,190.0	1,114.5	1,125.0	1,076.0	1,153.5	1168.0	1431.0	1,246.0	1,019.5	946.5	1448.0	857.5
平均気温(℃)		14.7	15.6	15.7	14.9	16.0	15.9	15.9	15.7	15.7	16.4	16.6	16.3
平均湿度(%)		62	64	63	58	60	62	68	66	67	66	68	66
風速10m/s以上の日数(日)		34	24	25	43	30	36	28	36	22	34	31	22

第2 社会的条件

1 人口の推移

	世帯数	人口	内訳		40歳未満		40～65歳未満	
			男	女	男	女	男	女
平成24年度	89,604	196,229	95,036	101,193	41,890	39,693	32,694	32,517
平成25年度	88,556	194,898	94,387	100,511	40,754	38,646	32,433	32,110
平成26年度	89,028	192,601	93,251	99,350	38,924	36,778	32,069	31,696
平成27年度	89,547	191,664	92,874	98,790	38,306	36,012	32,023	31,449
平成28年度	89,945	190,456	92,300	98,156	37,504	35,204	31,994	31,397
平成29年度	90,167	189,200	91,622	97,578	36,728	34,513	31,886	31,297
平成30年度	90,477	187,868	90,890	96,978	36,089	33,907	31,702	31,176
令和元年度	91,013	187,171	90,597	96,574	35,694	33,465	31,707	31,149
令和2年度	91,730	186,438	90,326	96,112	35,347	33,101	31,647	30,967
令和3年度	92,368	185,751	89,964	95,787	35,040	32,781	31,560	30,941
令和4年度	93,841	185,651	90,163	95,488	35,251	32,734	31,563	30,881
令和5年度	93,972	183,984	89,501	94,483	34,852	31,979	31,382	30,737
令和6年度	94,472	182,995	89,166	93,829	34,694	31,502	31,304	30,681

	65～75歳未満		75歳以上		65歳以上 総数	75歳以上 総数	高齢化率	後期 高齢化率
	男	女	男	女			65歳以上	75歳以上
平成24年度	10,616	12,485	9,836	16,498	49,435	26,334	25.193%	13.420%
平成25年度	11,051	12,869	10,149	16,886	50,955	27,035	26.144%	13.871%
平成26年度	11,838	13,539	10,420	17,337	53,134	27,757	27.588%	14.412%
平成27年度	11,921	13,625	10,624	17,704	53,874	28,328	28.109%	14.780%
平成28年度	11,869	13,443	10,933	18,112	54,357	29,045	28.540%	15.250%
平成29年度	11,842	13,327	11,166	18,441	54,776	29,607	28.951%	15.648%
平成30年度	11,630	13,034	11,469	18,861	54,994	30,330	29.273%	16.144%
令和元年度	11,572	12,892	11,624	19,068	55,156	30,692	29.468%	16.398%
令和2年度	11,749	13,138	11,583	18,906	55,376	30,489	29.7%	16.4%
令和3年度	11,568	13,005	11,796	19,060	55,429	30,856	29.8%	16.6%
令和4年度	11,125	12,359	12,224	19,514	55,222	31,738	29.7%	17.1%
令和5年度	10,747	11,836	12,520	19,931	55,034	32,451	29.9%	17.6%
令和6年度	10,431	11,476	12,737	20,170	54,814	32,907	30.0%	18.0%

甲府市地区別人口動態表 抜粋

2 産業

本市の総人口のうち、14歳以下の年少人口と65歳以上の高齢人口を除いた生産年齢人口は、113,713人であり、産業別に就業者を見ると次の表のとおりである。

種別	就業者数	就業率
第1次産業	2,107人	2.5%
第2次産業	19,302人	22.7%
第3次産業	63,396人	74.8%

【令和2年度国勢調査結果参照】

3 交通

(1) 道路交通

ア 道路交通量

本市を通る国道20号、358号、52号、411号、主要地方道甲府南アルプス線、甲府韮崎線の交通量は、次のとおりである。

道路名	地点名	台数/12H
国道20号	向町地点	31,500
国道358号	相生三丁目地点	19,540
国道52号	寿町地点	11,290
国道411号	酒折二丁目地点	11,484
主要地方道甲府南アルプス線	貢川本町地点	23,072
主要地方道甲府韮崎線	横根町地点	15,486

このほかにも、中心市街地からの放射型道路で10,000～20,000/12Hの交通量がある。

イ 広域交通道路

本市の広域交通道路としては、中央自動車道が甲府盆地を貫き、首都圏と中部・関西圏を結ぶ東西軸として供用されている。また、第5次首都圏整備計画の「首都圏における大環状連携軸」に位置づけられる中部横断自動車道、北関東地域と甲府盆地を結ぶ西関東連絡道路及びこれらの広域交通道路を甲府盆地内で連結する新山梨環状道路の整備が進められている。

(2) 公共交通

ア 鉄道

本市の鉄道には、東京と長野方面を結ぶJR中央線と、本市と静岡方面を結ぶJR身延線の2路線があり、広域的交通体系の一翼を担っている。JR中央線には2駅(甲府駅、酒折駅)、JR身延線には6駅(甲府駅、金手駅、善光寺駅、南甲府駅、甲斐住吉駅、国母駅)がある。JR身延線については、甲府駅・南甲府駅を除く4駅が無人駅となっている。

これらの7つの駅は、市の中央部・東部・南部地域に配置されており、徒歩・自転車等による駅勢圏(駅を中心に半径1km)をみると、西部・北部地域は鉄道利用には不便な地域となっている。

イ バス

バス路線は、国道・県道を主とした路線網が敷かれ、交通結節点である甲府駅を中心に市内、及び周辺市町村に広く展開している。自家用車の普及により、バス交通は路線数・運行数とも減少しているものの、通勤・通学者にとって鉄道とともに、都市交通手段として重要な役割を果たしている。

第3 気象災害

本市の気象災害は梅雨期から台風期にかけての風水害が最も多い。

被害の特徴としては、短時間の集中豪雨によって中小河川や、都市排水の氾濫、あるいは急傾斜地や、宅地造成地、低地における浸水等が多く見られる。

過去における主な被災状況

年月日	概要	被害状況
昭和10年9月21日	5日間にわたった豪雨により、雨量は490mmに達し、市内各河川が氾濫し、荒川堤防が決壊し、西部から南部にかけて範囲内に被害を受けた。	河川決壊1箇所 橋の流出3箇所
昭和34年8月14日	(台風第7号) 8月13日午後3時ころから、甲府盆地は台風の影響下に入り、14日午前零時、甲府地方気象台から暴風雨警報が発表された。同日午前7時30分ころより東寄りの風が30m/sを超え、屋根が吹き上げられ、樹木、電柱は倒れ、倒壊家屋が続出し、道路には水があふれ、田畑の流出、橋の崩壊等甚大な被害を受けた。	最大風速33.9m 最大瞬間風速43.2m/s 雨量194.7mm気圧968.5mb 全壊家屋365戸半壊家屋1,746戸 床上浸水60戸床下浸水1,015戸 死者5名 水田等埋没冠水2,138.19ha 被害総額12億3,600万円 ※災害救助法適用
昭和34年9月26日	(台風第15号) 台風第7号の恐怖が消えない9月に大型台風が紀伊半島に上陸し北東に進み、暴風雨が本市を襲った。台風第7号の襲来からわずか40日余りのため、被災地は無防備状態のため甚大な被害を受けた。大雨のほか、強風が3時間にわたって吹き荒れ、大きな風害を受けた。	最大風速29.8m/s 最大瞬間風速37.2m/s 雨量82.1mm全壊家屋60戸 半壊家屋167戸床上浸水6戸 床下浸水81戸
昭和41年7月22日	(集中豪雨) 7月22日午後7時、突然甲府盆地一帯を襲った集中豪雨は、約2時間のうちに甲府市街地で78ミリの降水量を記録し、近年にない大被害をもたらした。特に、帯那山から上積翠寺に集中した雨は、帯那川・相川・高倉川・藤川などの中小河川を氾濫させた。	甲府市の被害 死者1名負傷者57名 全壊及び流失25戸半壊79戸 一部破損40戸床上浸水1,486戸 床下浸水12,801戸 ※災害救助法適用
昭和41年9月25日	(台風第26号) 静岡県御前崎に上陸した台風は、富士川を北上し、甲府盆地南部を通過し、最悪の進路をとったため、県下全域が暴風雨圏に入り、夜間であったなどの悪条件が重なり、市内で予想外の被害を受けた。	最大風速17.5m/s 最大瞬間風速32.7m/s 雨量65.8mm 気圧973.6mb半壊家屋5戸 床上浸水681戸床下浸水3,978戸 死者1名傷者23名 ※災害救助法適用
昭和52年8月13日 ～18日	(集中豪雨) 鳥島附近に発生した熱帯低気圧は紀伊半島海上から遠州灘沿岸に上陸し、駿河湾西岸沿いに進んで、関東南部を通過して鹿島灘に去った。この間6日、本市は断続的な豪雨に見舞われ、1時間に22mmを最高に10mm以上の強い雨が降った。 本市日別の統計は、13日57mm、14日11mm、15日0mm、16日5mm、17日154mm、18日73mm、計300mmであり、特に16～18日の3日で232mmを記録した。 特に、南部、東部方面の被害が目立った。	床上浸水669戸床下浸水1,777戸 田畑冠水413ha、道路被害13箇所 校舎1箇所 被害総額7億9,000万円 ※災害救助法適用
昭和53年7月8日	(大雨・洪水・雷雨) 南の湿った空気が流れ込み、大気が不安定な状態となったところに、前線の南下で寒気が流入し、益々不安定となり雷雨となった。午後2時40分大雨警報・洪水・雷雨注意報が発表され、午後2時25分から3時25分の間に73mmという甲府地方気象台の統計開始以来の極値を更新した記録的大雨が本市の北部山岳地帯を除く全域に集中し、特に東部、南部、西部の一部に被害が目立った。	床上浸水158戸床下浸水1,426戸 田畑冠水304.3ha河川決壊1箇所 死者1名

昭和57年7月31日 ～8月3日	(台風第10号と梅雨前線及び低気圧による山梨県 の大雨) 梅雨前線が関東の南海上に停滞し、台風第10号 の接近に伴い活動が活発となった。台風第10号は 8月2日午前零時ごろ渥美半島西部に上陸し、本州 を縦断し日本海に進んだ。3日には台風第9号から 変わった低気圧が本州の南岸沿いに東に進み、県 下は豪雨に見舞われた。	甲府市の被害 負傷者1名全壊2棟 半壊2棟床上浸水26棟 床下浸水44棟等
昭和57年9月10日 ～9月12日	(台風第18号と前線による山梨県の大雨) 台風第18号が、12日午後6時ごろ、御前崎付近 に上陸し、午後8時から10時にかけて、山梨県東 部を縦断した。このため本州南岸に停滞していた 秋雨前線の活動が台風の北上に伴い活発となり大 雨をもたらした。	甲府市の被害 全壊1棟半壊1棟 床上浸水244棟床下浸水560棟等
昭和58年8月14日 ～17日	(台風第5号と第6号による山梨県の大雨) 台風第6号は14日、本州南海上を西進し、15日 志摩半島の東海上で弱い熱帯低気圧となり上陸し て消滅したが、そのころ大型で強い勢力をもった 台風第5号が四国の南方海上を北上、17日渥美半 島に上陸、蛇行して東進その後山梨県東部をかす め、北東に去った。 このため県下は大雨となり、山中で総降水量 は、1,034mmを観測した。	甲府市の被害 床上浸水27棟床下浸水549棟等
平成3年8月20日 ～21日	(台風第12号による山梨県の大雨) 台風第12号は、20日から21日にかけて日本の南 海上を西北西進した。台風第12号を取り巻く雨雲 が本州上に停滞、山梨県東部にも強い雨雲が停滞 し、東部・富士五湖地方で総雨量が200～426mmの 大雨となった。	県下の被害 死者7名行方不明1名 負傷者3名全壊3棟 半壊一部損壊22棟床上浸水148棟 床下浸水440棟非住家229棟 田畑流失・埋没17ha道路172箇所 等 被害総額127億5,170万円
平成3年9月18日 ～19日	(台風第18号と秋雨前線による山梨県の大雨) 台風第18号は19日、日本の南海上を北東進し、 19日夕方から夜半前にかけて房総半島にかなり接 近してさらに北東進した。台風の接近とともに本 州南岸に停滞する秋雨前線の活動が活発となり、 山梨県内は総雨量104～469mmの大雨となった。	甲府市の被害 床上浸水20棟床下浸水118棟 農作物等
平成10年1月15日	(大雪) 14日午後3時、東シナ海に低気圧が発生し、発 達しながら日本の南海上を東北東進し、15日午後 9時には房総半島の南海上に進んだ。低気圧の前 面には北東から寒気が流れ込みこの影響で、甲府 では深夜1時ごろから本格的な雪となり、夕方ま で降り続いた。同月8日、11～12日と雪が降り、 前回の雪が残っていたところへ、今回の大雪と なったことから、農作物を中心に被害が発生し た。 最深積雪49cm (甲府市雪害対策本部設置1月19日～3月30日)	甲府市の被害 家屋一部破損860棟 負傷者38名 農作物等被害総額約2億8千万円

平成10年9月15日 ～16日	(台風第5号) 台風第5号は16日午前4時ごろ、静岡県御前崎付近に上陸し、その後関東地方から東北地方を縦断し、16日午後4時ごろ青森県八戸市付近から太平洋に抜けた。15日午後8時に甲府地方気象台より大雨、洪水、暴風警報が発表された。本市では深夜から明け方にかけて強く降ったため、里垣地区等で床上・床下浸水の被害が発生した。最大風速18.7m、最大瞬間風速34.5m、総雨量153.5mm (甲府市災害対策本部設置9月16日～10月1日)	甲府市の被害 床上浸水35棟 床下浸水158棟 農作物等被害総額約1億円
平成12年9月11日 ～12日	(集中豪雨) 平成12年9月11日～12日にかけて、本州上空に停滞していた秋雨前線は台風14号からの暖かく湿った空気の流れ込みによって活動が活発となり、全国各地の広い範囲で大雨となった。この集中豪雨により、甲府市では24時間雨量が294.5mmに達し、甲府地方気象台統計開始以来の極値を更新した。(11日降り始めからの総雨量は311mm) (甲府市災害対策本部設置9月12日～13日)	甲府市の被害 全壊家屋1戸一部破損家屋4戸 床上浸水106戸床下浸水273戸 非住家床上浸水58棟 非住家床下浸水26棟 田畑冠水等91ha林地被害18箇所 林道被害9林道16箇所 道路冠水18箇所 避難世帯16世帯51名等
平成13年1月27日	(大雪) 平成13年1月26日の夜から27日にかけて、関東の南海上を低気圧が発達しながら進んだ。このため、低気圧に向かって流れ込んだ湿った北東風の影響により、甲府市では27日の降雪の深さ日合計は45cmに達し、甲府地方気象台統計開始以来の極致を記録した。 (甲府市道路除雪対策本部設置1月27日～2月8日)	甲府市の被害 農業用施設(ビニールハウス・ぶどう棚の倒壊等) 2.2ha 救急出動12件12名搬送
平成16年10月20日 ～21日	(台風第23号) 台風第23号は、10月20日午後、高知県に上陸した後北上し、同日23時半頃には甲府市を通過した。このため、市内では、台風が接近した20日15時頃から22時頃にかけて激しい雨となり、19日7時から21日9時までの総雨量は192mmに達し、善光寺町地内で山崩れが発生したほか、里垣、玉諸地区等で、床上・床下浸水の被害が発生した。 (甲府市災害対策本部設置10月20日～10月21日)	甲府市の被害 半壊家屋1戸 床上浸水58戸床下浸水228戸 非住家床上浸水22棟 非住家床下浸水21棟 田畑の冠水等4.89ha林地被害3箇所 林道被害1箇所 避難世帯75世帯170名等
平成26年2月13日 ～15日	(大雪) 平成26年2月13日、沖縄の南海上の低気圧が前線を伴って発達しながら北東に進み、このため14日明け方から15日午前にかけて降り続いた雪は、積雪114cm(降雪量112cm)に達し、甲府地方気象台統計開始以来の極値を更新した。 (甲府市雪害対策本部設置 2月15日～3月12日)	甲府市の被害 農業用ビニールハウス、ぶどう棚の倒壊等 市施設の建物が一部損壊他 負傷者56名 孤立世帯最大284世帯686名 帰宅困難者68名 雪崩事故・孤立集落からヘリによる救助35名 ※災害救助法適用
令和元年10月12日 ～13日	(台風第19号) 10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、7日には大型で猛烈な台風となった。12日19時前に伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。山梨県内では10日夜から雨が降り始め、古関では1時間雨量で52.5mmの非常に激しい雨となった。また、最大風速は甲府で21.2m/sで、雨を伴う暴風雨となった。 (甲府市災害対策本部設置10月12日～10月13日)	甲府市の被害 一部破損15棟 避難世帯571世帯1270名等

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

第1 甲府市防災会議【防災企画課】

- 1 設置の根拠
災害対策基本法第16条
- 2 所掌事務
甲府市防災会議条例(昭和38年条例第26号)第2条
- 3 会長及び委員
甲府市防災会議条例第3条
- 4 定数
甲府市防災会議条例第3条

【資料編】

- ・ 甲府市防災会議条例 P9
- ・ 甲府市防災会議委員名簿 P5

第2 甲府市災害対策本部【防災企画課】

災害対策基本法第23条の2の規定により、甲府市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。組織、運営、活動等については、本編第3章第1節「応急活動体制」に定めるところとする。

【資料編】

- ・ 甲府市災害対策本部条例 P10
- ・ 甲府市災害対策本部活動規程 P11
- ・ 甲府市災害対策本部活動要領 P13

第3 甲府市水防本部【道路河川課】

水防管理団体たる甲府市は、管轄区域内の水防が十分に行われるよう、水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づき、別に定める「甲府市水防計画」を策定する。

水防管理団体の責任を遂行するため、甲府市水防計画に定める甲府市水防本部をまちづくり部に置き、水防に対する日常の監視、警戒に努め、緊急時には直ちに本部会議を招集して対策にあたる。

なお、甲府市災害対策本部が設置されたときは、直ちに水防本部は、災害対策本部に統合される。

第4 甲府市地震災害警戒本部【防災企画課】

地震対策編別紙第2節「東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動」に定めるところによる。

【資料編】

- ・ 甲府市地震災害警戒本部条例 P16
- ・ 甲府市地震災害警戒本部活動規程 P17
- ・ 甲府市地震災害警戒本部活動要領 P20

第5 自主防災組織・自衛消防組織【防災企画課・地域防災課・消防本部】

1 自主防災組織

(1) 設置の目的及び設置率

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会を単位に自主防災組織を設置している。

設置率

自治会数	自主防災組織 設置自治会数	自主防災組織 未設置自治会数	設置率
510	496	14	97.25%

(2) 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するものとする。

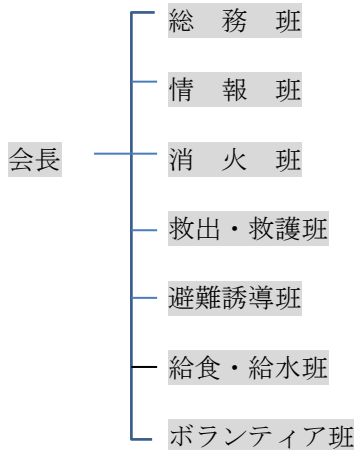
(3) 組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、甲府市防災リーダーを中心に平常時から準備、訓練に努めるものとする。

ア 編成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。

なお、自主防災組織を編成する際には、男女共同参画の視点を重視し、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう努める。



イ 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

(ウ) 防災資機材等の整備・点検、物資等の備蓄

(エ) 一定の地区内又は自治会内における自発的な防災活動に関する地区防災計画の作成及び必要に応じて市防災会議への提案

ウ 災害発生時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示の伝達

(イ) 初期消火等の実施

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

(エ) 集団避難の実施

(オ) 炊出しや救助物資の配布に対する協力

(カ) 避難所の運営

また、自主防災組織は、それぞれ一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、集合した人々の安全が確保できる空地、小公園、公民館等の「集合地」を定め、集団避難にあたっては災害の状況に応じて、集合地へ集合したのち、避難地・指定避難所への避難を行うものとする。

(4) 市の指導

市は県と連携し、自主防災組織や防災士等の多様な主体の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市は、性別や年齢等による役割の固定化をすることがないよう指導するとともに、甲府市防災リーダーを育成し、自主防災組織の活性化と地域防災力の強化に努める。

また、自主防災組織の未設置自治会における組織化の推進及び避難所等の防災資機材等の計画的な配備に努める。

なお、災害対策基本法に基づき、各自治会へ「地区防災計画」の作成支援を行なうとともに、一定の地区内における地区防災計画を位置づける提案を受けた際は、甲府市防災会議に諮り、必要があると認めるときは、甲府市地域防災計画に規定する。

【資料編】

- ・ 地区防災計画作成自治会一覧

P324

2 自衛消防組織

(1) 事業所の自衛消防組織

学校、病院、百貨店で一定規模以上の事業所については、防火管理者及び防災管理者を主体とした自衛消防組織の育成を図る。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設の自衛消防組織

危険物施設における自衛消防組織の活動等に対し、自主的な防災組織の充実を図るよう指導する。また、高圧ガス施設は、爆発性、可燃性等の極めて危険な性質を持つため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界による地域的な自衛消防組織を編成する。さらに高圧ガス保安団体を通じて防災活動に関する技術、防火訓練の実施等について指導する。

(3) 地震防災応急計画を作成する事業所の自衛消防組織結成率

事業所数	自衛消防組織結成数	自衛消防組織未結成数	結成率
1,963	1,540	423	78.4%

第2節 防災知識の普及・教育に関する計画

第1 防災知識の普及・教育【防災企画課・地域防災課・国際交流課・人権男女参画課・長寿介護課・障がい福祉課・衛生薬務課・子ども保育課・母子保健課・教育部・消防本部】

防災に携わる職員の能力を高め、また、災害に際しては、市民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、市民の各種災害に対する認識を深めるため、県、市、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者(災害対策基本法第47条第1項に規定する災害予防責任者)は防災知識の普及・教育の実施に努めるものとする。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

さらに、職員に対する防災教育として防災気象講習会、研修会、講演会等を開催し、災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに災害時における活動の手引書、パンフレット等を作成し、配布するよう考慮するものとする。

1 職員に対する防災教育

(1) 防災気象講習会

職員を対象とした防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台と協力して実施する。

(2) 研修会

災害対策関係法令等の主旨を徹底及び防災関係条項の研究を行うとともに、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得するための研修会に参加し資格習得に努める。

(3) 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

(4) 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学、危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

(5) 印刷物

災害発生時の動員体制、初動対応、応急対策その他必要な事項等をまとめた防災ハンドブック等を作成し、職員に配布する。

(6) 先進自治体等の調査・研究

先進自治体等の事例を調査、研究し、防災知識の向上を図る。

2 学校教育における防災教育

学校教育の全体を通じて、災害の種類、原因についての科学的知識の普及、災害予防措置及び避難の方法等自主防災思想を浸透させるため、防災意識の高揚を図る。

なお、教育方法及びその内容は、災害に関する過去の教訓を生かした実践的なものとする。

(1) 教育課程内の指導

教育課程の中に災害の種類、原因、実態並びにその対策等防災関係の事項をとりあげ習得させる。

(2) 防災訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

(3) 教育課程外における防災教育

防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。

3 社会教育における防災教育

社会教育の場において、次の教育方法による防災教育を組み入れ、防災意識の高揚を図る。

(1) 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに編成する。

(2) 実習

救護の方法、特に心肺蘇生法等、応急手当に関する知識と技術について体得させる。

(3) 話し合い学級

カリキュラム「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習を進める。

- (4) 見学
防災関係機関、施設並びに災害現場等の見学を行う。
 - (5) 印刷物
防災関係資料等を収集してパンフレットを作成、配布する。
- 4 在住外国人に対する教育
市は在住外国人に対して防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害発生時や地震関連情報発令時の避難等についての防災知識の普及を図る。
- 5 主要事業所における防災教育
主要事業所等においては、防火管理者及び安全管理者をして防災教育の徹底を図るほか必要に応じて関係防災機関の職員が指導にあたる。
- 6 災害教訓の伝承
市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 市民に対する広報【防災企画課・地域防災課】

市は、次の内容を市民に対し広報及び講習等を行い、防災知識の普及を図る。

1 啓発の方法

- (1) 新聞、広報誌の活用
- (2) テレビ、ラジオの活用
- (3) 防災行政用無線の活用
- (4) 社会教育の場の活用
- (5) 県立防災安全センターの活用
- (6) ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布
- (7) ソーシャルネットワーキングサービスによる情報配信
- (8) 防災情報コーナーの活用
- (9) インターネット、アプリケーションの活用

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般知識
- (2) 気象、災害発生原因等に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (5) 「災害伝言ダイヤル171」等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (6) 災害発生時に取るべき措置

3 防災マニュアルの全戸配布とインターネットによる配信

平成9年度に初版した「わが家の防災マニュアル」について、令和4年度に6回目の改訂を行い全戸に配布するとともに、各種ハザードマップ等と併せて甲府市ホームページに掲載して、常に閲覧ができるよう市民サービスに努める。なお、ハザードマップを立体的に閲覧できる甲府市防災情報WEBについても、同様とする。

4 各種マニュアルの配布

市では、次のマニュアルを作成し、地域住民に配布するなど、防災意識の高揚に努めている。

- (1) 地区防災計画作成マニュアル
災害時は、地域密着型の防災活動を展開することが重要であることから、平常時の活動から災害直前・直後の行動、更には災害時の応急活動を細分化して、住民自身と自主防災組織が取るべき行動と役割を明確にし、地域の実情に応じた自主防災計画の策定を推進するためのマニュアルとして、従前の「自主防災計画作成マニュアル」を平成29年3月に改訂した。
- (2) 避難所運営マニュアル(作成モデル)
災害時における避難所運営委員、市職員及び施設管理者、更には実際の避難所運営に携わらなければな

らない避難住民を対象に、住民主体の円滑な避難所運営方法を簡潔に示している。

なお、避難所独自のマニュアル作成のためのフォーマットを、市ホームページに掲載している。

(3) 地域防災マップ作成マニュアル

地域の危険箇所や安全な避難経路の確認、要配慮者の所在状況の把握等を行い、地域防災マップを作成することは、災害時の被害軽減に繋がるとともに、作成の過程を通じて地域住民のコミュニケーションを高め地域防災力の向上にも寄与するものである。

このため、地域防災マップ作成マニュアルにより、自治会等地域単位での地域防災マップ作成を促進する。

(4) 甲府市総合防災訓練地区会場訓練マニュアル

南海トラフ地震等の発生に備え、地域の連携強化と防災技術の向上を図ることはもちろんであるが、市内の地域別防災力のバランスも考慮しなければならない。

本マニュアルは、統一した訓練を実施することで、防災知識や防災技術の共通認識と、バランスのとれた地域防災力の向上を図ることが可能となり、災害発生時の迅速な救護活動等による死傷者発生防止と、被害の軽減を目的としている。

(4) 避難行動要支援者全体計画

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、市では、地域における避難行動要支援者の把握と避難支援体制を強化するため、平成28年1月から避難行動要支援者名簿の提供による情報共有を開始し、地域が連携した適切かつ円滑な避難支援体制の充実に図るための指標として、避難行動要支援者全体計画を作成した。

5 防災情報コーナー

防災情報コーナーでは、GISを活用した体感ハザードマップや各種防災情報を大型モニターで公開しているほか、備蓄品、防災啓発パネル等を展示し、市民の防災意識の高揚を図る。

第3 県立防災安全センターによる防災知識の普及【消防本部】

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。

市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展示室	地震体験装置	震度1から7までを体験できる装置
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q&A	防災、消防等の知識を試す装置
展示品	101品目、119点	
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等	
図書・相談室	400冊	
訓練・実習室	応急救急装置、消火実習、危険物爆発実験等	
山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055-273-1048

第4 企業防災の促進【消防本部・商工課】

企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関

係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市は、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動を積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第3節 防災訓練に関する計画

市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう訓練を行うものとする。

訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、支援体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

また、感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練後には事後検証を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練【防災企画課・地域防災課】

市は、県、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と合同し、また、関係団体及び市民と協働して、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を次により実施する。

1 実施方法

県、市及び防災関係機関が主体で行う訓練会場を主会場とし、地域住民が行う訓練会場を地区会場としてそれぞれ実施する。

2 実施時期

地区会場における訓練は、原則として、毎年11月の第2日曜日とし、主会場訓練は関係機関との協議により決定し実施する。

3 訓練重点事項

情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、災害警備、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫・給水、応急復旧、炊き出し等

第2 非常通信訓練【防災企画課】

有線通信施設の途絶等の事態に備え、次により通信訓練に参加する。

1 参加機関

市、県及び関東地方非常通信協議会構成員

2 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定める。

【資料編】

- ・ 関東地方非常通信協議会構成機関一覧 P295

第3 避難訓練【消防本部】

1 対象

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の消防法(昭和23年法律第186号)第8条により防火管理者の選任義務のある防火対象物の関係者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努めるものとする。

また、防火管理者の選任義務のない防火対象物の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

2 留意事項

学校等(保育所等、幼保連携型認定こども園を含む)においては、次のことに留意するものとする。

- (1) 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。
- (2) 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- (3) 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 防疫訓練【医務感染症課】

1 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図り、随時防疫演習を行う。

2 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう、保管する。

第5 消防訓練【消防本部】

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて関係機関相互の合同訓練を行う。

1 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

2 実施場所

火災のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第6 自主防災組織訓練【地域防災課】

各単位自主防災組織が防災計画に従い訓練を行う。実施にあたっては、防災関係に従事する市職員を派遣して、初期消火、避難、避難所運営等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

第7 情報伝達等訓練【防災企画課】

1 内容

職員を対象に、甲府市総合防災情報システム職員参集機能による情報伝達訓練を行う。

2 実施時期

毎年、2回実施するものとする。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 倉庫等の整備【防災企画課・道路河川課】

1 防災倉庫

大規模災害に備えて、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保するため、市内9箇所に防災倉庫、全指定避難所及び孤立集落に防災倉庫を設置し、必要な物資の備蓄を行う。

防災倉庫には、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄に努めるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに對して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

備蓄状況の公表については、地域防災計画資料編に記載し、市ホームページにより公表する。

【資料編】

- ・ 災害時の指定避難場所一覧 P215
- ・ 食糧・生活必需品等の備蓄状況及び市防災倉庫所在地 P255

2 水防倉庫

大規模災害に備えて、市内9箇所の水防倉庫に、土のう等水防資機材を配備する。

【資料編】

- ・ 水防資機材数量表及び水防倉庫所在地 P265

3 地域防災拠点施設(コミュニティ防災施設)

防災資機材等の備蓄機能、自主防災組織の研修、訓練施設機能を併せ持つ施設を整備する。

本計画書では、地震対策編第2章第1節第1「地震対策緊急整備事業」に登載している。

4 山梨県の備蓄

県は市町村により備蓄される量を勘案し不足が懸念される物資や市町村の区域を超えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとする。

第2 避難場所【防災企画課】

市は、資料編に掲げるとおり災害対策基本法に基づき、災害の種類に適した避難場所として指定しているが、人口動態等を勘案し適宜見直しを図る。

第3 避難所の整備【関係各課】

指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者にも配慮した避難に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

さらに、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

第4 避難所開設セット【防災企画課】

避難所の迅速な開設と円滑な運営に必要な文具等の諸物品や、避難所の看板、避難所運営マニュアル、受付用紙など必要最低限を収納した「避難所開設セット」を全指定避難所(宮本、能泉地区地域連絡所防災倉庫を含む)に配備している。

【資料編】

- ・ 災害時の指定避難場所一覧 P215
- ・ 避難所開設セット収納備品一覧 P214

第5 防災倉庫・資機材・物資等の配備と点検・整備【防災企画課・道路河川課】

1 配備と点検

市及び関係機関等は、災害応急対策に必要な防災倉庫や資機材、物資等を配備するとともに、災害時に有効に使用できるように定期的に点検・整備を行うものとする。

市は、新物資システム（B-PLO）等を活用し備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新する等、最新の状況を把握するものとする。

2 資機材等の点検内容

資機材	機械類
(1) 規格ごとに数量の確認	(1) 不良箇所の有無及び故障の整備
(2) 不良品の取替	(2) 不良部品の取替
(3) 薬剤等の効果測定	(3) 機能点検及び外観点検の実施
(4) その他必要な事項	(4) その他必要な事項

第6 仮設トイレ等の整備【防災企画課】

断水等により水洗トイレが使用できない場合に備え、指定避難所の防災倉庫に組み立て式トイレを備蓄するとともに、組み立て式トイレが不足する場合は防災協定に基づき仮設トイレを設置する。

なお、仮設トイレ等を設置した場合には、設置場所を広報し、し尿処理及び衛生管理の徹底を図る。

【資料編】

・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(ニッケン)	P74
・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(太陽建機)	P75
・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(アクティオ)	P81
・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(甲陽建機リース)	P82
・ 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書(4業者)	P111

第7 マンホールトイレの整備【上下水道局・防災企画課】

断水等により水洗トイレが使用できない場合に備え、下水道供用区域内の污水管渠に接続が可能な指定避難所へ、マンホールトイレを整備する。

マンホールトイレ設置場所一覧（令和6年4月1日現在）

NO	名称	設置年度	設置数（基）	給水水源
1	甲府市役所本庁舎	平成24年度	5	雨水貯留施設
2	甲府市上下水道局	平成24年度	5	河川水
3	玉諸小学校	平成25年度	5	プール水
4	国母小学校	平成25年度	5	プール水
5	大里小学校	平成25年度	5	プール水
6	上条中学校	平成25年度	5	プール水
7	千塚小学校	平成25年度	5	プール水
8	甲府市役所南庁舎	平成27年度	5	井戸水
9	善誘館小学校	平成28年度	5	プール水
10	石田小学校	平成28年度	5	プール水
11	湯田小学校	平成28年度	5	プール水
12	相川小学校	平成29年度	5	プール水
13	新紺屋小学校	平成29年度	5	プール水
14	東小学校	平成30年度	5	プール水
15	貢川小学校	平成30年度	5	プール水
16	伊勢小学校	平成30年度	5	プール水
17	羽黒小学校	平成30年度	5	プール水
18	中道北小学校	令和2年度	5	プール水
19	東中学校	令和2年度	5	プール水
20	新田小学校	令和2年度	5	プール水
21	山梨県自治会館	令和3年度	5	井戸水
22	富竹中学校	令和3年度	5	プール水
23	北東中学校	令和3年度	5	プール水
24	舞鶴小学校	令和3年度	5	プール水
25	甲運小学校	令和4年度	5	プール水

26	山城小学校	令和4年度	5	プール水
27	北新小学校	令和4年度	5	プール水
28	富士川悠遊館	令和4年度	5	井戸水
29	南西中学校	令和5年度	5	プール水
30	大田小学校	令和5年度	5	プール水
31	北中学校	令和5年度	5	プール水
32	甲府工業高等学校	令和5年度	5	井戸水
33	西中学校	令和7年度	5	プール水
34	環境センター管理等	令和7年度	5	井戸水
34	城南中学校	令和7年度	5	プール水

第5節 火災予防計画

第1 消防力の充実強化【消防本部・防災企画課・地域防災課】

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備及び地域消防の要である消防団の充実強化にむけて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、消防団と連携して、自主防災組織の初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

(2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては、初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、市及び甲府地区消防本部においては「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

更に、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

(3) 消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

【資料編】

・ 消防の組織	P304
・ 消防水利一覧	P305
・ 消防団の現況	P306
・ 消防防災施設等整備計画	P308

2 地域の消防力の整備強化

(1) 日常訓練

市は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となる責任者等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) コミュニティ防災センター

市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となるコミュニティ防災センターの整備を促進するとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

なお、現在本市では、西部コミュニティ防災センター、南東部コミュニティ防災センター及び北部コミュニティ防災センターを設置している。

名称	所在地	電話番号
西部コミュニティ防災センター	甲府市富竹2丁目2-27	055-228-0508
南東部コミュニティ防災センター	甲府市増坪町251-1	055-244-0338
北部コミュニティ防災センター	甲府市岩窪町261	055-254-9766

(3) 防火・防災活動の推進

防火対象物の関係者は、自衛消防組織の整備を充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防火・防災対策の整備、防災訓練等の実施など、防火・防災活動の推進を図る。

第2 火災・防災予防対策の強化【建築指導課・消防本部・地域防災課】

1 建築同意制度の効果的活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、甲府地区消防本部と連携して、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法(昭和23年法律第186号)第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、簡易消火用具及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火・防災管理体制の推進

市は、甲府地区消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火・防災管理体制を推進する。

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。
このため、消防法に規定する一定規模以上の防火対象物については、防火・防災管理者を必ず選任させるものとする。
- (2) 防火・防災管理者に対して消防計画を作成させ、自衛消防組織の設置及び消火、通報、避難、その他防災管理に関する訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用等について指導を行うものとする。

第3 防火・防災管理者制度の確立【消防本部】

1 防火管理者

一定規模を超える防火対象物（多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物のうち、自力避難困難者が入所する施設等で収容人員10人以上、映画館・キャバレー・ホテル・旅館・百貨店・マーケット・病院等で収容人員30人以上又はその他の用途の防火対象物で収容人員50人以上のもの）の管理権原者に対し、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項に規定する資格を有する防火管理者を選任させ、消火、通報及び避難の訓練の実施を定めた消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行わせる。

2 防災管理者

一定規模を超える防火対象物（共同住宅、格納庫等又は倉庫を除いた用途に供する防火対象物のうち、4階以下で延べ面積5万㎡以上、5階以上10階以下で延べ面積2万㎡以上又は11階以上で延べ面積1万㎡以上のもの）には、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第47条第1項に規定する資格を有する防災管理者を選任させ、地震災害等に対応した消防計画の作成及び応急対応や避難訓練等、大規模地震に対応した防災管理上必要な業務を行わせる。

第4 火災予防査察【消防本部】

火災発生及び被害の拡大を防止するため、甲府地区広域行政事務組合消防本部火災予防査察規程（平成28年5月消本規程第10号）に基づき、立入検査を実施する。

1 一般査察

年間査察実施計画に基づき、防火対象物の立入検査を実施する。

2 特別査察

消防長等が、特に火災予防上必要があると認めた防火対象物に対して、時期を指定して立入検査を実施する。

第5 危険物等に対する予防措置【消防本部】

1 実態把握等

危険物その他火薬類、プロパンガス等の爆発又は引火するおそれのある物品を貯蔵し、取り扱う建物又は設置場所等の実態把握あるいは法令違反事項の是正に努める。

2 自衛消防組織の育成

危険物取扱者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等、防火教育の徹底を図るとともに自衛消防組織の育成を図る。

【資料編】			
・ 銃砲火薬類施設	P309	・ 高圧ガス関係事業所一覧	P310
・ 火薬庫所有者一覧	P309	・ 危険物施設の状況	P311

第6 火災危険区域の指定【消防本部】

火災危険区域として次のとおり危険区域を指定し、当該区域の延焼防止、人命保護に重点をおき消防活動を行うものとする。

○ 火災危険区域

番号	区域	指定理由
1	中央一丁目1～4、13～20番街区	木造建築物の密集地
2	中央四丁目3、4番街区	同上
3	中央四丁目5番街区	同上
4	青沼一丁目6～11、16、17番街区	同上

第7 防火地域・準防火地域の指定【都市計画課】

都市の防火対策として、適切な空地の配置や、防火地域・準防火地域の指定による建築物の規制といった手段がある。防火地域・準防火地域の指定について、本市においては、防火地域59ha、準防火地域199haを指定し、建築物の不燃化を促進している。

また、防火地域は商業地域のうち、甲府駅を中心とする商業業務施設が密集し、火災の危険率が高い容積率600%の区域に定め、この地域については、現在積極的な耐火構造による建築が進められている。

なお、他の主に商業地域(甲府市地方卸売市場を除く。)については、準防火地域とし不燃化対策と、良好な都市環境の形成を図るものである。

第8 林野火災予防計画【消防本部・林政課】

本市における森林の面積及び市域に占める森林の割合は、次のとおりである。

(令和5年度山梨県林業統計書を参照)

総面積	森林面積				森林の割合
	国有林	県有林	民有林	森林総面積	
21,247 ha	1,170 ha	4,335 ha	8,152 ha	13,656 ha	64 %

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。

このため、甲府地区広域行政事務組合消防本部においては、森林関係者、関係機関、地域住民と連携協力して、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

市及び消防機関は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、市民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、住民等に対する注意喚起、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、周知徹底を図る。

なお、山火事予防運動の重点事項は、次のとおりである。

- (1) 枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火はしないこと。
- (2) たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- (3) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- (4) 火入れを行う際、許可を必ず受けること。
- (5) 歩行中の喫煙はしないととともに、たばこの投げ捨てはしないこと。
- (6) 火遊びはしないこと。

2 森林所有(管理)者に対する指導

市は、森林所有(管理)者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

- (1) 防火管理計画
 - 特別警戒区域・特別警戒時期・特別警戒実施要領等
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域・出動計画・防御鎮圧計画・他市町村等応援計画
 - イ 資機材整備計画・防災訓練実施計画・啓発運動推進計画等

4 林野火災発生時の連絡体制の確立

市は、市内の森林において火災が発生した場合には、関係者と連絡を密にとり、的確な消火活動が図れるよう情報提供に努めるものとする。

5 関係団体等への啓発

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林関係者、関係機関、地域住民への啓発に努めるものとする。

6 避難行動要支援者への支援

市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

第6節 山崩れ、地すべり等災害防止計画

第1 山地の災害予防【林政課】

本市の64%を占める北部及び南部の森林地域は急傾斜地が多く、地質構造も弱いため、崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、次に掲げる森林整備事業や治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等自然災害の危険頻度が高い山地災害危険地区及び流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食される等の異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

【資料編】

- ・ 山地災害危険地一覧 P235

第2 河川対策【道路河川課】

1 河川改修及び情報の収集等

本市には、一級河川57、普通河川162の多くの河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、ダムの建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

一方で、気候変動の影響により全国各地で豪雨が頻発・激甚化して災害が発生している状況から「施設整備による洪水発生防止には限界があるとの意識の転換」が必要となってくる。このため今後も中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、市民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

2 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

本市は、浸水想定区域を含むことから、水位情報や洪水予想の伝達方法、避難場所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定め、住民への周知のほか、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難情報発令時は、対象河川の施設に対し、FAX等により情報提供を行うこととする。なお、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の避難情報について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃からの市民への周知徹底を図るものとする。

3 要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の推進

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難体制の強化を図るため、避難確保計画の作成および避難訓練の実施を推進し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとする。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、別に定める「甲府市水防計画」により、施設の名称及び所在地を明記する。

【資料編】

- ・ 雨量観測所一覧 P312
- ・ 水位観測所一覧 P312

第3 砂防対策【防災企画課・林政課・都市計画課】

本市の森林地域は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨等の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、砂防堰堤、溪流保全工等一連の砂防事業については、県により実施されている。今後も、砂防事業の実施を要請していく。

2 地すべり防止対策

市内においても、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき指定されており、県により、排水施設、擁壁、その他の防止施設の整備する地すべり防止工事等が行われている。今後も地すべり防止事業の実施を要請していくとともに、関係住民の理解と協力を得ながら、指定以外の危険箇所についても必要に応じて指定を要請する。

3 盛土対策

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

さらに、対策が完了されるまでの間、地域防災計画や避難情報等の見直しが必要となる場合は県に対し適切な助言や支援を要請していく。

【資料編】

- ・ 地すべり防止区域一覧 P234

第4 急傾斜地崩壊防止対策【防災企画課・林政課】

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し防災工事を施すなどの改善措置をとるよう指導するものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定され、がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、危険度の高い箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

3 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地崩壊危険区域ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、県の公表する災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市及び県は、警戒区域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 かけ地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

【資料編】

・急傾斜地崩壊危険区域一覧 P234

第5 土砂災害警戒区域等における対策【防災企画課・林政課・道路河川課】

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど県と連携して土砂災害ソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定については、本市の意見を聴いて県が行うことになっている。県は土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行うとともに、土砂災害防止法に定められた必要な施策を講ずる。

2 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制の確立を図る。

また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等をFAX等により伝達する。

なお、土砂災害警戒区域内における円滑な警戒避難体制を確保するため、土砂災害ハザードマップを地区の住民等に配布するとともに、市ホームページに掲載している。

3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（甲府市）を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

甲府市が発令する避難指示等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断する。

【資料編】

・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧 P240

4 避難の指示等

避難指示等の伝達は、災害の種類や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、防災行政用無線（甲府市防災防犯メールマガジン（以下「メールマガジン」という。）、甲府市防災アプリ（以下「防災アプリ」という。）を含む。）等による広報、報道機関への放送要請、Lアラート、市ホームページへの掲載などを行うとともに、関係する消防団、自治会長への電話連絡等を行う。

なお、土砂災害警戒区域内にある「要配慮者関連施設（学校・老人ホーム等）」についても、早期避難の準備を促すため、上記伝達手段及びFAX等により「高齢者等避難」を伝達する。

5 要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の推進

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難体制の強化を図るため、避難確保計画の作成および避難訓練の実施を推進し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとする。

【資料編】

・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧 P253

●避難指示等の判断基準

大雨による土砂災害及び洪水等に係る判断基準を次表のとおり定める。

1. 【土砂災害の判断基準】

避難情報	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レベル4】	次の1～5のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、判断基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） 3 土砂災害の発生が確認された場合

2. 【洪水等の判断基準】

・洪水予報河川（笛吹川、釜無川、荒川）

河川名	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
各河川 共通	高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 2 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又は	—

		通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
笛吹川	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 洪水予報により、石和水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.90mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 2 洪水予報により、石和水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.30mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 洪水予報により、石和水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.30mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2 石和水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.30mに到達していないものの、石和橋水位観測所の水位が「氾濫する可能性のある水位」である3.80mに到達することが予想される場合 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 石和水位観測所の水位が、「氾濫する可能性のある水位」である3.80mに到達した場合 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）
釜無川	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.00mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 2 洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.20mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2 船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.20mに到達していないものの、船山橋水位観測所の水位が「氾濫する可能性のある水位」で	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 船山橋水位観測所の水位が、「氾濫する可能性のある水位」である3.12mに到達した場合 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 左岸堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 4 左岸堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）

	<p>位)である2.20mに到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>4 左岸堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとの情報を入手した場合</p>	<p>ある3.12mに到達することが予想される場合</p> <p>3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合</p> <p>4 左岸堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとの情報を入手した場合</p> <p>※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	<p>等により把握できた場合)</p>
荒川	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 洪水予報により、荒川水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である3.40mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予想が発表されている場合</p> <p>2 洪水予報により、荒川水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である4.00mに到達する予測が発表されている場合</p> <p>3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 洪水予報により、荒川水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である4.00mに到達した場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 荒川ダムの管理者から、緊急放流(非常用洪水吐からの越流)の通知があった場合</p> <p>※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1 水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達するおそれが高い場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(洪水予報の氾濫発生情報[警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団等からの報告により把握できた場合)</p>

・水位周知河川(相川、濁川、平等川、滝戸川、境川、鎌田川、貢川)

河川名	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
各河川 共通	<p>高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	<p>次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>2 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う</p>	—

		台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又は通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
相川	次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 相川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.60mに到達した場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 相川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.90mに到達した場合 2 相川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.60mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 相川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 相川水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）
濁川	次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 濁川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.50mに到達した場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 濁川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.00mに到達した場合 2 濁川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.50mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 濁川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 濁川水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

		<p>まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
平等川	<p>次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 平等川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.10mに到達した場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 平等川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.40mに到達した場合</p> <p>2 平等川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.10mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 平等川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>② 平等川水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</p>
滝戸川	<p>次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 下曽根水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.20mに到達した場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 下曽根水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.40mに到達した場合</p> <p>2 下曽根水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.20mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 滝戸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>② 下曽根水位観測所の上流</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</p>

		<p>で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
境川	<p>次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 境川橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.40mに到達した場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 境川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.60mに到達した場合</p> <p>2 境川橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.40mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 境川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>② 境川橋水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1 水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達するおそれが高い場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)</p>
鎌田川	<p>次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 鎌田川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である5.30mに到達した場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>1 鎌田川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.70mに到達した場合</p> <p>2 鎌田川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である5.30mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 鎌田川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1 水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達するおそれが高い場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)</p>

		② 鎌田川水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
貢川	次の1～2のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 貢川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.40mに到達した場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 貢川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.70mに到達した場合 2 貢川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.40mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 貢川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 貢川水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、判断基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

・その他河川

河川名	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
高倉川 藤川 芦川	次に該当する場合に発令する 1 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に発令する 1 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○m）に到達し、次の①又は②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基	次の1～5のいずれか1つに該当する場合に発令する （災害が切迫） 1 ○○川の水位が背後地盤高（又は堤防天端高）に到達した場合 2 ○○川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれ

		<p>準を大きく超過する場合)</p> <p>② ○○水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又は通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※ 夜間・未明であっても、判断基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	<p>が高まった場合</p> <p>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5 越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</p>
--	--	---	---

※ 土砂災害警戒情報の危険度予測レベルは次のとおりです。
 レベル4（速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。）
 レベル3（土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。高齢者等は速やかに避難する。）
 レベル2（ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。）

第 6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 20 条に基づく警戒避難体制整備計画【防災企画課】

1 整備計画

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所における警戒避難体制に関する整備計画は、次のとおりとする。

区分	事業年度	保全区域内の世帯数	避難所の名称及び避難所への最大所要時間（徒歩）	避難所の面積及び付帯設備	雨量計の有無	情報の収集、伝達責任者	備考
	急傾斜地指定年月日				雨量計測機関		
竹日向町	第1期S61～63 第2期H14～16	10世帯	竹日向町公会堂 約5分	20坪 水道、ガス調理場、畳	有	竹日向自治会長	防災行政用無線子局あり 衛星携帯電話は組長宅にある。
	S61・7・24 H1・3・20				中央消防署 宮本出張所 (公認届出観測所)		
上積翠寺町	S59～63 (工事完了)	6世帯	上積翠寺公会堂 約5分	40坪 水道、ガス、調理場、畳、有線放送機器一式	有	上積翠寺自治会長	防災行政用無線子局あり
	S59・6・18 S62・8・13				山本公則氏宅(公認届出観測所)		
和田町	第1期S63～H1 第2期H3 (工事完了)	35世帯	和田町公会堂 約10分	30坪 水道、ガス、調理場、畳、有線放送機器一式	和田、小松における雨量計測機関は、消防本部指令課とする。 (公認届出観測所)	和田自治会長	防災行政用無線子局あり
	S63・10・13 H4・3・2						

小松町	H2～H5 (工事完了)	22世帯	小松町公会堂 約15分	20坪 水道、ガス、調理場、有線放送機器一式、ジュウタン		小松自治会長	防災行政用無線子局あり
	H4・3・2						

2 基準雨量

警戒避難体制をとる場合の基準雨量は、消防庁通知を適用し、次のとおりとする。

測定は大雨注意報発表後からとし、警戒体制に入った場合の測定間隔は30分とする。

	前日までの連続雨量が 100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 40mm以上～100mm未満あった場合	前日までの連続雨量が 40mm未満の場合
第1警戒体制 (準備体制)	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の雨量が100mmを超えたとき
第2警戒体制 (初動体制)	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

※ 第1警戒体制とは、

消防団員などによる危険区域の警戒巡視及び住民に注意を促す広報を行う体制をいう。

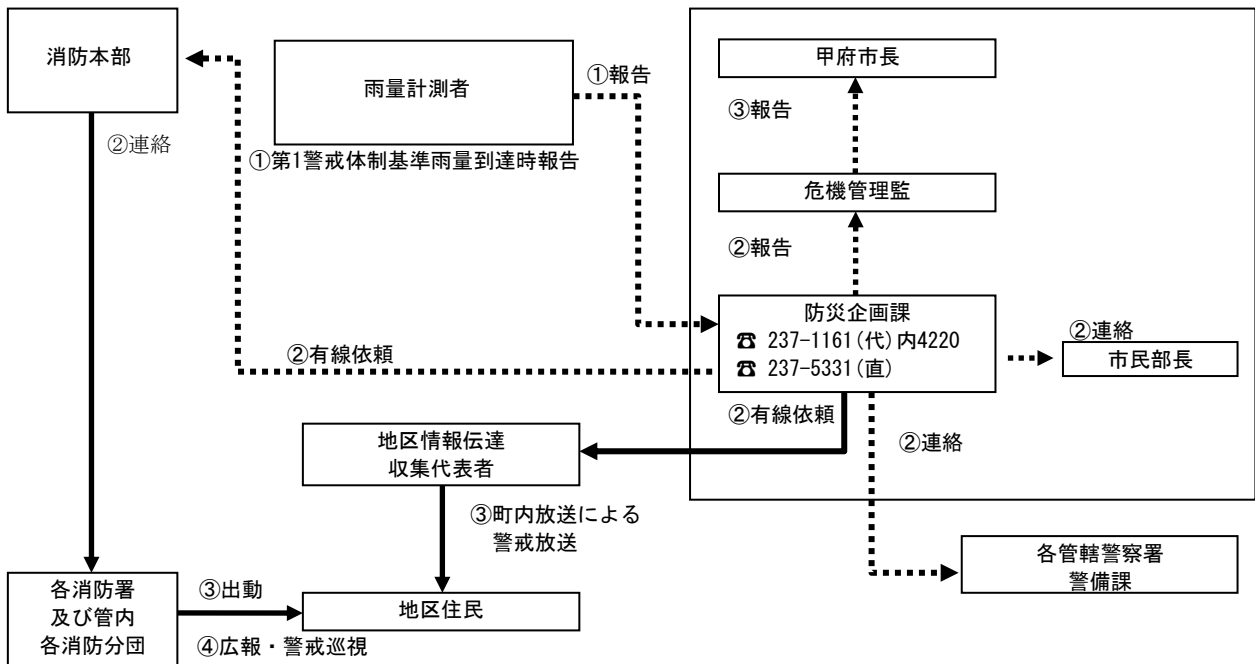
※ 第2警戒体制とは、

住民に対して避難準備を行うよう広報し、必要に応じて避難の指示などを行う体制をいう。

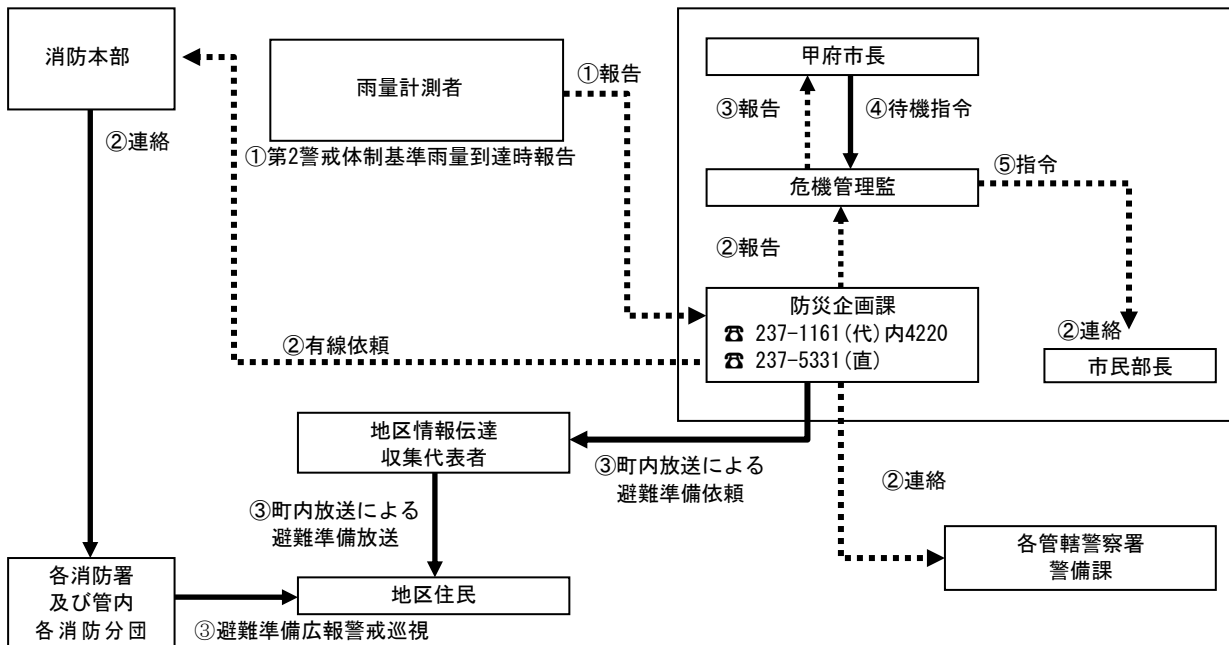
3 伝達経路

地元住民への避難指示等の伝達経路は、次のとおりとする。

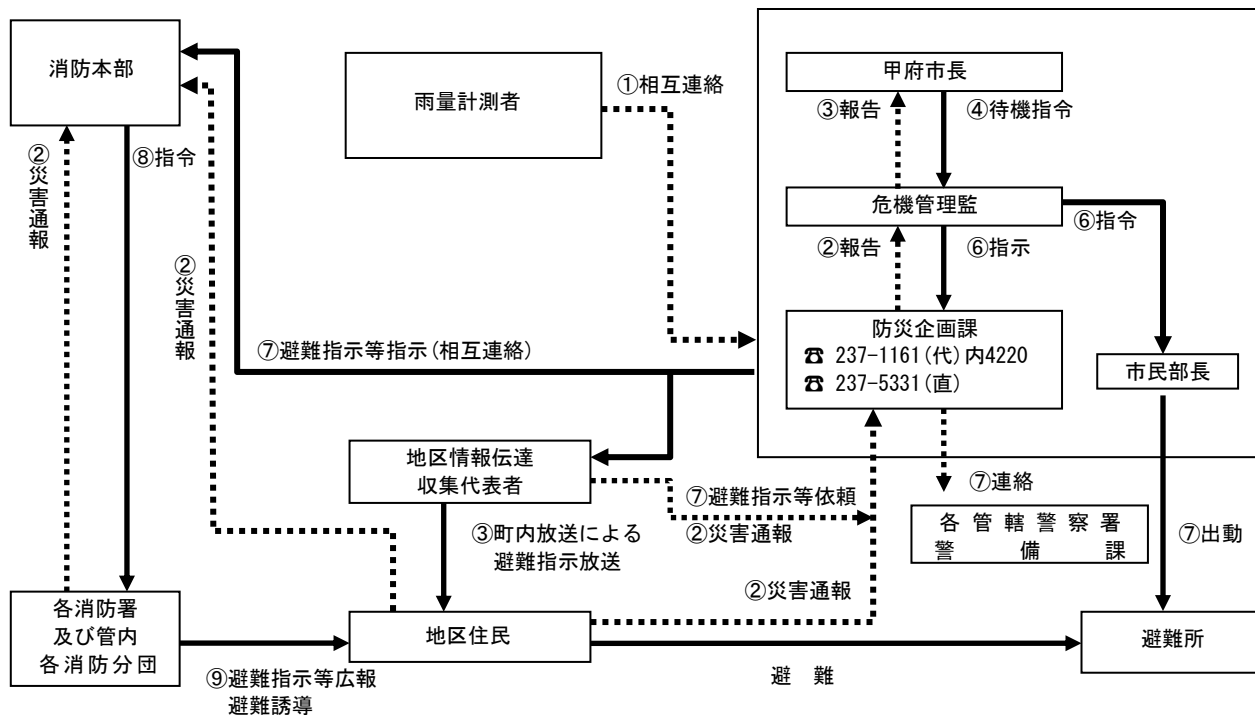
(1) 第1警戒体制(準備体制)の場合



(2) 第2警戒体制(初動体制)の場合



(3) 避難指示の場合



第7 地域住民への周知【防災企画課】

市は、危険な箇所に住居する地域住民に対し、土砂災害危険区域図等を作成配布し、風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、警戒宣言発令時、南海トラフ地震や東海地域の地震・地殻活動情報入手時あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報誌等により啓発に努める。

【資料編】

- ・ 災害時の指定避難場所一覧 P215
- ・ 福祉避難所一覧 P224
- ・ 土石流発生に伴う避難場所 P230

第8 農業対策【農政課・就農支援課】

1 農業施設

(1) たん水防除対策

応急たん水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施行して、予想されるたん水被害を未然に防止するため、排水機、排水樋門、排水路等の改修を行う。市内におけるたん水防除施設は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- ・ たん水防除施設 P246

(2) ため池

ため池は、災害の際に決壊流失すると人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、ため池管理者と連携を密にし、亀裂又は漏水等について常に点検する。

老朽化したため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行うとともに、大雨が予想されるときは、あらかじめ放水し、ため池の水位を下げる等維持管理を十分にするよう努める。

また、ハザードマップを活用して、地域の安全を確保するよう周知する。

(3) 農業用取水堰及び水門

農業用取水堰及び水門は、定期的に設備操作、点検を行い、増水時には巡回や施設管理者と連携を密にし、適切な管理を行う。また、老朽化した施設の改修により水害の未然防止を図る。

【資料編】

- ・ 主たるため池の所在地及び整備状況 P246
- ・ 農業用取水堰及び水門一覧 P251

(4) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

- (5) 農地保全
急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。
 - (6) 農業用施設
ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置を指導する。
- 2 農作物に対する措置
気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するものとする。
 - 3 家畜に対する措置
畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、防疫(予防接種など)を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第9 林業対策【林政課】

- 1 林業施設対策
林道及び治山施設に係わる災害を防止するため、あらかじめ調査、補強を行う等、適正な措置を講ずるものとする。
- 2 林地保全対策
森林は、水源かん養、土砂流出防備などの公益的機能を持っていることから、これを高度発揮するため、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を図るものである。

第7節 建築物災害予防計画

第1 不燃建築物の建設促進対策【建築指導課】

大規模火災等による建築物の被害の軽減を図るため、建築物が密集し延焼拡大のおそれのある地域について、建築物の構造制限等について指導を行う。防火地域及び準防火地域の指定状況については、本章第5節火災予防計画に掲載している。

また、建築基準法第22条に規定する地域については、1,797haが指定されている。

【建築基準法第22条】（屋根）

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

第2 都市再開発計画【都市計画課】

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。

第3 公共施設災害予防計画【関係各課】

1 老朽建物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、県の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の建設の促進を図る。
- (2) 建物の管理者に対し、建物の定期点検などの実施確認、指導等を行うとともに、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有建物の対策

- (1) 不特定多数の人の用に供する特殊建築物等の不燃化の推進を図る。
- (2) 公営住宅の不燃化及び既設木造公営住宅の耐火構造への建替等の指導を行う。
- (3) 建築物の建設資金融資制度の活用については、不燃化を図るよう関係者への指導を強化する。

3 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第4 建築基準法に基づく建築物等の規制【建築指導課】

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう、建築確認審査業務を通して法適合の実効性を確保し、安全安心なまちづくりの実現を図る。

更に、違反建築物の取り締りを強化し、特に防火地域内等での非不燃化建築物等の建築の抑制に努める。

第5 定期報告制度及び防災査察【建築指導課】

特定行政庁として、昭和56年度から定期報告制度を実施しており、映画館、百貨店、旅館、ホテル、病院、共同住宅、キャバレー等、建築基準法第12条に該当の所有者(管理者)に、自主的にその安全性を定期的に点検して報告させ、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

その他、随時防災査察を実施し、不特定多数の人の出入する建築物の安全維持に努める。

第6 特殊建築物の防災改修の促進【建築指導課】

前項の査察並びに建築確認台帳等により、特殊建築物の台帳を整備し、防災診断及び防災改修計画書の作成を行い、既存の特殊建築物等の防災性能の向上を促進する。

第8節 文化財災害予防計画

第1 保護の対象【歴史文化財課】

市内にある国、県、及び市により指定された文化財は、有形、無形及び自然的人文的と広範にわたる。
なお、市内の保護対象文化財は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- ・ 市内文化財一覧 P314

第2 文化財の管理【歴史文化財課】

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、山梨県文化財保護条例(昭和31年条例第29号)及び甲府市文化財保護条例(平成17年条例第45号)により、所有者及び管理責任者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等をなし、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会に、市指定文化財は市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設【歴史文化財課】

指定文化財の防災施設の設置について、国、県、市は文化財所有者及び管理責任者の申請に基づいて、補助金を交付する。

修理費の補助金は、国指定文化財の場合、国・県・市の補助金を合わせて87.5%から96.25%を上限に交付されるが、県及び市指定の文化財については、国庫補助金の交付は受けられないので県指定のものは県と市及び所有者、市指定のものは市と所有者でまかなわなければならない。

指定文化財の防災施設(防火施設、保存庫)については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助の率は、国指定では国が50%から85%を上限とし、県と市がその残りの一部を負担することができる。

県指定では県が50%を上限とし、市がその残りの一部を負担することができる。

1 建造物の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を促進している。また、建造物の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、貯水槽、消火栓、避雷針等の消防施設についてもその設置を促進している。これらの設備状況は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- ・ 建造物の防災施設設備状況 P320

2 美術工芸品の防災施設

美術工芸品を火災等の災害から防護するための防災施設として保存庫の建設を進めている。その設置状況は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- ・ 美術工芸品保存庫設置状況 P321

第4 文化財災害予防計画及び対策【歴史文化財課】

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者が行うものであるが、市は所有者等の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防署や地元消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第9節 原子力災害予防計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。

山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、市の境までの距離は約106kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改訂を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア～イは、実用発電用原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Zone)緊急時防護措置を準備する区域(概ね30km)

※ 本節及び第3章第13節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」・・・原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害
- ・「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」・・・原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射線同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」・・・原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」・・・原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力(株)浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力(株)				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転状況	廃止措置中		施設定期点検中		
運転開始年月日	S51.3.17	S53.11.29	S62.6.28	H5.9.3	H17.1.18
運転終了年月日	H21.1.30	H21.1.30	—	—	—

第2 情報の収集及び連絡体制の整備【防災企画課】

市は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平時から、県及び関係機関等との連携を密にし、必要に応じて、衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備【環境保全課】

1 平時におけるモニタリングの実施

市は、平時から、大気中の環境放射線モニタリングを実施し、市内の環境に対する影響を評価するとと

もに、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

2 モニタリング機器の整備

市は、平時又は緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等のモニタリング機器の整備に努める。

3 モニタリング要員の確保

市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために、必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。

第4 原子力災害に関する市民等への知識の普及と啓発【危機管理課】

市は、県と協力し、次の内容について、市民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5 防災業務職員に対する研修【防災企画課・環境保全課】

市は原子力防災対策の円滑な実施を図るため県等の実施する原子力防災に関する研修への参加に努める。

第10節 特殊災害予防計画

火薬類のような爆発性を有するもの、高圧ガスのようにその容器が破裂する危険性を持つもの、ガソリン、アルコール、ベンゼンのような引火性を有するもの、ラジウム、コバルト60のような放射性物質など一般的に危険物といわれている物質の保安管理は、次により行うものとする。

第1 火薬類【消防本部・地域防災課】

1 火薬庫、火薬類の所有者又は占有者の措置

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)の規定により、火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生しその他安定度に異常を呈したときは、その火薬庫、火薬類の所有者又は占有者は、直ちに次の応急の措置を講じなければならない。

- (1) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。
- (2) 通路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずること。
- (3) (1)及び(2)に規定する措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて附近の住民に避難するよう警告すること。
- (4) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄すること。

2 市長の措置

- (1) 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。
- (2) 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。
この場合、避難者については、その立退き先を指示する。
- (3) 被爆者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。
- (4) 爆発又はそのおそれがあると認めたとときは、消防隊の出動を命じ、災害を防御し又は災害の拡大を防止する。

【資料編】

- | | |
|------------|------|
| ・ 銃砲火薬類施設 | P309 |
| ・ 火薬庫所有者一覧 | P309 |

第2 高圧ガス【消防本部】

1 危険時の措置

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)及び一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)の規定により、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったときは、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設、高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、次の措置を講じなければならない。

- (1) 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、製造又は消費の作業を中止し、製造設備若しくは消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。
- (2) 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告すること。
- (4) 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを定められた方法により放出し、又はその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。

2 市長の措置

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。
- (2) 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したとき、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合、避難者については、その立退き先を指示する。

- (3) 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。
- (4) 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、消防隊の出動を命じ、災害防御又は災害の拡大を防止する。

【資料編】

- ・ 高圧ガス関係事業所一覧 P310
- ・ 山梨県高圧ガス地域防災協議会防災事業所一覧(市内) P310

第3 毒物及び劇物【消防本部】

1 事故の際の措置

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の規定により、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物、劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保護衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を管轄する保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 市長の措置

- (1) 有害ガスの飛散、水道施設への流出等の発生又はそのおそれがあると判断した場合は、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。
この場合、避難者については、その立退き先を指示する。
- (2) 負傷者の救出、救護及びその他必要な措置を講ずる。
- (3) 有害ガスの飛散、水道施設への流出等の発生、又はそのおそれがあるときは、消防隊の出動を命じ、災害防御及び被害の拡大を防止する。

【資料編】

- ・ 毒物及び劇物取締法関係施設 P311

第4 ガス事業施設【消防本部】

1 一般ガス導管事業者

- (1) ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結し、ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立会い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い
- (4) 一般ガス事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
- (5) 高中圧ガス導管については、緊急、遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
- (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
- (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための態勢を確立し人員・機材を整備
- (8) ガス漏えい及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及びガス事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練

2 簡易ガス事業者

- (1) ガス施設は、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識の普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

3 市長の措置

県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示

【資料編】

- ・ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧 P310

第5 石油類及び薬品【消防本部・防災企画課・地域防災課】

1 所有者、製造者の応急措置

- (1) 出火防止の措置
 - ア 施設内の使用火、作業火等火気を完全に消火し、発火源を除去する。
 - イ 施設内の電源は状況により保安系統を除き切断する。
ただし、断線の場合は、自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。
 - ウ 配管の亀裂等による漏えい箇所の探知を実施しその確認と措置を講ずる。
 - エ 出火防止上、危険と認められる作業は中止する。
 - オ その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を計る。
- (2) 消防用設備等の確保
 - ア 消火設備を点検、試動して機能を確保する。
 - イ 警報設備を点検し、機能を確保する。
 - ウ 自衛消防隊員を確保し、自衛消防力を強化する。
- (3) 災害防止措置
 - ア 危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏えい、流出は積土のうえその他必要な処置を実施して流出区域の拡大を防止する。また付属施設には水防、防火等の防護装置を完全に実施する。
 - イ 貯蔵危険物には保安措置を強化する。
 - ウ 保安資機材を確保する。

2 市長の措置

- (1) 施設内における一切の火気の使用を禁止する。状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。
- (2) 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連絡を取り、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示する。この場合避難先を指示する。
- (3) 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、消防隊の出動を命じ、災害を防御し又災害の拡大を防止する。
また火災の状況、規模により消火用薬剤の収集等を速やかに行う。

【資料編】

- ・ 危険物施設の状況 P311

第6 放射性物質【消防本部・危機管理課】

1 施設関係者の応急措置

- (1) 放射線障害の発生の防止
 - ア 放射性同位元素による汚染の発生のおそれのある場合は、防護具の着用、用具の使用退避などにより危険をさける。
 - イ 負傷者、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出を行い、応急措置をする。
- (2) 火災時汚染区域
放射線量及び空中放射性同位元素濃度が消防隊の定める汚染拡大防止に必要な数量、濃度を超え又は超えるおそれがあると認められる区域
- (3) 火災時危険区域
上記の区域内で障害防止に必要な数量、濃度を超え、防護衣、自給式呼吸器等を必要とする区域又は必要と認められる区域
- (4) 放射性同位元素の搬出
放射性同位元素を搬出した場所には人が近づかないように縄張り、標識などを設け見張人を置く。

2 市長の措置

- (1) 放射線危険区域等の設定
 - ア 施設関係者は、0.1mSv/h 以上の放射線が検出される区域、火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域及び煙・流水等で汚染が認められ又は予想される区域並びに関係者が勧告する区域を放射線危険区域として設定する。ただし、施設関係者が何らかの理由により不在の場合は、市がその区域を設定する。
 - イ 消防隊は、消防警戒区域を設定し、市民等の安全確保及び現場における消防活動エリアを確保するとともに外周をロープ及び標識等により範囲を明示する。
 - ウ 消防隊は、警察官等の関係機関と連携し、市民等に対し現場付近からの退避や立ち入り制限を行う。
- (2) 広報及び避難措置
放射性物質を含んだ粉塵、流水が危険区域を超えて飛散流出するとき又はそのおそれがある場合は、施設関係者と緊密な連携のもとに必要な応じて市民等へ広報するとともに、避難の勧告、指示及び避難のた

めの立退き等の措置をとる。

(3) 放射線の検出活動及び安全管理

消防隊員等が放射線危険区域へ進入する場合は、放射能防護服、呼吸保護具、個人警報線量計等の被ばく防護装備を必ず装着するとともに、進入隊員の被ばく線量、活動時間管理等、被ばくに関する安全管理体制を構築する。

(4) 汚染検査及び除染

消防隊員等が放射線危険区域等の被ばくの可能性がある環境下で活動する場合は、現場活動をした隊員等及び資機材を対象に汚染検査を行い、その結果により必要に応じて除染を行う。

【資料編】

- ・ 放射性同位元素等使用事業所 P311

第11節 情報通信システム整備計画

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項に規定する地理空間情報) S I P 4 D (基盤的防災情報流通ネットワーク: Shared Information Platform for Disaster Management) 及び新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の活用など情報通信システムの整備や、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第1 防災行政用無線の整備等【防災企画課】

1 防災行政用無線

防災行政用無線は、市民に対して直接広報することを目的とする固定系と、各種災害情報の収集連絡を目的とした移動系設備で構成されており、昭和55年度から整備を行い運用してきたところであるが、設備等の老朽化に伴い、移動系については平成25年5月、同報系については同年9月に更新を行い、複数回線の同時通信機能、J-A L E R T連携機能を備えたデジタル設備として補完した。今後は、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して、正常な機能維持を確保するものとする。

2 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)

全国瞬時警報システム(J-A L E R T)とは、総務省消防庁が運用するシステム。

緊急地震速報、国民保護に関する情報等の対応に時間的余裕が無い緊急情報を、地域衛星通信ネットワーク等を利用して地方公共団体に送信し、市の防災行政用無線(固定系)を自動起動して住民に伝達するものである。

3 通信手段の複線化

防災行政用無線の配備により、防災関係機関及び災害現場との通信網が構築されたが、引き続き、衛星携帯電話や新たな通信端末の配備を検討し、多様な手段により通信手段の複線化を図るとともに、通信網の拡充とその運用の習熟に努めるものとする。

【資料編】

- | | |
|-------------|------|
| ・ 防災行政用無線一覧 | P280 |
| ・ 上下水道局無線一覧 | P289 |

第2 県防災行政無線システム【防災企画課】

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 災害時優先電話の周知及び活用【管財課】

災害時には、一般加入電話の通話は、輻輳により使用が困難になる状況が予想される。

災害時優先電話は、発信機能が優先されることから、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめN T T 東日本に災害時優先電話として登録し、庁舎災害対策室内等に配備している。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- | |
|--|
| ① 登録電話機に「災害時優先電話」シールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。 |
| ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。 |

第4 他の関係機関の通信設備の利用【防災企画課】

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

なお、市内の関係機関の無線施設は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

・ 市内無線局一覧 P290

第5 インターネットによる情報通信システム等の整備【防災企画課・DX推進課・情報発信課】

市民が求める様々な情報が速やかに提供できる仕組み、また災害発生時の初動対応を迅速・的確に行う仕組みを確保するため、次のとおりシステム等を整備する。

また、通信インフラの途絶時に備え、通信手段を複線化していくとともに、各システム等の機能の維持及び運用の周知、職員による操作等の習熟に努める。

1 市ホームページ

市では、平時よりホームページによる広報活動を行っているが、災害時の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、サーバーのクラウド化などリスクの分散化を考慮し整備に努めるものとする。

2 防災情報WEB

防災情報WEBは、平時より各種ハザードマップ、Eラーニングなど、防災情報を公開している。

3 山梨県総合防災情報システム

県は、大規模災害時に県内市町村の被害状況を迅速に収集し、災害対応の拡充を図るため、平成29年3月から、県、市町村、関係機関で運用を開始した。

4 甲府市総合防災情報システム

災害発生時の被災状況等をシステム内で一元管理し、迅速かつ確かな災害対応を支援する総合的な防災システムである。また、山梨県総合防災情報システムと連携することで、迅速な情報伝達と支援協力を可能とする。

(1) 職員参集機能

電子メールを職員に送信し、安否確認、登庁の可否、登庁予定時間等の情報を迅速に収集・集計する。また、気象情報等に基づき、設定した配備体制の職員に参集メールを自動送信し、迅速な職員の配備を行う。

(2) 被害情報収集機能

収集した被害情報や報告事項、対応状況等を時系列で一元管理する。

(3) 被害報告アプリ

災害現場に向いた職員が災害対策本部に被害状況を報告するアプリである。また、言葉では伝え切れない状況を写真や動画で送信することにより、より詳細な被害状況を伝達することが可能となる。

(4) 電子地図機能

災害現場からの写真や動画報告は、電子地図上にリアルタイムで表示し、市内の被害状況等、視覚的な情報共有を行う。

(5) 甲府市防災アプリ（スマートフォン・タブレット専用アプリ）

避難情報の発令や避難所開設情報等、緊急情報を迅速に配信する。

また、GPS機能による避難誘導や安否確認機能を搭載するなど、市民活用型の防災アプリ。

(6) 甲府市防災ポータル（防災専用ホームページ）

市が発令する避難情報の発令、避難所開設情報、市からのお知らせ等、緊急情報を迅速に配信する。

(7) 災害情報自動配信機能

避難情報の発令、避難所開設情報などを、甲府市公式SNSや甲府市防災ポータル等へ一括配信する。

6 甲府市防災防犯メールマガジン

防災行政用無線の放送内容をはじめ、東海地震などの各種災害関連情報や防犯に関わる情報等を市民に文字情報として伝えるため、山梨県市町村総合事務組合の運営する「山梨県・市町村電子申請受付共同システム(ポータル名「やまなし申請・予約ポータルサイト」)」を利用し、スマートフォン、携帯電話・パソコンにメール配信を行っている。

7 緊急速報メール

携帯電話事業者の自治体向け災害情報伝達サービスを利用して、市内に居る市民及び観光客等に緊急情報(避難指示やテロ等)の提供を行っていくものとする。

8 ソーシャルネットワークサービス（SNS）

X（旧ツイッター）及びフェイスブックにより、パソコンやスマートフォン、携帯電話に緊急情報等の提供を行う。

9 防災情報アプリ

最寄の避難所までのルート案内、各種防災情報の提供及び安否確認機能を持つスマートフォン専用アプリ「全国避難所ガイド」（日本語の他 3カ国語対応）を活用し、市民及び市内の観光客等への情報提供を行う。

10 新物資システム（B-PLO）

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう市及び県、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の共有や物資の輸送・調達に関し、新物資システム（B-PLO）を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

第6 その他通信設備の整備【防災企画課】

1 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、あらかじめ市内アマチュア無線局との協力体制の確立に努める。

【資料編】

- ・ アマチュア無線クラブ一覧 P296

2 災害時用公衆電話（特設公衆電話）

NTT東日本(株)山梨支店により、大規模災害時における被災者及び帰宅困難者の早期通信手段の確保及び「災害用伝言ダイヤル171」の利用を目的に、市内の指定避難所等に「災害時用公衆電話」を整備し、60施設122回線が設置完了している。

第12節 要配慮者対策の推進

第1 社会福祉施設対策の推進【福祉部総務課・障がい福祉課・長寿介護課】

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や障がい者等いわゆる要配慮者であることから、予防査察等の機会を利用し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災設備等の整備

施設の災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

2 防災体制の整備

災害発生の予防や、風水害発生時の迅速かつ確かな対応のため、あらかじめ防災応急計画（風水害編）に基づき、防災対策委員会及び防災活動隊を組織し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障がい者等の引渡方法等を明確にする。

特に夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。また、市との連携のもと、近隣住民やボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

施設の職員や入所者が、風水害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。また、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を、年1回以上実施する。

第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策【防災企画課・福祉部総務課・障がい福祉課・長寿介護課・地域包括支援課・地域保健課・子ども未来部総務課・母子保健課】

市は、国(内閣府)の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改訂版）」等に基づき作成した「避難行動要支援者全体計画」により、次の避難行動要支援者等の対策に取り組むものとする。

また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

1 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

- (1) 福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、避難行動要支援者の避難支援業務を実施する。
- (2) 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災組織等において、災害時に障がい者などの救援を担う人材の育成を図るものとする。
- (4) 地域ぐるみの災害時の要配慮者支援体制の確立を図るものとする。
- (5) 多数の住民が参加して行う地域防災マップづくりや、支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

市は、福祉担当部局と防災担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

● 在宅で、次の要件に該当する者

- ア 65歳以上一人暮らし高齢者で、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けている者のうち、要介護2以下又は要支援2以下の者
- イ 介護保険の要介護認定3～5の者
- ウ 身体障害者手帳(視覚又は聴覚の個別等級)1～2級を所持する身体障害者
- エ 身体障害者手帳(肢体又は平衡の個別等級)1～3級を所持する身体障害者
- オ 療育手帳A判定を所持する知的障害者
- カ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障害者
- キ その他、具体的な理由により、本人が避難行動要支援者名簿への掲載を求め、市長が認める者

(2) 避難行動要支援者名簿情報

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、個人情報の提供に同意した方の避難行動要支援者名簿（以下「同意者名簿」という。）を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿（以下「全体名簿」という。）情報を提供する。

- ア 各自主防災組織(未結成の自治会においては当該自治会)
- イ 甲府市民生委員児童委員
- ウ 甲府市社会福祉協議会(地区社会福祉協議会を含む)
- エ 甲府地区消防本部及び各署
- オ 山梨県警察本部(甲府警察署、南甲府警察署)
- カ その他市長が定める者

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、入手する。

また、必要に応じて、県等に情報の提供を求めることとする。

(5) 名簿の更新及び差替え

市は、避難行動要支援者名簿について、原則として年1回以上更新し、差替えは年1回行うこととする。

更新は、新たに市に転入した避難行動要支援者に該当する者や、新たに要介護認定などで該当となった者を追加するとともに、死亡や転出等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ア 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- イ 避難支援等関係者に対し、同意者名簿の管理上の情報セキュリティに関する指導等を十分に行う。
- ウ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- エ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿の複製は、原則禁止とするが、平時における避難支援計画等を策定する上で必要の範囲において、自主防災組織の役員、各自治会の組長、防災リーダー、福祉推進員、主任児童委員に対し、各団体の規則等を優先する中で、同意者名簿を複写し、管理させることができることとする。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次のとおり配慮する。

- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- イ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達する。
- ウ 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より説明を行う。

避難支援等関係者にあっては、避難行動要支援者への支援に際し、自身の生命が危険にさらされないよう、地域内でのルールづくりを促進する。

(9) 個別計画の作成等の促進

市は、自主防災組織(又は自治会)等による同意者名簿掲載者の具体的な避難支援方法の検討及び必要な資機材等の準備並びに個別計画の作成を促進する。

(10) 情報伝達体制の構築

直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

(11) 避難支援の仕組みづくり

市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、要配慮者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを構築するものとする。

3 要配慮者のための福祉避難所の確保

(1) 種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

(2) 災害時に福祉避難所ごとの支援員等の確保に努めるものとする。

(3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

4 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 市は、在宅高齢者や障がい者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、要配慮者支援マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮する。

(2) 訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

また、地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

5 避難所における対応

市は、第3章第18節に規定する指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

6 要配慮者への情報伝達活動

市は、要配慮者のニーズを把握し、被害及び二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など要配慮者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

7 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

第3 外国人・観光客等の対策【市民課・観光課】

災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図るとともに、被災外国人に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の翻訳等を行い、整備の支援に努める。また、地理に不慣れな観光客等にあっても、迅速な避難が行えるよう分かりやすく避難誘導標識の設置及び情報伝達手段の確保に努めるとともに、被災観光客等に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図る。

また、市は避難所に避難した外国人の出身国や言語、被災状況などの情報収集に努めるものとする。

【資料編】

- ・ 避難所等情報提供に関する協定書(ファーストメディア) P137

第4 乳幼児、児童、生徒保護対策【学校教育課・子ども保育課】

学校等(保育所等を含む)の管理者は風水害の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児、児童、生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急、活動体制

学校等の風水害対策を次により推進する。

(1) 風水害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員等及び幼児、児童、生徒のとるべき行動をマニュアル化し、幼児、児童、生徒及び教職員等の生命と身体の安全を確保する。

- (2) 学校等の風水害対策組織
 - ア 多様な風水害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。
 - イ 勤務時間外の風水害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるようあらかじめ災害対策応急要員を指名する。
 - (3) 幼児、児童及び生徒の安全対策
 - 在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員等の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や教職員等の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。
 - (4) 教育活動の再開に向けて
 - 学校等施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童、生徒及び教職員等の安否確認を行い早期に教育活動が再開できるよう努める。
 - (5) 避難所としての学校の対応のあり方
 - 学校を避難所として開設する場合は、教職員は避難所支援係を設置し、協力する必要があることから、市町村の防災関係機関等と連携して、避難所支援マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。
- 2 風水害防災教育指導
- 幼児、児童及び生徒等への風水害防災教育指導を次により推進する。
 - (1) 児童生徒に対する風水害防災教育の基本的な考え方
 - 状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。
 - (2) 風水害防災に関する教職員の研修のあり方
 - 災害、防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため、防災マニュアル(タイムラインを含む)の確認や風水害について、年度当初の職員会議等において全教職員で確認する。
 - (3) 風水害防災教育の指導内容の概要
 - ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
 - イ 防災ボランティア活動の進め方
 - ウ 応急救護、看護の実践的学習
 - エ 防災訓練のあり方
 - オ 地域への理解、家庭や地域との連携

第13節 災害・防災ボランティア支援体制整備計画

過去の大規模災害において、災害・防災ボランティアの活動が災害後の復旧活動等に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

また、災害・防災ボランティアは、自主防災組織などの防災体制を補完し、効果的な災害対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

市、県及び関係機関は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動へ住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

また、市及び国、県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第1 災害・防災ボランティア育成強化【市社会福祉協議会】

1 災害ボランティアとは、主として地震や風水害等の災害発生時及び発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティアをいう。

防災ボランティアとは、災害を未然に防ぐことを普及及び啓発するボランティアをいう。

2 甲府市社会福祉協議会(以下:市社協)においては、ボランティア登録されている災害・防災ボランティア団体等との連携強化を図るとともに既存ボランティア団体の拡充を図る。

3 市社協は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体等を支援し、災害や防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図る。

4 市社協は平時より、災害・防災ボランティア養成講座の開催や市災害ボランティアセンター設置訓練の実施などを継続的に行い、災害時には、広域的なボランティアの受け入れとその調整等に即応できる体制作りを推進するとともに、市、山梨県社会福祉協議会並びに山梨県ボランティア協会との連携強化に努めるものとする。

第2 災害・防災ボランティアの登録及び環境整備【市社会福祉協議会・建築指導課】

災害・防災ボランティアの種類		登録及び環境
1	災害・防災ボランティア (団体・個人)	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。 市社協は、各災害・防災ボランティア等との緊密な連携を保つとともに、災害時には市災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、ボランティア等の拡充、養成講座等の開催に努める。
2	専門ボランティア	市災害ボランティアセンターで必要とされる国家資格等を有する専門ボランティアの登録を事前に行っていく。
3	被災建築物応急危険度判定士	災害時には、被災建築物応急危険度判定士を募るとともに、派遣を県に要請する。

第3 災害ボランティアの活動分野

災害ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

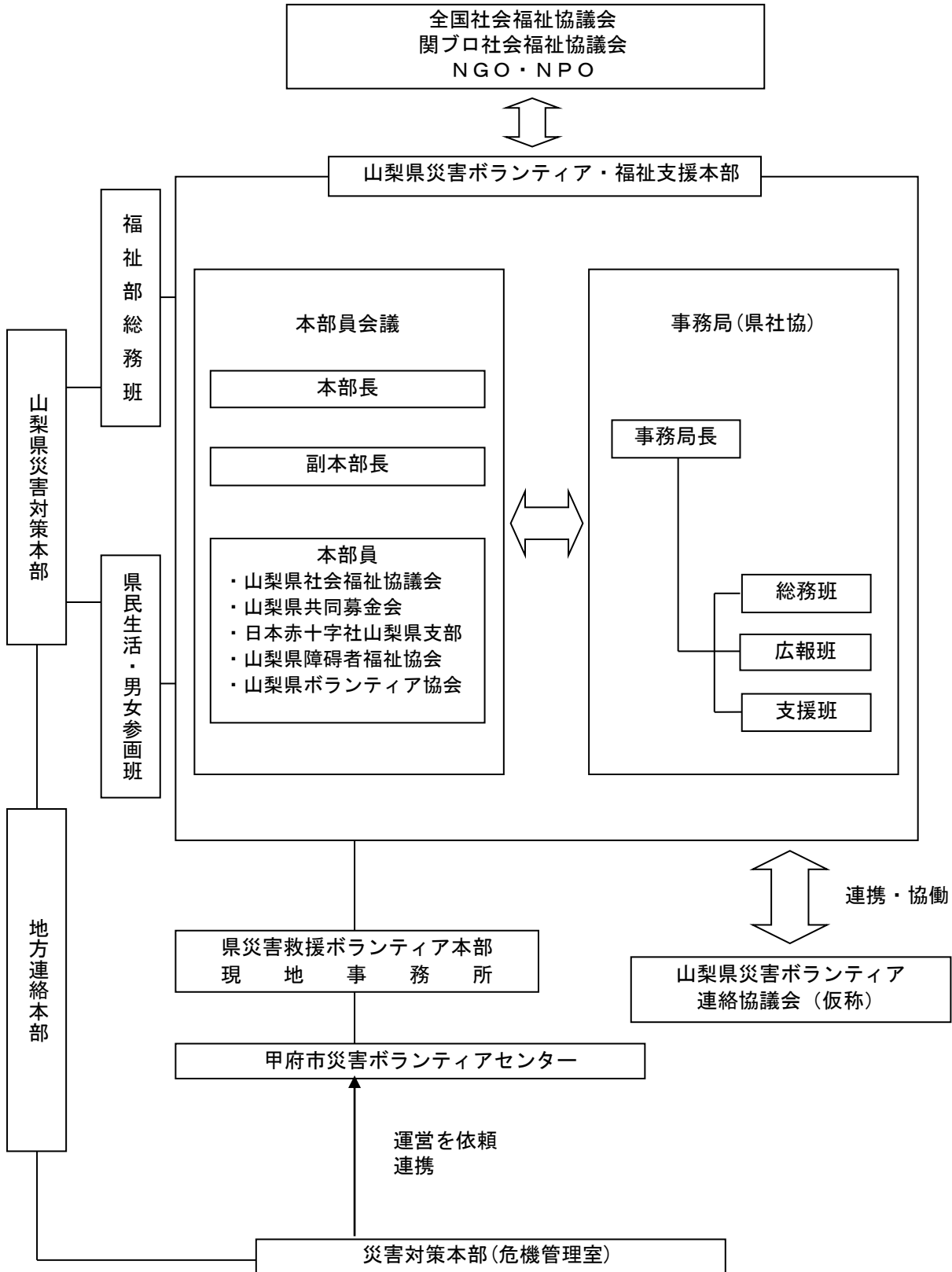
- 1 ガレキの撤去
- 2 泥だし
- 3 割れた瓦や窓ガラスの片付け
- 4 炊出し
- 5 救援物資の仕分け及び配付
- 6 家の掃除、ゴミ出し
- 7 子供の遊び相手や高齢者の話し相手
- 8 通訳等の外国人支援活動
- 9 雪かき
- 10 その他

第4 山梨県災害ボランティア・福祉支援本部

現在、山梨県社会福祉協議会や日本赤十字社山梨県支部において災害・防災ボランティアの育成が行われており、また平常時のボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害ボランティア・福祉支援本部の整備が図られている。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努めるものとする。

山梨県災害ボランティア・福祉支援本部組織図



第14節 雪害予防対策

平成26年2月14日からの大雪では、甲府地方気象台の観測史上最も多い114cmを記録した。

この大雪により、市内全域に渡り交通網が遮断され、公共交通機関はすべて停止し、山間部では雪崩が発生し、全県的に災害救助法が適用された。

本市の対応は、道路の除雪作業をはじめ、市内に足止めされた帰宅困難者の受け入れ並びに山間地域の孤立集落からの救助等、自衛隊、関係機関、協定自治体等の協力を得ながら進めることができたが、農業用施設の倒壊等、農業に与えた被害は甚大であった。

積雪期において、市民の安心・安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、県、各防災関係機関及び市民と連携し、除雪体制の整備を行うとともに、市民、自主防災組織の自助・共助による除雪の促進、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・ライフライン・交通網の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に努めるものとする。

第1 雪害予防体制の整備

1 県の活動体制

県は、雪害に関する情報の収集等、関係機関相互の連絡調整及び情報交換、要配慮者の支援その他の雪害予防対策を行う。

このため、部局内の協力体制及び緊急連絡体制を確立するものとする。

2 市の活動体制

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。

市は、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 雪害安全対策

1 公共施設の安全確保

(1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

(2) 施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じる。

2 住民の安全対策

市は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

平常時から、雪害発生時におけるライフライン管理者との連絡体制の整備に努めるとともに、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、県やライフライン管理者と連携して、対策を進めていく。

第4 雪崩に関する知識の普及啓発

市は、県と連携し、市民に対し雪崩に関する知識の普及啓発に努める。

第5 避難行動要支援者への配慮

市は、自主防災組織（又は自治会）、民生児童委員、消防団等と連携し、避難行動要支援者に対し、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

第6 広報活動

市は、除排雪等にかかる注意喚起を継続的に行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など、防災知識の普及啓発に努める。

第7 農業関係雪害予防対策

降雪による農業被害を未然に防止するため、次の対策を講じるものとする。

- 1 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底
 - (1) 伝達システムの構築
 - (2) 気象観測網の充実
 - (3) 気象災害の被害予測の確立
 - (4) 被害ほ場の追跡調査

- 2 気象に強い施設の普及
 - (1) 果樹施設の安全構築
 - (2) 既存施設の点検及び補強の促進

- 3 気象災害に強い栽培・技術管理
気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

- 4 地域ぐるみ災害対応体制づくりの推進
 - (1) 共同作業、救援体制づくりの推進
 - (2) 地域農業ボランティアの育成

- 5 農業共済制度への加入促進
農業共済制度への加入促進活動への支援

第8 建築物等の雪害予防対策

市は、積雪による建築物の倒壊や屋根雪落下等による事故を防止するため、早期の除雪、カーポート等の建築物の耐雪性の向上、屋根雪等による事故の防止について、その啓発に努める。

第9 孤立予防対策

- 1 指導・啓発
災害等により孤立するおそれのある地域における通信確保対策や、孤立時の医療及び物資等の救援体制の整備に努めるとともに、孤立時に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料及び医薬品等を備蓄するよう、指導・啓発を行う。

- 2 通信設備等の整備及び物資等の事前配置
一般電話回線等が不通となった際、連絡手段が確保できるよう、衛星携帯電話や防災行政用無線などの通信設備の整備に努めるとともに、物資等の配置を行う。

- 3 共助体制の促進
災害発生時における共助体制の強化に努め、自主防災組織等による安否確認、救出、炊き出し等の実施、被害状況の報告、救援の要請等を、市民自らが行えるよう、自主防災組織及び防災リーダーを中心とした防災訓練等の実施を促進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定めたものである。

第1 甲府市災害対策本部の設置【防災企画課】

1 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法第23条の2第1項の規定により甲府市災害対策本部を設置する。市長が甲府市災害対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき
- (2) 市内に特別警報が発表されたとき
- (3) 市内において震度5弱・5強以上の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき
- (4) 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき
- (5) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき
- (6) その他、本部長が認めるとき

2 災害対策本部の廃止時期

災害対策本部廃止の時期は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき
- (2) 応急措置が概ね完了したと認められるとき

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部・室・班	庁内放送、市防災行政用無線、グループウェア、甲府市総合防災情報システム、甲府市防災ポータル
各地域連絡所	市防災行政用無線、電話、グループウェア、甲府市総合防災情報システム、甲府市防災ポータル
市民	市防災行政用無線（メールマガジン、防災アプリを含む）、甲府市防災ポータル、報道機関、市ホームページ
県本部 報道機関	Lアラート、県防災行政用無線（衛星系・地上系）、電話、総合防災情報システム Lアラート、口頭、文書、電話

4 災害対策本部の設置場所

(1) 設置場所

災害対策本部は、甲府市役所4階本部長会議室及び大会議室に設置するものとする。ただし、建物の損壊等により、本部としての機能を保てない場合は、甲府市総合市民会館に本部を設置する。

施設名	所在地	電話番号
甲府市役所本庁舎	甲府市丸の内1丁目18-1	055-237-5331
甲府市総合市民会館	甲府市青沼3丁目5-44	055-231-1951

(2) 標識

災害対策本部を設置した場合は、入口に災害対策本部の標識を掲示する。

代替施設に本部を設置した場合も、同様の標識を当該施設の入口に掲示するものとする。

5 災害対策本部長及び災害対策本部長職務代理者の決定

災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、市長をもって充て、本部長が災害発生時に不在、又は登庁困難な場合若しくは登庁に著しく時間を要する場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

なお、本部長を県外等から車両等により輸送することが困難な場合は、第15節「緊急輸送計画」に定める方法によるものとする。

①副市長	②他の副市長	③他の副本部長
------	--------	---------

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務【防災企画課】

災害対策本部は、地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。

この場合において、災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

① 市の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

② 市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

なお、災害対策本部の具体的な組織及び所掌事務は、甲府市災害対策本部条例(昭和38年条例第27号)に基づく甲府市災害対策本部活動規程(昭和39年災害対策本部規程第1号)で定めるとおりとし、別表1及び別表2に掲げる。また、別表3として、緊急連絡網を掲げる。

【資料編】

- ・ 甲府市災害対策本部条例 P10
- ・ 甲府市災害対策本部活動規程 P11

1 副本部長

副本部長は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両副市長
- (2) 市立甲府病院院長
- (3) 教育長
- (4) 上下水道事業管理者

2 本部員

本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市長部局の各部局長
- (2) 市立甲府病院両副院長
- (3) 上下水道局の各部長
- (4) 教育委員会の教育部長
- (5) 甲府地区広域行政事務組合消防長
- (6) 甲府地区広域行政事務組合事務局長
- (7) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長
- (8) 議会事務局長

3 本部員会議

- (1) 災害に関する情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を審議するため、本部に本部員会議を置く。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員、危機管理部の各長をもって構成する。
- (3) 本部員会議は、本部長が招集する。

4 連絡室長会議

- (1) 本部に、各部の連絡調整のため、連絡室長会議を置く。
- (2) 連絡室長会議は、あらかじめ部長が指名した室長をもって構成する。
- (3) 連絡室長会議は危機管理監が招集する。

5 本部事務局

- (1) 本部に、本部事務局を置く。
- (2) 本部事務局の編成その他活動に必要な事項については、別に定める。

6 指定公共機関等との連携

市の災害対策本部設置時には、必要に応じ、応急対策に関わる指定地方行政機関、指定公共機関等の連絡員を本部に派遣するよう要請する。

7 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部(以下「現地本

部」という。)を設置する。

- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

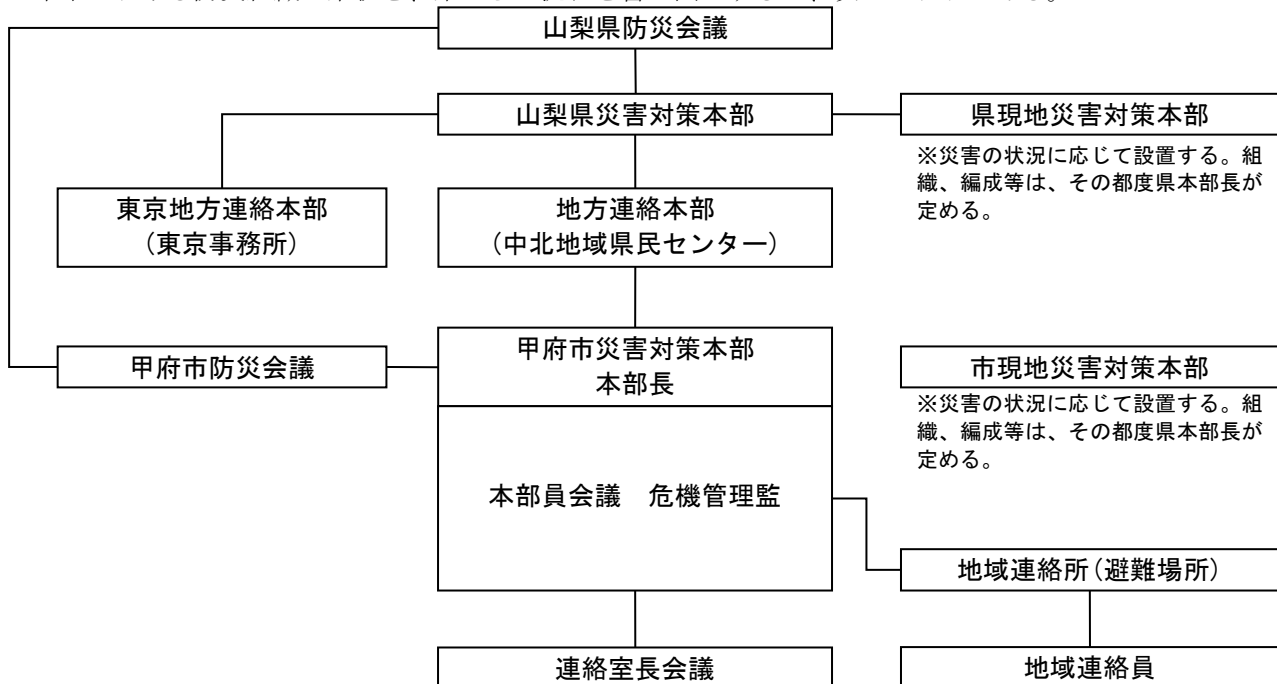
8 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

この場合、受入れ施設は、市本部設置施設内とする。

9 防災組織系統図

本市における防災組織の系統を、県からの流れを含め図にすると、次のとおりである。



10 市庁舎被災時等の情報収集(山梨県)

災害発生後、市の庁舎等が被災したことにより、市による被災状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

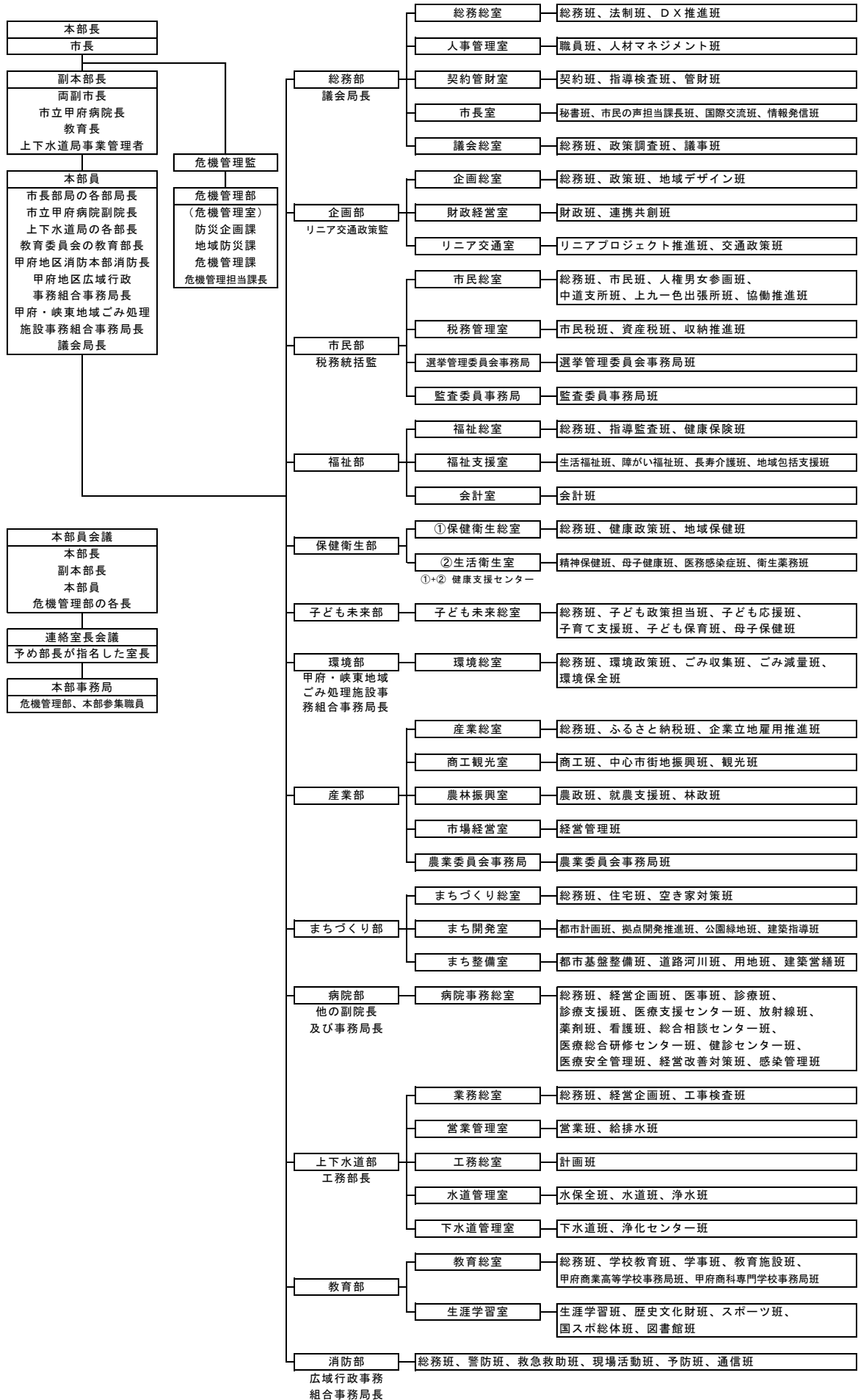
- (1) 被災地への職員派遣
県は、災害対策本部において、支援を必要とする市町村に職員等を派遣し、情報の収集に努める。
- (2) 消防防災ヘリコプター
本章第6節に規定する基準のもと、情報の収集に努める。
- (3) その他
必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

11 県による応急措置の代行

被災により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合には、県は応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、市に代わって次の事務の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去の命令
- (2) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容の実施
- (3) 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる命令

別表1 災害対策本部の組織図



別表2 甲府市災害対策本部分掌事務及び編成表(甲府市災害対策本部活動規程別表第1)

◎ 備考1 室長は室を統括し、部長を補佐する。

◎ 備考2 業務開始目標時間、実施期間等は、別に定める「甲府市事業継続計画」による。

危機管理部(危機管理監)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
危機管理室 (危機管理室長)	防災企画班 (防災企画課長)	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務に関する事 2 本部員会議に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 防災行政無線の運用統制に関する事 5 災害状況及び救助活動の記録統計に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 避難情報等の発令に関する事 8 災害時の相互援助協定に関する事 9 地域連絡所との連絡調整に関する事 10 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援要請に関する事 11 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡に関する事 12 災害救助法の適用要請及び県との連絡に関する事 13 災害救助費の経理に関する事 14 被災者台帳の作成に関する事 15 避難行動要支援者名簿に関する事 16 災害対策本部の移転に関する事 17 気象情報等の収集に関する事 18 同報無線による情報伝達に関する事
	地域防災班 (地域防災課長)	防災企画班への応援に関する事
	危機管理班 (危機管理課長)	1 本部員への連絡招集に関する事 2 職員の非常招集及び解散の決定に関する事 3 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援判断に関する事 4 連絡室長会議に関する事 5 受援(総合)に関する事
	危機管理担当課長班 (危機管理担当課長)	本部員への連絡招集に関する事

◎ 初動体制職員の方掌事務等は、本部長が別に定める。

総務部(総務部長)

議会局長は、総務部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
総務総室 (総務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事 4 受援(部内)に関する事
	法制班 (法制課長)	部内各班への応援に関する事
	D X推進班 (D X推進課長)	1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復旧対応に関する事 2 部内各班への応援に関する事
人事管理室 (人事管理室長)	職員班 (職員課長)	1 職員の服務及び出勤に関する事 2 災害応急対策等に係る求人に関する事 3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関する事
	人材マネジメント班 (人材マネジメント課長)	1 職員の健康管理に関する事 2 受援(他自治体等との人的応援の調整)に関する事
契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)	災害応急対策に要する資機材、生活必需品、医薬品及び燃料等の調達に関する事

	指導検査班 (指導検査課長)	部内各班への応援に関する事。
	管財班 (管財課長)	1 資機材等の緊急輸送に関する事。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借上げに関する事。 3 緊急通行車両の確認申請等に関する事。 4 庁内自衛消防隊の活動に関する事。 5 庁舎設備の管理・復旧に関する事。 6 普通財産の管理に関する事。 7 庁用自動車(本庁舎)の移動に関する事。 8 庁舎の浸水防止対策に関する事。 9 公有財産(土地・建物)の総括管理に関する事。 10 公有財産(建物)の保険契約に関する事。(他の課等業務に属するものを除く。)
市長室 (市長室長)	秘書班 (秘書課長)	1 本部長等の被災地の視察に関する事。 2 国及び県関係者の応接に関する事。 3 市議会との連絡に関する事。 4 その他渉外に関する事。
	市民の声担当課長班 (市民の声担当課長)	秘書班への応援に関する事。
	国際交流班 (国際交流課長)	秘書班への応援に関する事。
	情報発信班 (情報発信課長)	1 災害応急対策の広報に関する事。 2 災害状況の記録撮影に関する事。 3 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関する事。
議会総室 (議会総室長)	総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。
	政策調査班 (政策調査課長)	
	議事班 (議事課長)	

企画部(企画部長)

リニア交通政策監は、企画部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 4 受援(部内)に関する事。
	政策班 (政策課長)	部内各班への応援に関する事。
	地域デザイン班 (地域デザイン課長)	
財政経営室 (財政経営室長)	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事。 2 その他災害の経理に関する事。 3 部内各班への応援に関する事。
	連携共創班 (連携共創課長)	部内各班への応援に関する事。
リニア交通室 (リニア交通室長)	リニアプロジェクト推進班 (リニアプロジェクト推進課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 交通関係機関との連絡調整に関する事。
	交通政策班 (交通政策課長)	

市民部(市民部長)

税務統括監は、市民部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
市民総室 (市民総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。
	市民班 (市民課長)	1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関する事。 2 避難者及び被災者の収容に関する事。 3 炊き出しその他食料品等の配給に関する事。 4 避難状況の本部への報告に関する事。 5 安否情報の提供。
	中道支所班 (中道支所長)	1 支所内自衛消防隊の活動に関する事。 2 市民班への応援に関する事。 3 来庁者(中道支所)の避難誘導に関する事。 4 庁用自動車(中道支所)の移動に関する事。
	上九一色出張所班 (上九一色出張所長)	1 出張所内自衛消防隊の活動に関する事。 2 市民班への応援に関する事。
	人権男女参画班 (人権男女参画課長)	1 総務班への応援に関する事。 2 避難所における男女共同参画の視点からの配慮に関する事。
	協働推進班 (協働推進課長)	1 地域内の情報収集及び伝達に関する事。 2 被災者の要望及び陳情の受付に関する事。 3 災害ボランティアの支援に関する事。
税務管理室 (税務管理室長)	市民税班 (市民税課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。
	資産税班 (資産税課長)	
	収納推進班 (収納推進課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。
選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。
監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	

福祉部(福祉部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
福祉総室 (福祉総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関する事。 6 福祉避難所の開設に関する事。 7 食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関する事。 8 義援金の受付及び配分計画に関する事。 9 受援(部内)に関する事。
	指導監査班 (指導監査課長)	部内各班への応援に関する事。
	健康保険班 (健康保険課長)	部内各班への応援に関する事。
福祉支援室 (福祉支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関する事。

	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	1 避難行動要支援者等に関する事。 2 福祉避難所の開設に関する事。
	長寿介護班 (長寿介護課長)	1 避難行動要支援者等に関する事。 2 福祉避難所の開設に関する事。
	地域包括支援班 (地域包括支援課長)	部内各班への応援に関する事。
会計室 (会計室長)	会計班 (会計室長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 義援金の受け入れに関する事。

保健衛生部（保健衛生部長）

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
保健衛生総室 (保険経営室長)	総務班 (総務課長)	1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関する事。 2 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関する事。 3 市三師会等関係団体との調整に関する事。 4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関する事。 5 市保健医療救護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関する事。 6 災害医療情報等の広報、周知に関する事。 7 その他、災害関係機関等との調整・渉外に関する事。 8 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 9 部内の庶務に関する事。 10 各部との連絡に関する事。 11 受援（部内）に関する事。
	健康政策班 (健康政策課長)	1 感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関する事。 2 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関する事。 3 医療救護所の運営に関する事。 4 医療救護所に派遣された医療救護班の指揮に関する事。 5 その他、災害時の対人保健に関する事。
	地域保健班 (地域保健課長)	1 医療依存度の高い難病患者・透析患者等の安否確認・対応に関する事。 2 避難所の保健医療ニーズ調査等に関する事。 3 巡回健康相談チームの編成・派遣に関する事。 4 母子健康班の応援に関する事。 5 その他、災害時の対人保健に関する事。
生活衛生室 (生活衛生室長)	精神保健班 (精神保健課長)	1 災害時の精神保健医療活動に関する事。 2 医療救護所の運営に関する事。 3 医療救護所に派遣された医療救護班の指揮に関する事。 4 その他、災害時の対人保健に関する事。
	母子健康班 (母子健康課長)	1 医務感染症班の指示による医療機関への訪問調査に関する事。 2 医療救護所の運営に関する事。 3 医療救護所に派遣された医療救護班の指揮に関する事。 4 地域保健班の応援に関する事。 5 その他、災害時の対人保健に関する事。
	医務感染症班 (医務感染症課長)	1 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クロノロジー）に関する事。 2 EMIS等を活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関する事。 3 医療スタッフ等の派遣要請に関する事。 4 透析等特殊医療の情報収集・対応に関する事。 5 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関する事。 6 医療救護所の設置に関する事。

		7 感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。 8 その他、災害医療関係の確保・調整に関すること。
	衛生薬務班 (衛生薬務課長)	1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。 2 食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。 3 災害による遺体の処理に関すること。 4 特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関すること。(動物園を除く) 5 その他、災害時の対物保健に関すること。

子ども未来部(子ども未来部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
子ども未来総室 (子ども未来総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。 5 福祉避難所の開設に関すること。
	子ども政策担当班 (子ども政策担当課長)	部内各班の応援に関すること。
	子ども応援班 (子ども応援課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 子ども屋内運動遊び場における施設利用者等の安全確保に関すること。
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 幼児教育センターにおける児童等の安全確保に関すること。
	子ども保育班 (子ども保育課長)	1 児童等の安全確保に関すること。 2 児童館の安全確保に関すること。 3 放課後児童クラブの安全確保に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。
	母子保健班 (母子保健課長)	1 保健衛生部母子健康班の事務。 2 妊産婦の安全確保に関すること。

環境部(環境部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。 5 来庁者の避難に関すること。 6 庁用自動車の移動に関すること。
	環境政策班 (環境政策課長)	部内各班への応援に関すること。
	ごみ収集班 (ごみ収集課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集、運搬及び処理に関すること。 2 ごみ・がれき等の仮置場及び臨時集積所の設置と管理に関すること。 3 がれきの分別、処理に関すること。 4 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集、運搬及び処理に関すること。 5 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。 6 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。 7 支援業者への収集運搬・処理委託事務に関すること。

ごみ減量班 (ごみ減量課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談に関する事。 3 指定管理者制度導入施設(リサイクルプラザ)における施設利用者等の安全確保に関する事。
環境保全班 (環境保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関する事。 3 原子力災害発災時における緊急時モニタリング活動に関する事。 4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングに関する事。 5 石綿露出状況等の緊急調査に関する事。 6 公設浄化槽の被害調査等に関する事。

産業部(産業部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
産業総室 (産業総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対応策の指示及び被害状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。
	ふるさと納税班 (ふるさと納税課長)	観光班への応援に関する事。
	企業立地雇用推進班 (企業立地雇用推進課長)	部内各班への応援に関する事。
商工観光室 (商工観光室長)	商工班 (商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関する事。
	中心市街地振興班 (中心市街地振興課長)	部内各班への応援に関する事。
	観光班 (観光課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者、滞留者の保護に関する事。 2 観光関係の被害調査及び応急対策に関する事。
農林振興室 (農林振興室長)	農政班 (農政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農耕地の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 農業団体等との連絡調整に関する事。 3 気象情報等の収集・危険箇所の巡視、農道・農業用施設等の被害状況調査及び応急工事、復旧工事に関する事。 4 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関する事。 5 来庁者の避難誘導に関する事。 6 庁用自動車の移動に関する事。
	就農支援班 (就農支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物・園芸施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関する事。 3 農業団体等との連絡調整に関する事。 4 園芸施設等の被災証明書の交付に関する事。 5 農業センター来所者の避難誘導に関する事。 6 庁用自動車の移動に関する事。
	林政班 (林政課長)	森林、山崩れ等の被害状況の調査及び応急対策に関する事。
市場経営室 (市場経営室長)	経営管理班 (経営管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市場の活動の調整及び連絡に関する事。 2 市場の庶務に関する事。 3 市場の管理に属する施設等への応急対応策の指示及び被害状況のとりまとめに関する事。 4 市場流通機能の応急対策に関する事。 5 生鮮食料品の市民への供給措置及びその指示に関する事。 6 場内各業者との情報収集伝達等に関する事。

農業委員会事務局	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。
----------	--------------------------	----------------

まちづくり部(まちづくり部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
まちづくり総室 (まちづくり総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。
	住宅班 (住宅課長)	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関する事。
	空き家対策班 (空き家対策課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 危険な空き家等の所有者への指導等に関する事。
まち開発室 (まち開発室長)	都市計画班 (都市計画課長)	区画整理区域内の応急対策に関する事。
	拠点開発推進班 (拠点開発推進課長)	部内各班への応援に関する事。
	公園緑地班 (公園緑地課長)	1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 庁用自動車の移動に関する事。
	建築指導班 (建築指導課長)	1 災害時の建築指導に関する事。 2 被災者に対する建築相談に関する事。 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関する事。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関する事。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域(建築基準法第85条)を指定する業務に関する事。 6 被災建築物応急危険度判定に関する事。
まち整備室 (まち整備室長)	都市基盤整備班 (都市基盤整備課長)	1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関する事。 2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関する事。 3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関する事。 4 交通規制への協力及び交通安全に関する事。
	道路河川班 (道路河川課長)	1 水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関する事。 2 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関する事。 3 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関する事。 4 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 放置車両の移動に関する事。 7 道路の応急措置に関する事。 8 水防資材の輸送及び応急処理に関する事。 9 水門等の災害復旧工事に関する事。 10 災害による河川水路等の復旧工事に関する事。 11 応急排水に関する事。
	用地班 (用地課長)	部内各班への応援に関する事。
	建築営繕班 (建築営繕課長)	1 緊急収容施設の建築に関する事。 2 応急仮設住宅の建築等に関する事。 3 応急修理資材の調達及び配給に関する事。 4 被災した住宅の応急修理に関する事。 5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに応急対策に関する事。

病院部(病院長の指名する副院長)

他の副院長及び事務局長は、部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
病院事務総室 (病院事務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。
	経営企画班 (経営企画課長)	3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。
	医事班 (医事課長)	4 職員の動員に関する事。
	診療班 (診療部長)	1 収容者に対する医療看護に関する事。 2 医薬品その他衛生資材の確保に関する事。
	診療支援班 (診療支援部長)	3 移動医療に関する事。 4 その他医療全般に関する事。
	医療支援センター班 (医療支援センター長)	医療班への応援に関する事。
	放射線班 (放射線部長)	診療班及び診療支援班への応援に関する事。
	薬剤班 (薬剤部長)	
	看護班 (看護部長)	
	総合相談センター班 (総合相談室長)	医事班への応援に関する事。
	医療総合研修センター班 (医療総合研修センター長)	診療班への応援に関する事。
	健診センター班 (健診センター長)	
	医療安全管理班 (医療安全管理部長)	
	感染管理班 (感染管理部)	
	経営改善対策班 (経営改善対策部長)	

上下水道部(業務部長)

工務部長は、業務部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 部に係る災害予算及び経理に関する事。
	経営企画班 (経営企画課長)	5 応急対策の計画推進に関する事。 6 上水道、下水道の被害状況の記録統計に関する事。 7 災害時に必要な機械器具、車両、材料等の調達及び保管に関する事。 8 節水、断水及び給水の宣伝に関する事。 9 受援(部内)に関する事。 10 来庁者(部内)の避難誘導に関する事。 11 庁用自動車の移動に関する事。
	工事検査班 (工事検査課)	契約管財室指導検査班の事務。
営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	応急給水に関する事。
	給排水班	

	(給排水課長)	
工務総室 (工務総室長)	計画班 (計画課長)	総務班への応援に関する事。
水道管理室 (水道管理室長)	水保全班 (水保全課長)	1 飲料水の補給に関する事。 2 水源の確保に関する事。
	水道班 (水道課長)	3 送・配水施設の応急復旧に関する事。 4 各配水区域の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関する事。
	浄水班 (浄水課長)	5 取・導・浄水施設の応急復旧に関する事。 6 水質の検査及び保持に関する事。 7 簡易水道施設等に関する事。 8 工事指定店の動員体制の配備に関する事。
下水道管理室 (下水道管理室長)	下水道班 (下水道課長)	1 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関する事。
	浄化センター班 (浄化センター課長)	2 下水道管の被害状況調査及び緊急措置に関する事。 3 下水道施設の災害に伴う応急復旧に関する事。

教育部(教育部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
教育総室 (教育総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。
	学校教育班 (学校教育課長)	1 災害発生時における児童、生徒の避難及び応急教育指導に関する事。 ・登校、下校に関する事。 ・緊急避難に関する事。 ・臨時休業に関する事。 ・各学校の被災状況及び被災児童生徒の実態調査に関する事。 ・授業再開までの諸調査に関する事。 2 教科書、教材文房具等の交付に関する事。
	学事班 (学事課長)	1 学校教育班への応援に関する事。 2 各学校の被災状況に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 学校給食に関する事。
	教育施設班 (教育施設課長)	1 まちづくり部建築営繕班の事務。 2 各学校の被災状況に関する事。
	甲府商業高等学校事務局班 (甲府商業高等学校事務局長) 甲府商科専門学校事務局班 (甲府商科専門学校事務局長)	学校教育班への応援に関する事。
生涯学習室 (生涯学習室長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 各公民館・総合市民会館等の被災状況の実態調査に関する事。 3 所管施設の利用者の避難誘導に関する事。
	歴史文化財班 (歴史文化財課長)	1 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関する事。 2 文化施設の利用者の避難誘導に関する事。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 スポーツ施設の利用者の避難誘導に関する事。
	国スポ総体班 (国スポ総体課長)	部内各班への応援に関する事。

	図書館班 (図書館長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 図書館の利用者の避難誘導に関する事。
--	----------------	--

消防部(甲府地区広域行政事務組合消防長)

広域行政事務組合事務局長は、消防長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
	総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。 甲府市消防団は、消防部に属する。
	警防班 (警防課長)	
	救急救助班 (救急救助課長)	
	現場活動班 (所轄署長)	
	予防班 (予防課長)	
	通信班 (指令課長)	

別表3 災害時等緊急連絡網 (別に定める)

第2節 職員動員配備計画

第1 職員の配備基準【防災企画課】

職員の配備は、次の配備基準によるものとする。

【甲府市災害対策本部活動規程別表第2】災害時の配備基準

種別	配備基準	配備内容	配備を要する職員等
第一配備	① 次の注意報の1以上が発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報	関係所属で情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	①(別紙その1)に規定する部等の部長、室等の室長及び部長が指名する職員
	② 震度4の地震を観測したとき。 南海トラフ臨時情報(調整中)が発表されたとき。		②部長、室長及び当該部長の指名する職員
	③ その他必要により市長が配備を指令したとき。		③市長が配備を指令した部等の部長及び当該部長の指名する職員
第二配備	① 次の警報の1以上が発表されたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	①(別紙その2)に規定する部等の部長、室等の室長及び部長が指名する職員
	② 震度5弱・5強の地震を観測したとき。		②部長、室長及び当該部長の指名する職員並びに初動体制職員
	③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。		③部長、室長及び当該部長の指名する職員
	④ その他必要により市長が配備を指令したとき。		④市長が配備を指令した部等の部長及び当該部長の指名する職員並びに初動体制職員
第三配備	① 大規模災害が発生したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	全職員
	② 震度6弱以上の地震を観測したとき。		
	③ 特別警報が発表されたとき		
	④ 災害対策本部を設置したとき。		
	⑤ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。		
	⑥ その他必要により市長が配備を指令したとき。		

(別紙その1)

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課、地域防災課、危機管理課
市民部	市民総室	総務課・中道支所・上九一色出張所
産業部	産業総室・農林振興室	総務課・農政課・就農支援課・林政課
まちづくり部	まちづくり総室・まち開発室・まち整備室	総務課・建築指導課・道路河川課
上下水道部	全室	
消防部	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	

(別紙その2)

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・地域防災課・危機管理課(危機管理担当課長を含む。)・秘書課・情報発信課
総務部	総務総室	総務課・DX推進課・職員課・契約課・管財

	人事管理室・契約管財室	課
	市長室	全課
企画部（リニア交通政策監を含む）	全室	全課
市民部（税務統括監を含む）	市民総室・税務管理室	総務課・協働推進課・中道支所・上九一色出張所・市民税課・資産税課・収納推進課
福祉部	全室	全課
保健衛生部	全室	全課
子ども未来部	子ども未来総室	全課
環境部	環境総室	総務課
産業部	全室	全課・農業委員会事務局
まちづくり部	全室	全課
市立病院(事務局)部	病院事務総室	総務課
教育部	全室	全課(学校事務局、図書館を含む。)
上下水道部	全室	全課
消防部	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	

第2 配備体制【防災企画課】

各予報、警報、災害発生等により、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められた場合において、迅速かつ的確な対応が行えるよう、甲府市災害対策本部活動規程別表第2の配備基準により、次の配備体制を定めるものとする。

各配備体制において、該当する職員は自主参集を原則とし、各部長は、所属職員の参集状況を記録し、本部長に適宜報告するものとする。

1 準備体制

甲府市災害対策本部活動規程別表第2「第1配備」または「第2配備」の基準を満たしたとき、危機管理監は、市長の命を受け、関係部局長に準備体制をとるよう連絡するとともに、関係部局と連携して各種情報の収集及び提供等を開始するものとする。

また、各部局長は災害に備え、所属職員の一部又は全部の者が「甲府市災害対策本部活動規程」及び「甲府市災害対策本部活動要領」に基づいて防災及び救助活動にあたるように準備を整えておくものとする。

※ 準備体制下においては、甲府市災害対策本部活動規程別表第2による「第1配備態勢」または「第2配備態勢」を発令する。

2 初動体制

次に定める状況となった場合、危機管理監は市長の命を受け、関係部局長に初動体制をとるよう連絡するとともに、必要な職員の配備を要請し、関係部局相互の連携の下に、警戒活動を実施する。

また、各部局長は、「甲府市災害対策本部活動規程」、「甲府市災害対策本部活動要領」及び「甲府市災害対策本部初動体制職員要領」に定めるところにより、所属職員を警戒のため配置し、災害の防止に万全を期するものとする。

- (1) 相当規模の災害が発生するおそれが高まり、災害対策本部設置の準備が必要であると認めたとき
- (2) 避難指示等を発表する状況が生じたとき
- (3) 市内で震度5弱以上の地震を観測したとき
- (4) 全庁的な活動体制の準備が必要であると認めたとき
- (5) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- (6) その他本部長が配備を指令したとき

※ 初動体制下においては、甲府市災害対策本部活動規程別表第2による「第2配備態勢」または「第3配備態勢」を発令する。

3 災害発生時等の配備体制

相当規模の災害が発生した場合の配備については、「甲府市災害対策本部活動規程」及び「甲府市災害対策本部活動要領」に定めるところによる。

※ 災害発生時等の配備体制下においては、甲府市災害対策本部活動規程別表第2による「第3配備態勢」を発令する。

4 緊急対策班

未曾有の大規模災害が発生した場合、職員の参集率が著しく低いことが予想されることから、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成し、県への応援要請など必要な業務を行うものとする。

(1) 応急措置

各部長は、職員の参集状況と災害の推移経過を勘案し、各配備体制が整えられるまでの間、情報収集・伝達、本編成に向けた緊急対策班を編成し、応急措置を行うものとする。

(2) 配備体制の移行

各部長は、緊急対策班の編成による配備体制により活動中であっても、職員の参集が大半終了した時は、順次本編成による配備体制に移行する。

5 その他

(1) 災害応急活動の相互協力

各部長は、本部長の指示に基づき、自らの部以外の災害応急活動にも協力するものとする。

(2) 災害応急活動の報告

各班長は、班員の災害応急活動状況につき指揮・監督し、適宜部長に報告するものとする。

【資料編】

- ・ 甲府市災害対策本部活動規程 P11
- ・ 甲府市災害対策本部活動要領 P13

第3 動員【防災企画課】

1 動員の原則

職員は、勤務時間中のみならず、勤務時間外又は休日においても、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、「甲府市災害非常参集規程」により、直ちにあらゆる手段をもって所定の部署に参集しなければならないものとする。

ただし、災害その他の事情により、所定の部署に到達できない場合は、最寄りの本市の機関に参集し、その旨を所属長に報告するよう努めなければならないものとする。

2 動員対象から除外する職員

動員対象から除外する職員は、公務のための長期出張者、傷病その他、特別の理由により市長が認める者とする。

3 動員の伝達

(1) 時間内における伝達は、庁内放送等により、各配備基準に沿って配備の指示をするものとする。

(2) 時間外及び休日における職員の動員は、「甲府市災害非常参集規程」の定めにより行うものとする。

(3) いずれの場合においても、甲府市総合防災情報システム職員参集機能により伝達するものとする。

【資料編】

- ・ 甲府市災害非常参集規程 P15

4 動員の方法

災害の状況に応じて、本節、第2で定める配備体制により、必要とする人員を動員するものとする。

5 動員計画等の策定

(1) 動員計画

市長は、本章第1節 別表2「甲府市災害対策本部分掌事務及び編成表」（甲府市災害対策本部活動規程別表第1以下「編成表」という。）に基づく各班の災害応急活動を実施するために必要な職員の動員計画を策定し、発災時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集させるものとする。

(2) 伝達連絡図

動員の伝達については、本部命令は危機管理監から各部長に、各部長から各室長に、各室長から各班長に、各班長から各班員に伝達されるものとする。

従って各部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。

(3) 動員名簿

各部長は、あらかじめ編成表に基づく各部長と協議して所属職員の動員名簿を作成し、市長に提出しなければならない。

(4) 個人動員票

各部局長は、動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記動員名簿に基づき個人動員票を作成し、あらかじめ職員に通知する。

(5) 動員名簿等の変更

各部局長は、人事異動等により動員名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した動員名簿を市長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した個人動員票を送付する。

【資料編】	
・ 動員名簿	P330
・ 個人動員票	P330

第4 初動体制職員(本部参集職員・地域連絡員)【防災企画課】

災害発生時等の初動体制については、資料編に掲げる「甲府市災害対策本部初動体制職員要領」に定めるとおりとし、概要は次のとおりである。

1 目的

災害等に対する迅速・確実な対応をとるために、地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき等において、初動体制職員(本部参集職員・地域連絡員)を配置し、情報収集・連絡を行うことを目的とする。

2 参集

本節第2の2「配備体制」に該当する場合は、初動体制職員は直ちに平常業務を停止して各配備場所に参集し、災害対策本部事務局、指定避難地及び避難所(地域連絡所を含む)の開設又は開設準備を行う。

地域連絡員の責任者は、学校等地区ごとの拠点となる避難場所である地域連絡所に参集する。

なお、勤務時間外又は休日においても、同様とする。

3 指名

本部参集職員	甲府市災害対策本部設置場所へ徒歩概ね30分以内で参集できる地域に居住する職員の中から指名。
地域連絡員	市内を東・西・南・北・中央の5ブロックに分け、更に地域連絡所(小学校等地区)ごとに、その地区内又は近隣に居住する職員を指名。

4 配備基準

初動体制職員の配備基準は、甲府市災害対策本部活動規程別表第2の配備基準に基づき、本節第2の2「初動体制」並びに「甲府市災害対策本部初動体制職員要領」に定めるとおりとする。

なお、災害対策本部を設置したとき等においては、第3配備時においても、初動体制職員として参集するものとする。

5 業務概要

本部参集職員	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達(県、消防署、警察等、避難所、各部等との連絡) 地震災害警戒本部又は災害対策本部の設置準備(管内地図、ホワイトボード、テレビ、ラジオ等、本部用物品の用意) その他、地震災害警戒本部又は災害対策本部の初動対応業務
地域連絡員	<ul style="list-style-type: none"> 各地域連絡所の開設(各自主防災組織、学校等施設管理者との連絡調整、住民の相談業務) 避難所開設又は開設準備(各自主防災組織、学校等施設管理者との連絡調整、避難所物資・資機材確認等) 情報の収集・伝達(各地区の情報収集、本部との連絡調整) 避難行動要支援者名簿(災害時用全体名簿)の保管者(学校等)からの受領及び各避難支援等関係者(自主防災組織、民生委員等)への配布(災害対策本部からの指示があった場合に限る。)

【資料編】	
・ 甲府市災害対策本部初動体制職員要領	P22

第5 参集【防災企画課】

1 自主参集

職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、甲府市災害対策本部活動規程別表第2の配備基準に基づき、本部の活動を開始するものとし、職員動員配備計画により指定された配備場所へ自主参集するものとする。

なお、自主参集の概要を、時系列的に示すと次のとおりとなる。

(1) 参集準備	動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
(2) 人命救助	既に災害が発生している場合は、周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
(3) 被害状況の収集	参集途上における被害状況等の情報収集を行う。 甲府市総合防災情報システム「被害報告アプリ」等を有効活用するものとする。
(4) 参集	ア 自主的にあらゆる手段をもって、所定の配備場所に参集する。 イ 所定の配備場所へ参集できない職員は、最寄りの避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
(5) 被害状況の報告	ア 職員は、収集した情報を所属長等に報告する。 イ 各所属長は、被害状況を逐次本部長に報告する。
(6) 緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
(7) 初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、初動体制を解除し、職員は対応している業務引継ぎ後、本来の配備体制に戻る。

2 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所など最寄りの本市機関等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

3 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。

また、参集時の携行品は、身分証、手袋、手拭い、懐中電灯、筆記用具、若干の食料等、必要最小限のものを持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具を一纏めにしておき、平時から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長等に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、人身事故等の緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通知するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

4 参集状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、本部長に適宜報告する。

第3節 広域応援体制計画

災害発生時における国、県、他の市町村等への応援要請並びに他の災害発生市町村等から応援を求められた場合の体制は、次のとおりとする。

第1 応援要請【防災企画課】

大規模災害発生時には、次により本市の被害状況等を把握するとともに、応急資機材の現状等を確認し、市のみでは、迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合は、国、県、他の市町村等に、応援を要請する。

- (1) 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- (2) 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- (3) 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- (4) 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

第2 知事及び他の市町村に対する応援要請【防災企画課】

市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があり他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。なお、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応援することができる。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請【防災企画課】

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。市長は、この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。

(災害対策基本法施行令第15条)

明示事項	(1) 派遣を要請する理由 (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
------	--

2 市長が知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記事項を記載した文書により行う。

(災害対策基本法施行令第16条)

明示事項	(1) 派遣のあつせんを求める理由 (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項
------	---

第4 応援協定等に基づく要請【防災企画課】

1 応援協定

市は、大規模な災害の発生に備え、あらかじめ資料編に掲げる協定を締結している。なお、災害が発生し、応援を要する事態に至った場合は、あらかじめ定めた手続に従い、応援を要請し、受入れ体制を整えるものとする。

【資料編】

- ・ 災害時相互応援協定一覧

P35

・ 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都)	P44
・ 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市)	P46
・ 水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書(小田原市)	P45
・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市)	P47
・ 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会)	P49
・ 中核市災害相互応援協定書	P50
・ 災害時相互応援に関する協定書(磐田市)	P51
・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定(20市1町)	P52
・ 災害時相互応援に関する協定書(静岡市、長野市、上越市)	P54
・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書(甲州街道沿道12市)	P58
・ 山梨県における広域避難等に関する協定書	P60

2 郵便局に対する協力要請

市は、資料編に掲げるとおり、日本郵便(株)南関東支社と協定を締結している。この協定に基づき、避難所や被災地の状況等の情報提供、甲府市あての寄附金を内容とする郵便物の料金免除などを受けるものとする。

【資料編】

・ 災害発生時における甲府市と日本郵便株式会社南関東支社との協力に関する協定書 P135

第5 応援受入体制の整備【防災企画課・人材マネジメント課・関係各課】

国や県、他の市町村等からの応援が円滑に受け入れられるよう、県と連携し、庁内の受援体制を整備するものとする。なお、詳細は別に定める「甲府市災害時受援計画」による。

また、市は県に対し受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援を求めるものとする。

1 連絡窓口の明確化

国や県及び他市町村等との応援協力に関わる連絡を速やかに行うため、市長直轄組織危機管理室及び人材マネジメント班と各部総務班に受援担当を設置する。

2 応援受入の対応

人員や支援物資、資機材等の応援を円滑に活用できるよう、業務の内容及び伝達、業務の範囲や地域の選定、人員の休憩又は宿泊場所、支援物資の集積場所等その他受け入れに関わる必要な事項を確立しておくものとする。

(1) 受け入れる応援業務

- ア 災害救助に関連する業務
- イ 医療支援に関連する業務
- ウ 被災生活の支援等に関連する業務
- エ 災害復旧・復興に関連する業務

(2) 受け入れ拠点候補地(16施設)

- ①甲府市北部市民センター
- ②甲府市東部市民センター
- ③甲府市南部市民センター
- ④甲府市中央部市民センター
- ⑤緑が丘スポーツ公園
- ⑥青葉スポーツ公園
- ⑦東下条スポーツ公園
- ⑧中道スポーツ広場
- ⑨甲府市勤労者福祉センター
- ⑩甲府市リサイクルプラザ
- ⑪甲府市上九の湯ふれあいセンター
- ⑫玉諸公園
- ⑬千塚公園
- ⑭西部市民センター
- ⑮北部幼児教育センター
- ⑯中道支所

※関東財務局甲府財務事務所との協定により、提供をうける未利用国有地等も受入拠点の候補地とする。

第6 応援活動の展開【防災企画課・関係各課】

災害対策基本法第74条の2第2項に基づく知事からの応援要請や災害時の相互応援協定等に基づく場合等、他の災害発生市町村長から応援を求められた場合は、必要と認める事項について応援協力を努める。

1 災害情報の収集

応援活動を円滑かつ効果的に実施するため、災害発生市町村の被害の状況や避難場所、不足する物資や人員等、必要な情報の収集を行う。

2 支援物資の搬送

災害発生市町村において、生活物資や資機材等が不足し、その調達が困難な場合は、必要な物資を収集・確保し、搬送する。

3 職員の派遣

災害発生市町村その他関係自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため職員を派遣することができる。

また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

第7 消防の応援要請【消防本部】

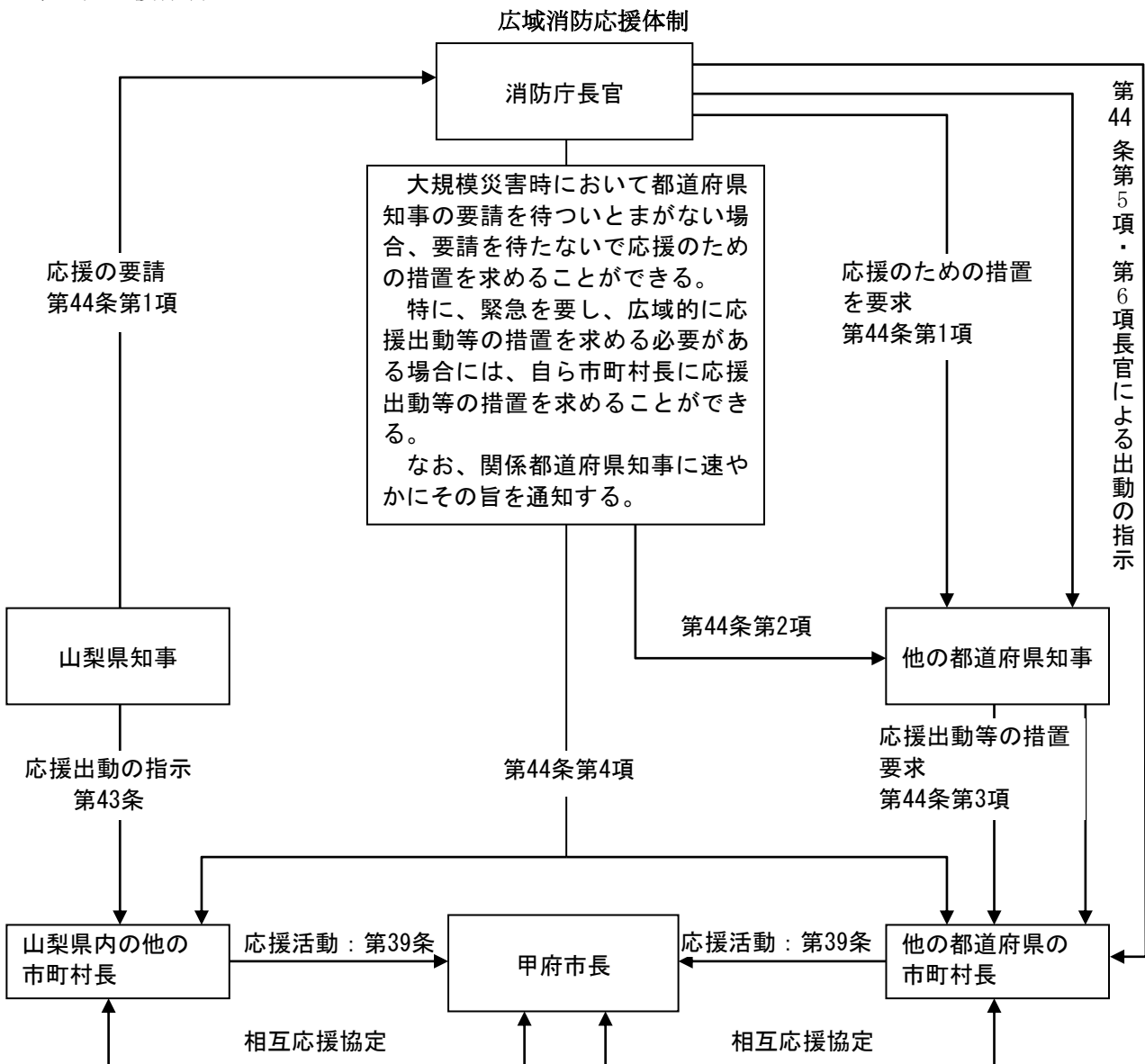
1 協定に基づく要請

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」により相互応援を行う。

2 大規模災害時における広域消防応援要請

被害の状況に応じて消防組織法第44条第1項の規定に基づき、市長は、県を通じ他都道府県の消防機関の職員の応援を求めることができる。

広域消防応援体制



第4節 広域一時滞在計画

第1 実施・受け入れ体制の整備等【協働推進課・防災企画課・関係各課】

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する市の対応は、本章第18節第13「市・県の区域を越えた避難者の受入」によるものとし、また市長は、本市の被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章第18節第4「避難組織の整備」に努めるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

また、被災市町村は、広域一時滞中の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第2 県内広域一時滞在

1 市長(協議元市町村長)の対応

(1) 協議の実施

市長は、災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在(県内広域一時滞)の必要があると認めた場合は、県内の他の市町村長(協議先市町村長)に被災住民の受け入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。(災害対策基本法第86条の8第1項及び第86条の12第1項)

(2) 知事への報告

(1)の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。(災害対策基本法第86条の8第6項)

(3) 協議内容の公示及び通知等

市長は、協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。(災害対策基本法第86条の8第6項)

(4) 県内広域一時滞中の終了

市長は、広域一時滞中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。(災害対策基本法第86条の8第7項)

2 市長(協議先市町村長)の対応

(1) 協議の実施

市長は、協議元市町村長又は知事より、1-(1)又は第5-1の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の8第3項及び第86条の12第1項)

(2) 受け入れ決定の通知等

市長は、受け入れる避難所を決定したときは、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。(災害対策基本法第86条の8第4項及び第5項)

(3) 県内広域一時滞中の終了

市長は、協議元市町村長より県内広域一時滞中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の8第8項)

3 知事の助言(山梨県)

知事は、市町村長より求められたときは、広域一時滞中に関する事項について助言を行う。

(災害対策基本法第86条の12第1項)

第3 県外広域一時滞在

1 市長(協議元市町村長)及び知事の対応

(1) 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在(県外広域一時滞)の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事(協議先知事)に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の9第1項)

(2) 知事による当該他の都道府県知事との協議(山梨県)

市長より(1)の要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の9第2項及び第86条の12第2項)

(3) 内閣総理大臣への報告(山梨県)

(2)の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(災害対策基本法第86条の9第3項)

(4) 受け入れ決定の通知等(山梨県)

協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、知事は速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の9第9項)

(5) 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の9第10項)

(6) 県外広域一時滞在の終了

市長は、県外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の9第11項及び12項)

第4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

1 知事の対応(山梨県)

(1) 知事と市長の協議

知事は、他の都道府県知事(協議元知事)から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。(災害対策基本法第86条の9第4項)

(2) 協議元知事への通知

知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元知事に通知する。(災害対策基本法第86条の9第8項)

(3) 広域一時滞りの終了

知事は、協議元知事より広域一時滞りの必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。(災害対策基本法第86条の9第13項)

2 知事から協議を受けた市長(協議先市町村長)の対応

(1) 被災住民の受け入れ

協議を受けた市長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。(災害対策基本法第86条の9第5項)

(2) 受け入れ決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。(災害対策基本法第86条の9第6項及び7項)

(3) 広域一時滞りの終了

市長は、知事より広域一時滞りの必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の9第14項)

第5 知事による協議等の代行及び特例(山梨県)

1 広域一時滞在(県内)の協議等の代行

知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞りの必要があると認めるときは、第2-1に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぐ。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(災害対策基本法第86条の10第1項、第2項及び第86条の11並びに同法施行令第36条の3)

2 県外広域一時滞りの協議等の特例

知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞りの必要があると認めるときは、市長より第3-1-(1)の要求がない場合にあっても、第3-1-(2)に準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の11)

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 派遣形態

1 要請による災害派遣

(自衛隊法第83条第2項)(自衛隊の災害派遣に関する訓令第11条)

(1) 防衛大臣又はその指定する者(訓令第3条に定める者。「大臣の定める者」とは、「駐屯地司令の職にある部隊等の長」、本県においては「東部方面特科連隊長」。)は、災害に際して災害派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。

(2) 指定部隊の長(本県においては「東部方面特科連隊長」)は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において(注1)、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる。

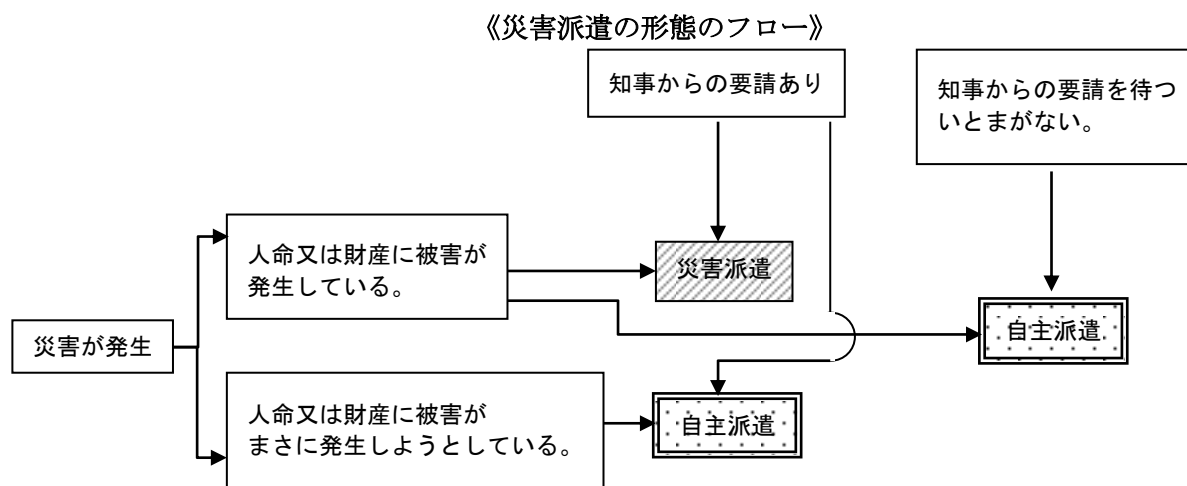
【注1:災害派遣の要請は、現実には災害が発生し被害が出ている場合、及び災害による被害は未だ発生していないが、まさに発生しようとしている場合の両面で行うことができる。後者を「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第12条では「予防派遣」として規定している。】

2 自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書き)

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(1) 近傍災害派遣(自衛隊法第83条第3項)

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、部隊等の長(駐屯地司令である必要はない。)は、部隊等を派遣する。



第2 派遣基準

三要件	公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
	緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
	非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく自衛隊で対処する必要があること。

第3 災害派遣の範囲

災害派遣の範囲は、人命・財産を保護する応急救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

また、災害派遣の撤収(終了)段階においては前項の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成の段階において要請権者との調整を実施することとされている。

第4 災害派遣要請権者等

1 災害派遣を要請することができる者

(要請による災害派遣:自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条)

- (1) 都道府県知事
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長

2 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者

市町村長(注2)【注2:市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(本県においては前述の「東部方面特科連隊長」)に通知することができる。

この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者(「東部方面特科連隊長」)は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。(災害対策基本法第68条の2第2項)】

5 自衛隊の初動派遣部隊の待機態勢(参考)

阪神・淡路大震災以降、自衛隊では初動派遣部隊態勢をとっており連隊規模で1コ中隊が初動派遣部隊として指定されている。地震発生の場合は震度「5」以上において出動態勢をとり派遣される場合がある。また、東部方面区を担当する東部方面航空隊(立川)は、中型ヘリコプター×2機を偵察等のため課業時間中は30分待機、それ以外の場合は1時間待機させている。

第6 第1師団・第1特科隊及び自衛隊山梨地方協力本部の災害派遣に関する任務(参考)

1 第1師団

東京都練馬駐屯地に司令部を置き、東京都・神奈川県・埼玉県・静岡県・山梨県・千葉県・茨城県の、7つの都県の防衛・警備及び災害派遣を担当。

また、大規模地震災害への災害派遣に即応するため、各自治体などが主催する防災訓練及び国民保護法に伴う訓練などへの参加等、地域社会と一体となった防衛基盤の充実・発展に寄与。

2 第1特科隊

本県の防衛・警備及び災害派遣を直接担任する。また、駐屯地司令たる東部方面特科連隊長は本県の防災会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言するとともに、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。

3 自衛隊山梨地方協力本部

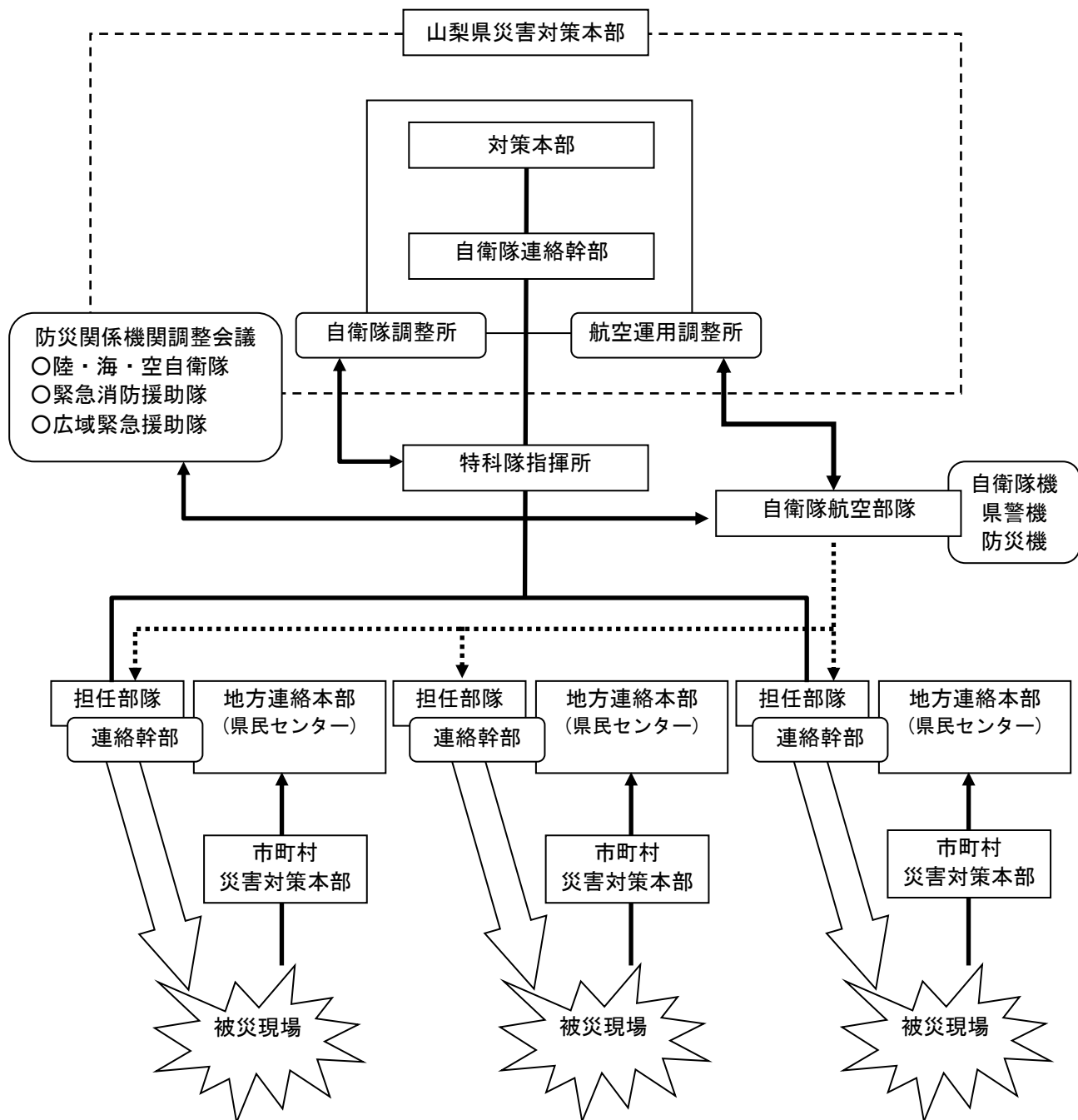
第1特科隊連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し、東部方面特科連隊長に協力する。

また、第1特科隊以外の部隊が派遣される場合には、当該部隊の連絡幹部等が到着し円滑な活動が開始されるまでの間、当該部隊長に協力する。

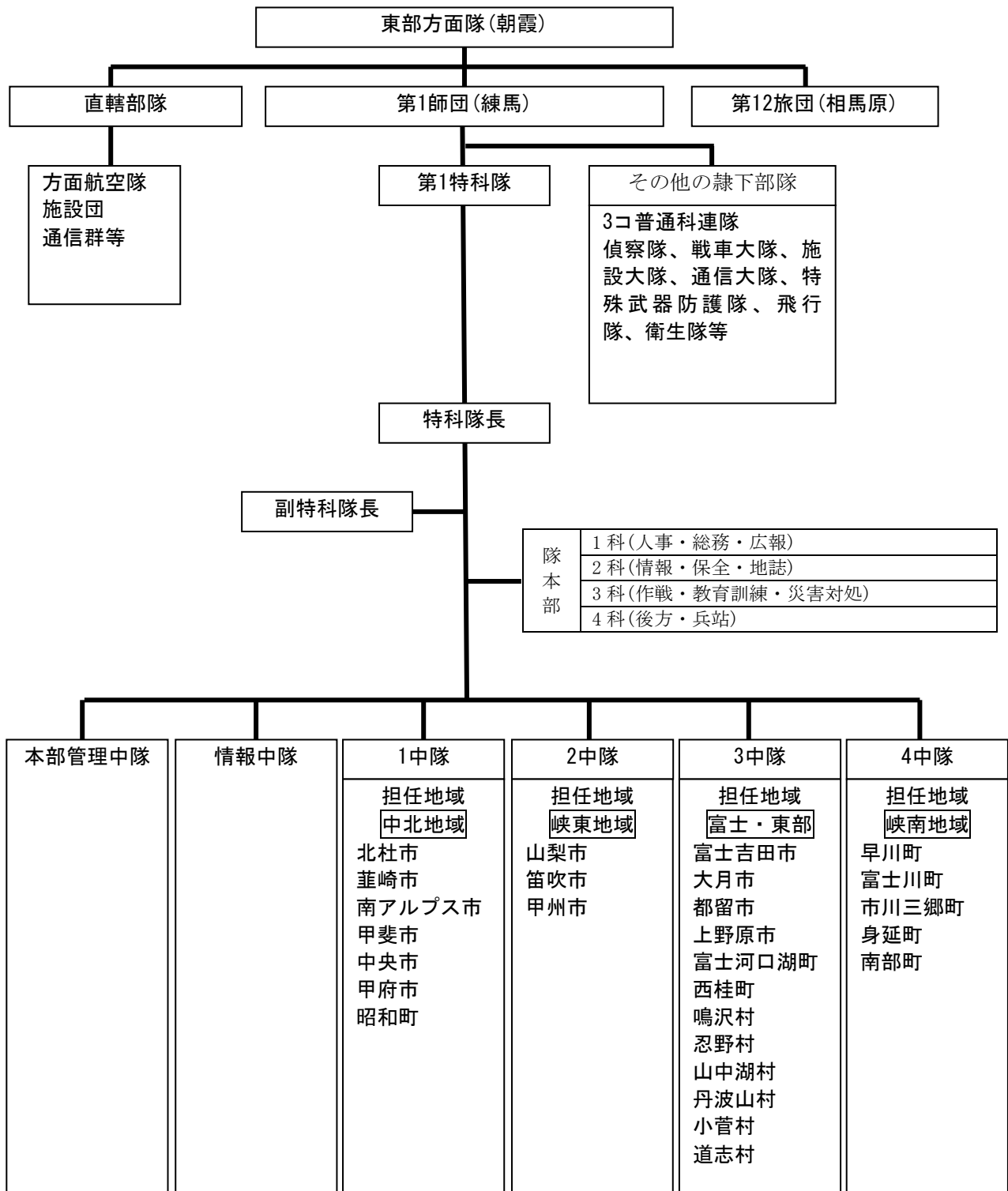
第7 自衛隊の指揮体制等(参考)

自衛隊の指揮機関や連絡調整要員は、県災害対策本部の他、県の現地災害対策本部及び活動先の地域県民センターにも配置される。指揮の一元化を図るために、図1に示すようにそれぞれ単位の異なる指揮機関及び調整要員はひとつの指揮系統の中に位置づけられる。

図1 自衛隊の指揮体制



2 第1特科隊の編成



第8 部隊等の活動内容

内容	詳細
被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲:ヘリコプター映像伝送(東部方面航空隊) 詳細:偵察隊、情報中隊の有するオートバイ
避難の援助	避難者の誘導・輸送等
遭難者の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等
消防活動	利用可能な消防車(駐屯地に1台)及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機(注3)(中型・大型)による空中消火(不燃材等は通常関係機関が提供) 【注3:消防防災航空隊がバケツ(900L)×2、防災安全センターが水のう(700L)×4、第1特科隊(県分を保管)がバンビバケツ(5,000L)×2保有、バンビバケツ(680L)×3を保有】
道路や水路の 障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去
応急医療・救護 及び防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策(薬剤等は通常関係機関が提供) 参考例:阪神・淡路大震災、東日本大震災時における避難所への巡回診療
人員及び物資の 緊急輸送	被災者等の怪我人及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送
給食、給水及び 入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施
物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し特に必要な救じゅつ品(消耗品に限る。)
危険物の保安 又は除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去
その他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

第9 自衛隊が派遣された場合の必要スペース

1 県庁等内の必要スペース

	前方指揮所が設置された場合		前方指揮所が設置されなかった場合
	特科隊指揮所の場合	中隊指揮所の場合	
人員	約20名	約10名	2名(連絡幹部)
装備	小型車両×6 中型車両×2 車両・携帯無線機	小型車両×2 中型車両×1 車両・携帯無線機	小型車両×1
必要 地積	駐車用地積		
	10台分を確保	3台分を確保	1台分を確保
積	活動のための必要面積		
	(10m×10m)を2~3部屋	(10m×10m)を1~2部屋	災害対策本部室内

※ 県庁内において活動するための必需品

電話機、コピー機、プリンター、事務用品、災害用優先携帯電話(衛星携帯)及び県庁LAN端末(PC)

2 派遣部隊が集結(野営)するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1コ中隊	2,500 m ²	50m×50m	
1コ連隊(隊)	20,000 m ²	100m×200m	
1コ師(旅)団	160,000 m ²	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地(野营地)は指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定することが望ましい。

※ 集結地(野营地)については、別に定める「甲府市災害時受援計画」に基づき指定する。

3 ヘリコプターの離着陸のための必要スペース

種類	必要な地積	備考
小型ヘリ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ※2	40m×40m	
大型ヘリ※3	100m×100m	

- ※ 1:OH-6 及び OH-1 で航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリをいう。
- ※ 2:UH-1 J 及び UH-60 で※1 の使用目的の他、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリをいう。
- ※ 3:人員・物資を輸送するための大型ヘリをいう。

第10 経費負担区分の参考例

	内容	県	自衛隊
1	災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊の装備に係わるものを除く)等の購入費及び修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動に使用した資材・機材・燃料費 ○救援活動に使用した資機材のリース料(フォークリフト及び電源等) ○救援活動に使用したため破損した資機材の修繕費 ○無償貸し付けの物品の返納等にかかる費用 ○風呂・炊事等の機材維持及び撤収後の清掃用具 ○救援活動に使用予定で購入又は借用したが使用しなかった物品と、その取得にかかる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動をしている部隊の隊員の給食費 ○自衛隊の業務(活動計画・報告)にかかる費用(レンタル PC、文具、プリンター及び道路地図等) ○自衛隊車両の冬用タイヤ
2	災害派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用又は借り上げ料	<ul style="list-style-type: none"> ○借り上げ、貸与された施設のトイレ及びシャワーの使用料、電気、水道の使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ○銭湯等の利用料 ○宿営部隊が使用するために設置した仮設トイレ
3	災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水道費及び電話料	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動に使用した電気・水道・燃料費 ○救援活動に必要な電話料 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動の部隊の隊員にかかる燃料費(炊事用) ○指揮システムの設置に係わる費用、インターネットの使用料
4	災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費(自衛隊装備に係わるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の使用に係わる費用 ○自衛隊とともに活動するボランティアや業者がケガをした場合の補償費 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動をしている部隊の隊員の災害補償費 ○自衛隊装備車両等の修繕費
5	災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ○民政支援のための物資運搬のために民間の輸送会社を使用した際の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動に使用するため県の要求量を超えて使用した借用した物品の輸送会社による運搬費(借用・返納時とも)
6	災害派遣部隊の食料費・被服維持費・医療費・車両等の燃料・修理費		<ul style="list-style-type: none"> ○派遣部隊の給食及び洗濯用備品(洗濯機・乾燥機等)並びに医療費・燃料費・修理費
7	写真用消耗品費		<ul style="list-style-type: none"> ○行動記録及び部隊行動に必要な写真の消耗品費
8	損害賠償費	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体等が管理する地域内で管理が十分でなかったために生じた物品破損事故の賠償費 	<ul style="list-style-type: none"> ○賠償金の他、自衛隊が活動中に物品を壊した場合の補償費

第 11 その他(災害派遣部隊に付与される権限)

1 人の生命・身体等に対する危害防止措置

- (1) 警告・避難等の措置(警察官職務執行法、以下「警職法」という。)
- (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の処置(災害対策基本法、以下「災対法」という。)

2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置

土地・建物等への立入(警職法)

3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための処置

妨害車両の移動等の措置(災対法)

4 消防、水防及び救助等災害発生の防御又は災害の拡大防止のために必要な措置

- (1) 他人の土地その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置(災対法)
- (2) 市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、現場における災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(災対法)
- (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置(災対法)

第 12 災害派遣の要請手続き(自衛隊法施行令第 106 条)

1 要請者

知事

2 要請先

- (1) 受理者：東部方面特科連隊長
- (2) 連絡先
〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草3093陸上自衛隊北富士駐屯地
電話：0555(84)3135、3136(内線238) F A X：0555(84)3135、3136(内線239)
夜間：0555(84)3135(内線280又は302)
防災行政無線(衛星系)916-435(地上系)9-220-1-051

3 内容

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 要領

文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても、事後速やかに文書を提出する。

第13 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行うときは、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村長及び派遣部隊長と協議する。

災害派遣要請文書様式

(一般災害派遣要請)
第号
平成年月日

陸上自衛隊第1師団
東部方面特科連隊長殿
山梨県災害対策本部長
山梨県知事〇〇〇〇

自衛隊の災害派遣要請

自衛隊法第83条第1項により、自衛隊の災害派遣を下記により要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請をする事由
 - (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況)
 - (2) 派遣を要請する事由
- 2 災害派遣を希望する期間
 - (1) 期間が明らかな場合:平成年月日から平成年月日
 - (2) 期間が不明確な場合:平成年月日から必要とする期間
- 3 災害派遣を希望する人員及び装備の概要
 - (1) 人員
 - (2) 装備の概要(特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき)
- 4 災害派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容
- 5 災害派遣要請日時
平成 年 月 日 時 分
- 6 担当部課名等
山梨県防災危機管理課担当者〇〇〇〇
TEL:055(223)1432
防災無線:(衛星系)200-2511、(地上系)※9-200-2511
- 7 その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

第号
平成年月日

山梨県知事殿

〇〇市(町・村)長〇〇〇〇



自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部課係
	担当者名
	電話:防災無線:
派遣要請依頼日時	年月日時分
災害の状況及び派遣依頼事由	
派遣を希望する期間	年月日から年月日
	年月日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町村地内
	施設等名称
現地連絡員	部課係、担当者名〇〇〇〇
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

山梨県防災危機管理課 TEL:055(223)1432 F A X:055(223)1429
防災無線:(衛星系)200-2511

自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式

第 年 月 日
号

山梨県知事殿

〇〇市(町・村)長 〇〇〇〇

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

年月日付け第号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時年月日時分

2 撤収理由

3 その他必要事項

第6節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、消火・救急・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲【消防本部】

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機での活動が必要と判断した場合は、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。(別表1)

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

公共性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
非代替性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。(別表2・3)

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合(地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動)
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

第3 要請の方法【消防本部】

市長は、山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当に、電話等により次の事項を明らかにして応援要請を行う。

明示事項	1 災害の種別 2 災害の発生場所及び災害の状況 3 災害発生現場の気象状態 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 5 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段 6 応援に要する資機材の品目及び数量 7 その他必要な事項
------	---

【資料編】 ・ 離着陸場一覧 P278

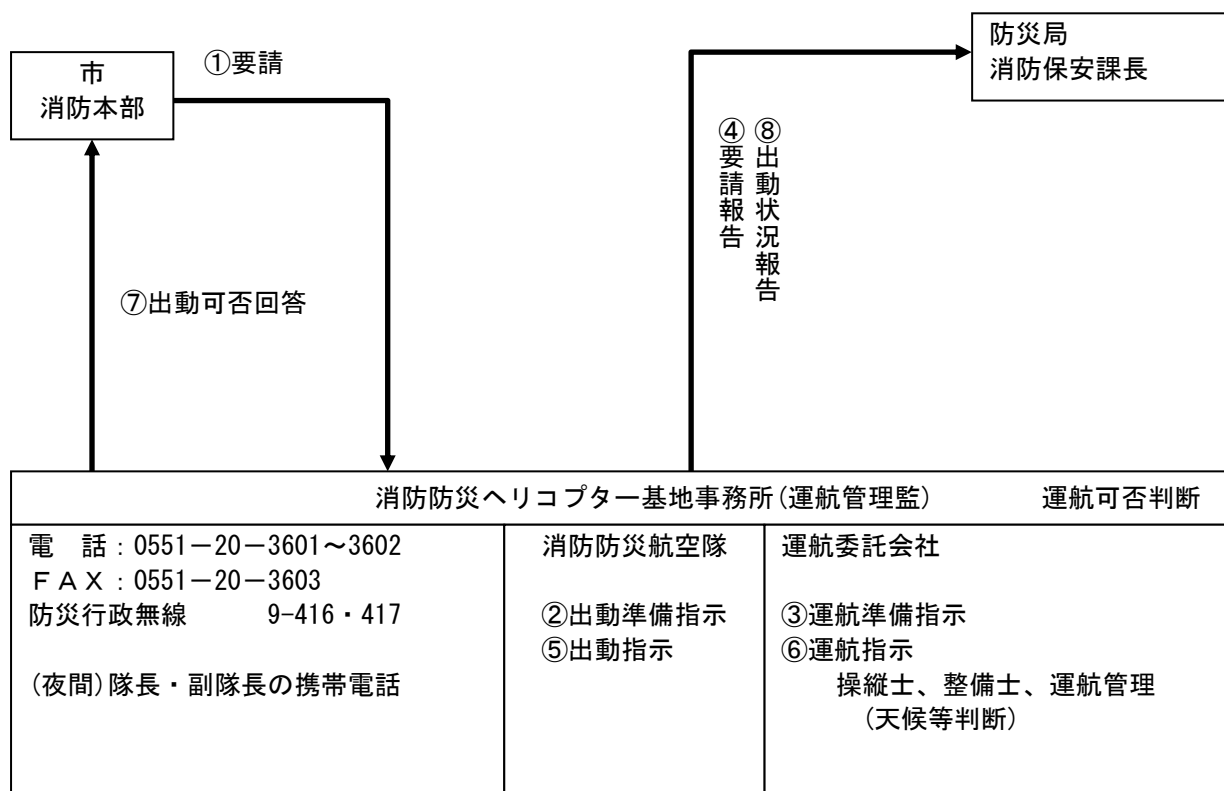
第4 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

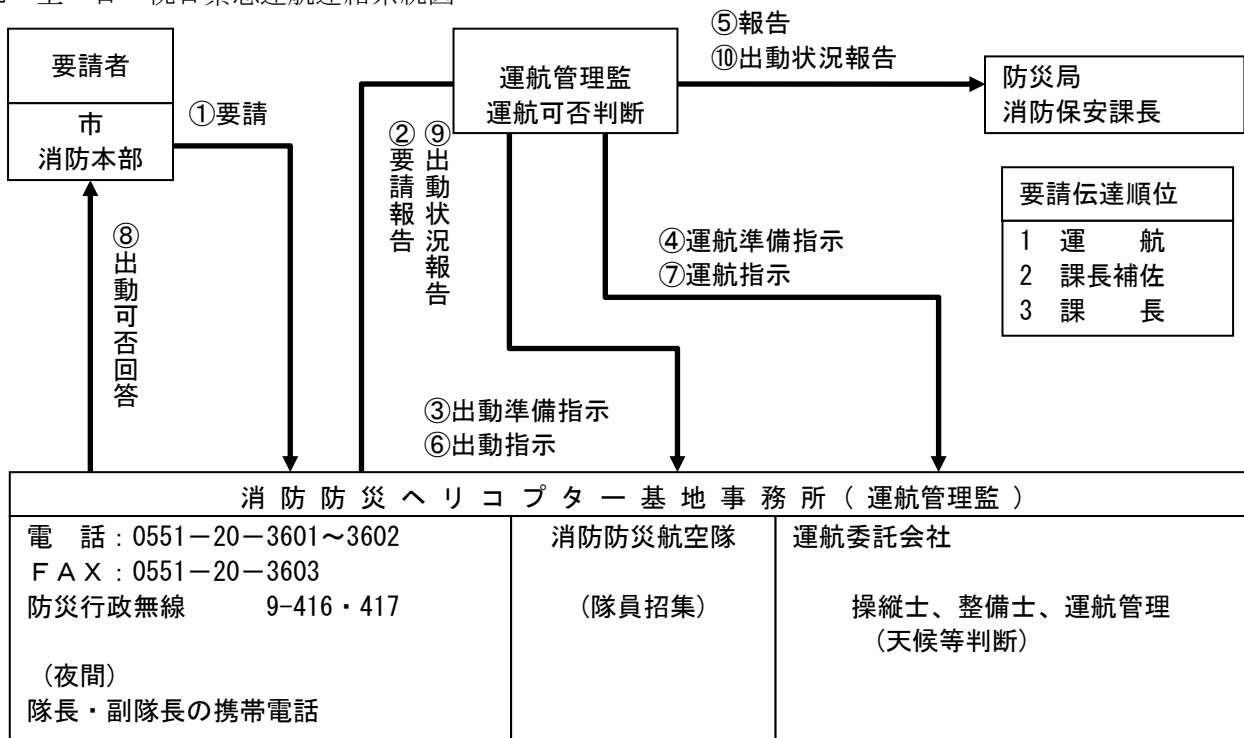
別表1

伝達系統図

1 緊急運航連絡系統図

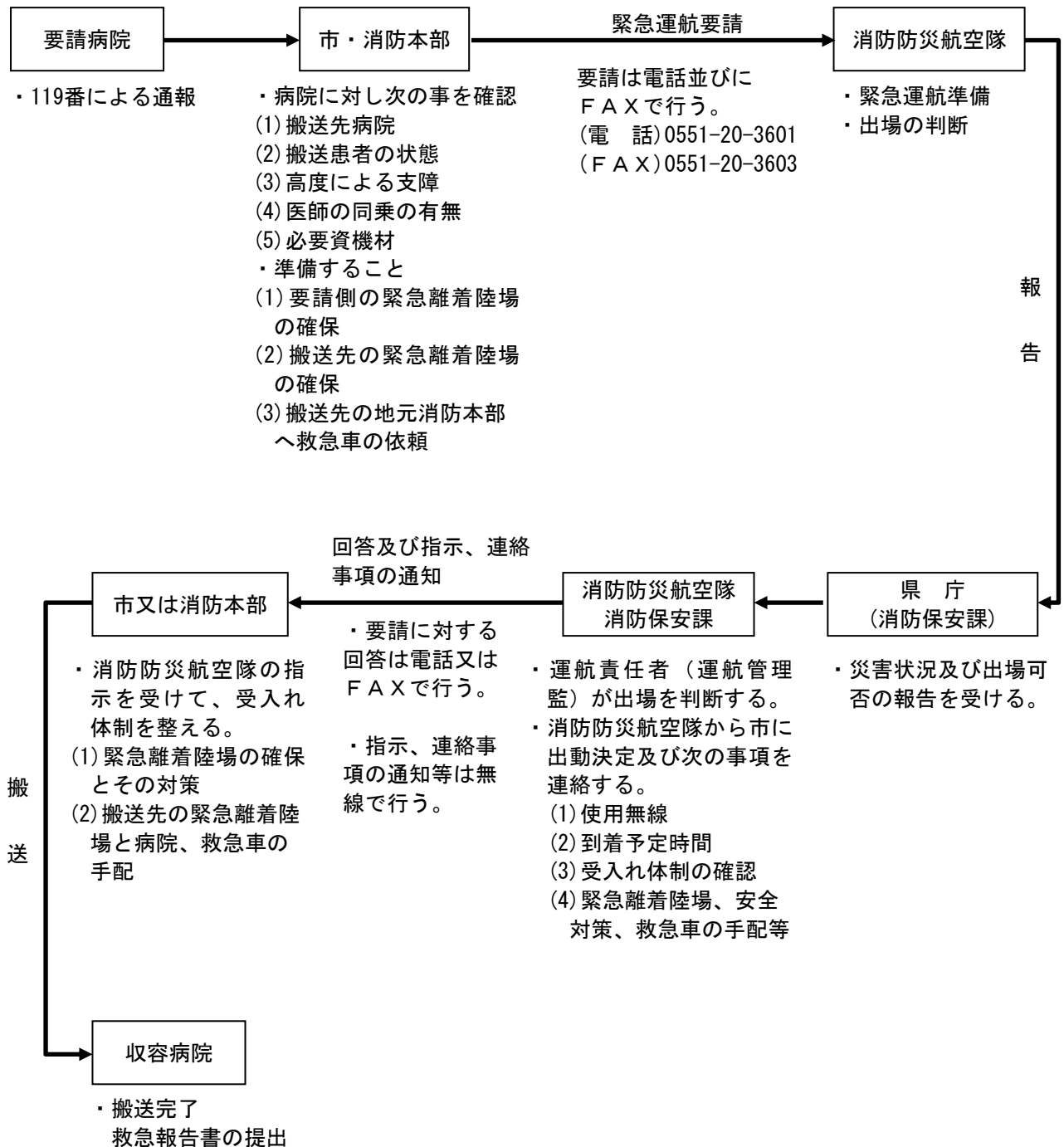


2 土・日・祝日緊急運航連絡系統図



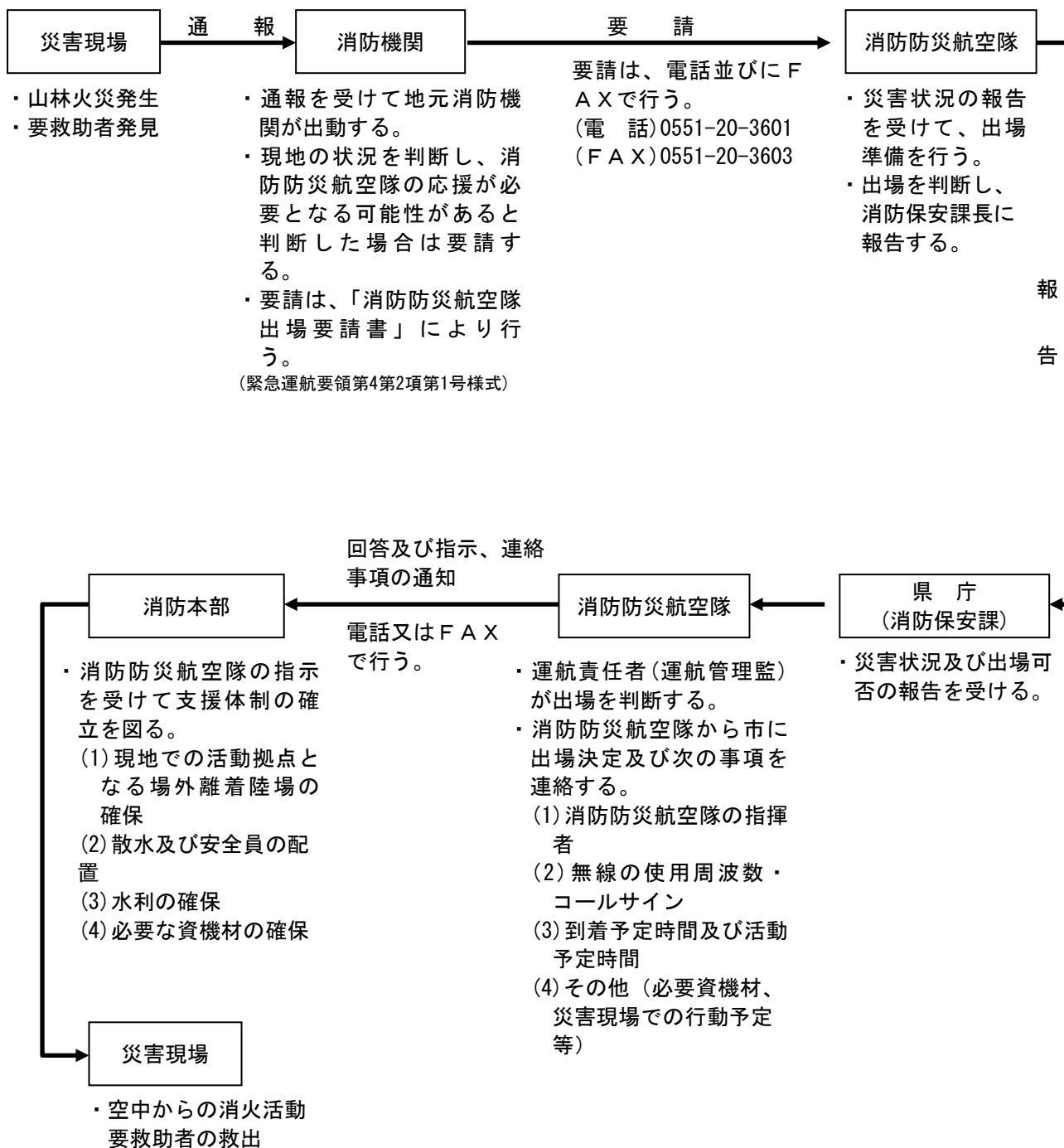
別表 2

救急搬送の流れ(転院搬送の場合)【※医師の同乗が必要】



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ(林野火災・人命救助の場合)



第7節 予報及び警報等の伝達計画

気象業務法に基づく警報・注意報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 防災気象情報の種類等【防災企画課】

1 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、甲府市に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特

別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(3) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布等)

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 (注) 浸水キキクル及び大雨警報(浸水害)は、「警戒レベル」に紐づけられていない。このため「紫」「赤」「黄」を空欄とした。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(山梨県中・西部)で、2

日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、関東甲信地方情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような雨（1時間降水量、山梨県では100mm）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ「危険度分布」の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布」で確認する必要がある。

(8) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山梨県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、山梨県中・西部で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が山梨県中・西部で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて甲府地区広域行政事務組合消防本部に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

(11) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当。

(12) 警報・注意報基準一覧表

発表官署甲府地方気象台

甲府市	府県予報区		山梨県	
	一次細分区域		中・西部	
	市町村等をまとめた地域		中北地域	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	15
		土砂災害	土壌雨量指数基準	111
	洪水	流域雨量指数基準	鎌田川流域=7.5, 滝戸川流域=9.6, 貢川流域=8.1, 間門川流域=6.6, 濁川流域=10.2, 相川流域=8.1, 平等川流域=10.9, 荒川流域=22.6	
		複合基準※1	—	
		指定河川洪水予報による基準	富士川(釜無川を含む)[船山橋]、笛吹川[石和]、荒川[荒川]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	盆地12時間降雪の深さ15cm	
			山地12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	鎌田川流域=6, 滝戸川流域=7.6, 貢川流域=6.4, 間門川流域=5.2, 濁川流域=8.1, 相川流域=6.4, 平等川流域=8.7, 荒川流域=18	
		複合基準※1	間門川流域=(7, 5.2), 濁川流域=(7, 7.8), 平等川流域=(5, 8.7)	
		指定河川洪水予報による基準	笛吹川[石和]、荒川[荒川]	
	強風	平均風速	12m/s※2	
	風雪	平均風速	12m/s※2雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	盆地12時間降雪の深さ5cm	
			山地12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%※3		
	なだれ	1 表層なだれ:24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2 全層なだれ:積雪50cm以上、最高気温15℃以上(甲府地方気象台)で、かつ24時間降水量が20mm以上		
	低温	夏期:最低気温が甲府地方気象台で16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期:最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

- ※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値。
- ※2 甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。
- ※3 湿度は甲府地方気象台の値。
- ※4 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

○ 大雨及び洪水警報・注意報基準表の各表の説明

- (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害・浸水害）」として発表する。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、その欄を“-”で示している。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (4) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
1km四方ごとの基準値については、資料編 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準(p333)を参照。
- (5) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、警報・注意報基準一覧表の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html)を参照。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

表面雨量指数: 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

土壌雨量指数: 土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

流域雨量指数: 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

(13) 気象等に関する特別警報の発表基準

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

ア 雨を要因とする特別警報の指標 (発表条件)

大雨特別警報(土砂災害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を 地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。

※激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

イ 雨を要因とする特別警報の指標 (発表条件)

大雨特別警報(浸水害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)が発表される。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

大雨特別警報(土砂災害)の土壌雨量指数基準値、大雨特別警報(浸水害)の表面雨量指数基準値及び流域雨量指数基準値は、1 km四方毎に設定しており、基準値については、気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>) を参照。

ウ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報が、特別警報として発表される。

エ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつその後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は次のとおり。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	備考
山梨県	甲府	47	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	86	

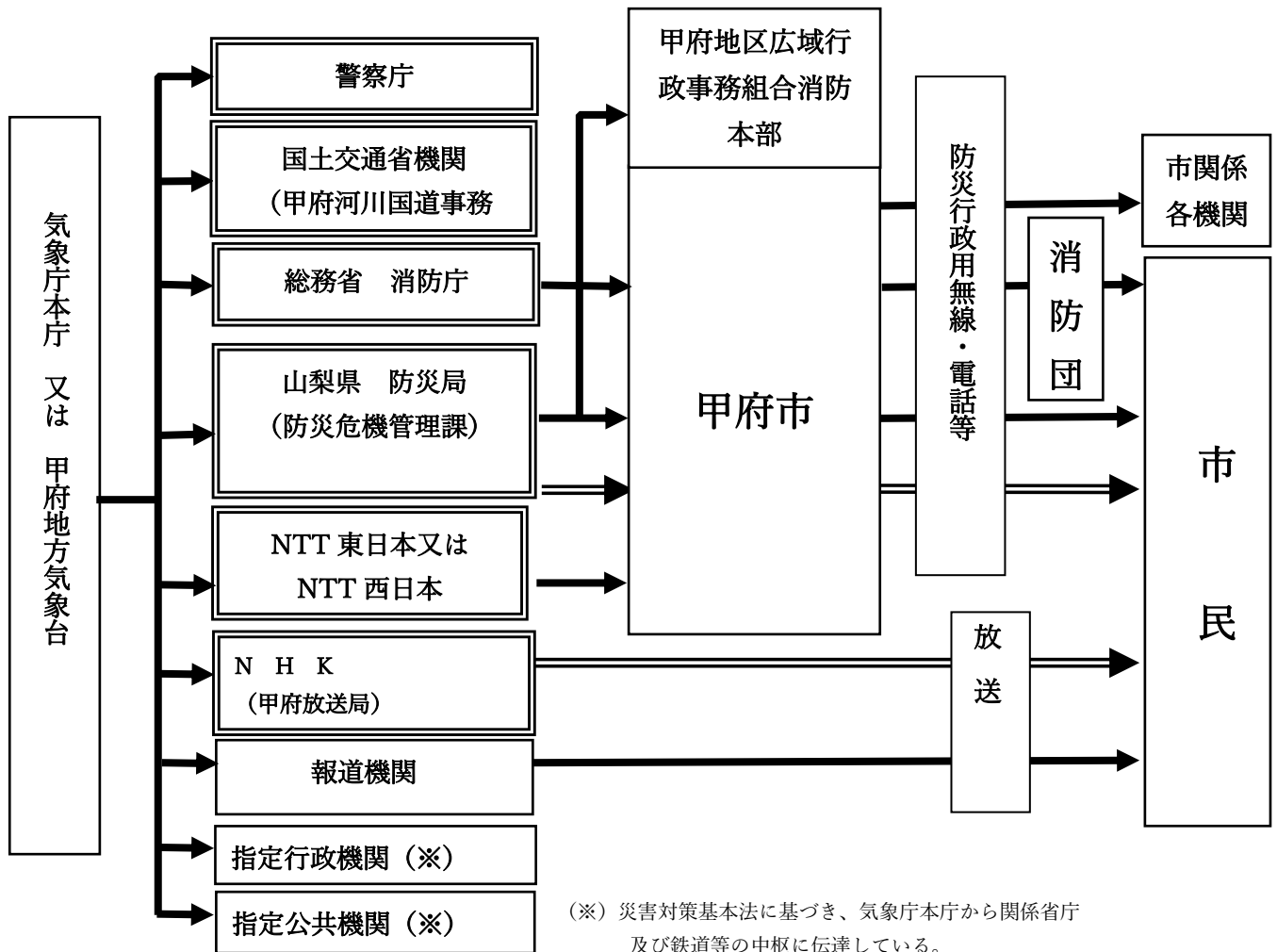
注1) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(14) 特別警報・警報・注意報の切替・解除

特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

なお、特別警報の場合、終了時には警報へ「切り替え」る運用であり、通常「解除」が用いられることはない。

2 予報・警報等の伝達経路
 (1) 甲府地方気象台の伝達経路



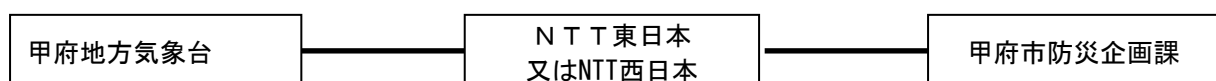
▶二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

▶二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、特別警報及び警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

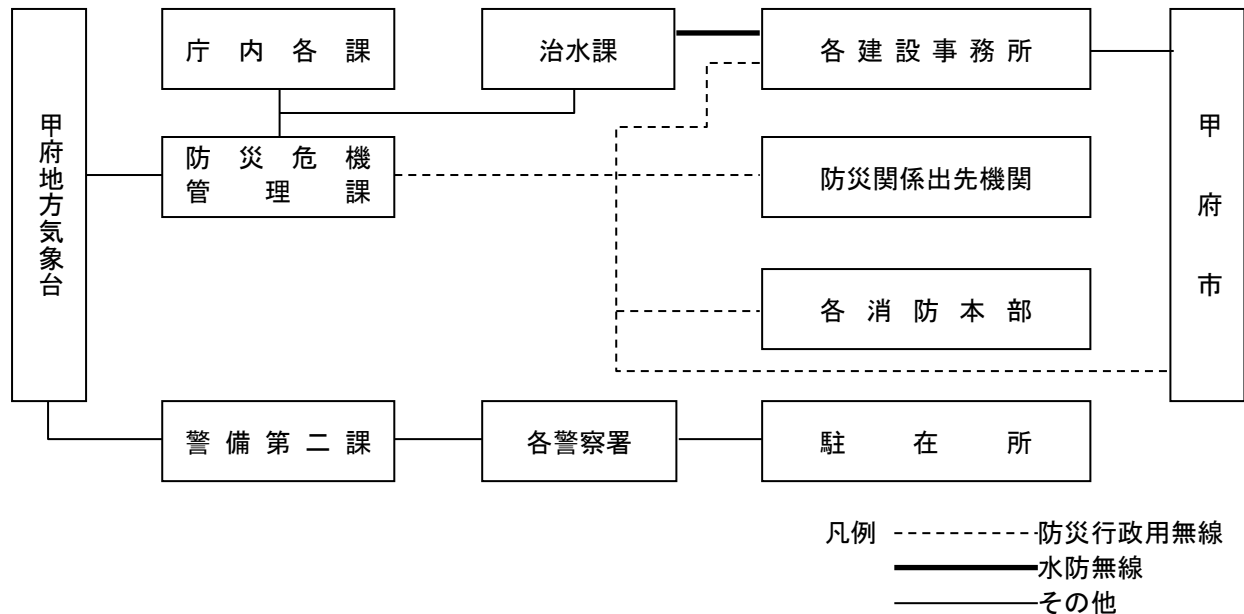
※防災情報提供システム(インターネット)

地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

(2) NTTの扱う警報の伝達
 扱う警報の種類: 気象警報、洪水警報



(3) 県の伝達



3 山梨県砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。

(1) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、「第7節予報及び警報等の伝達計画第1予報・警報の種類等 2予報・警報等の伝達経路 (1)甲府地方気象台の伝達経路」による。

(2) 山梨県土砂災害警戒情報システム

土砂災害警戒情報について、土砂災害危険箇所や県内をメッシュ単位で分割して土砂災害の危険度等の補足情報を提供するものであり、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨による土砂災害のおそれが高まった時に市が避難指示等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考とする。

【資料編】	
・ 大雨の基準地域メッシュ・コード図	P387
・ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値	P390

4 国土交通省と気象庁とが共同で発表する洪水予報(富士川(釜無川を含む。)及び笛吹川洪水予報)

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、甲府河川国道事務所、甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報実施区間

富士川(釜無川を含む。)	韮崎市の武田橋から海まで
笛吹川	山梨市の岩手橋から富士川合流点まで

(3) 洪水予報の種類

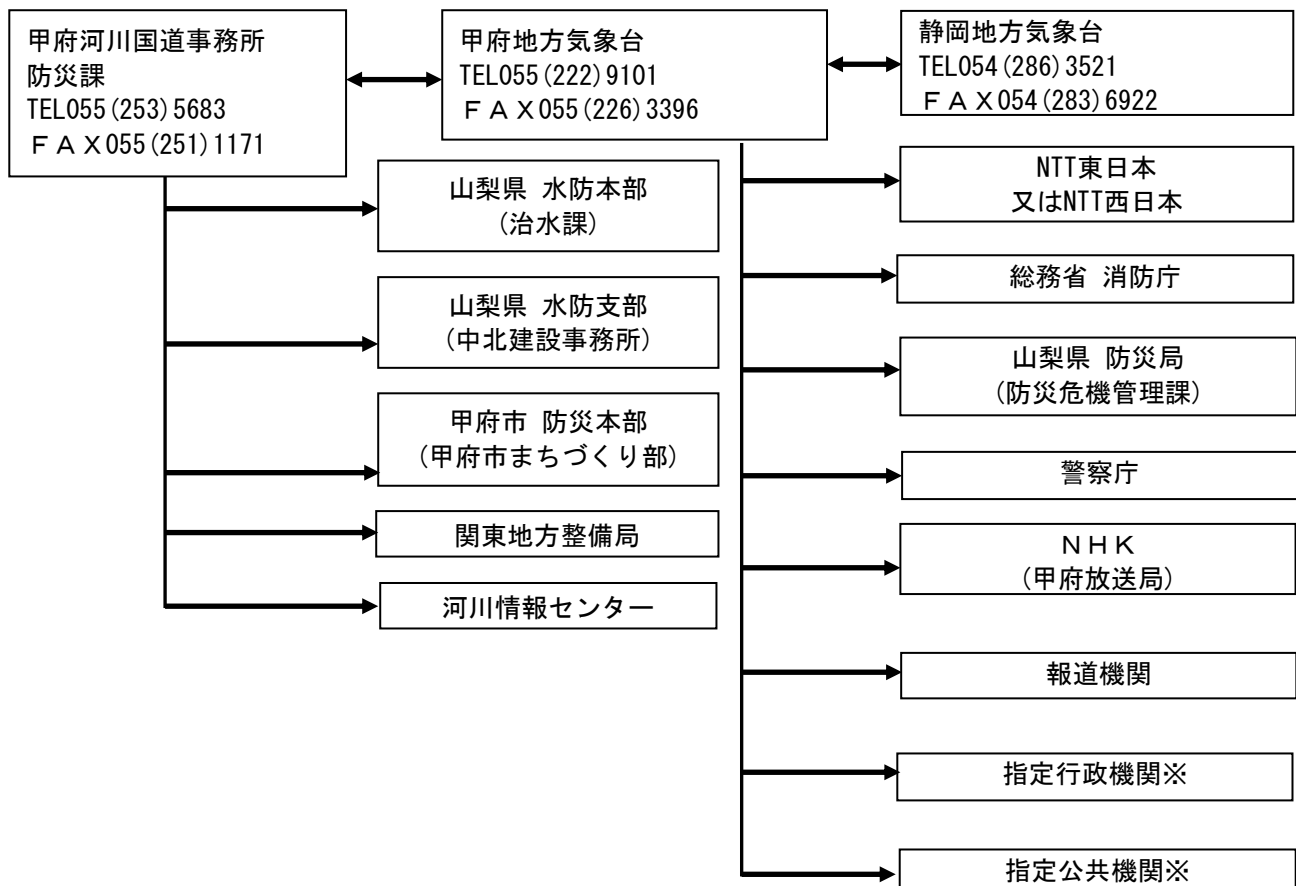
種類	標題	概要
「洪水警報」	「氾濫発生情報」	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	「氾濫危険情報」	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(4) 富士川(釜無川を含む。)及び笛吹川洪水予報の基準水位

河川名	観測所名	位置	所在地	水防団待機水位(推定水位)m	氾濫注意水位(推定水位)m	避難判断水位(推定水位)m	氾濫危険水位(推定水位)m
富士川 (釜無川を含む)	船山橋	北緯35° 41' 57" 東経138° 27' 10"	韮崎市竜岡町若尾新田	1.50	2.00	2.00	2.20
	清水端	北緯35° 31' 59" 東経138° 27' 03"	南巨摩郡富士川町清水端	3.00	3.40	6.50	7.20
	南部	北緯35° 17' 09" 東経138° 27' 36"	南巨摩郡南部町内船	2.50	3.80	4.20	4.90
笛吹川	石和	北緯35° 38' 54" 東経138° 38' 29"	笛吹市石和町市部	1.50	2.00	2.90	3.30

(5) 伝達経路

甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台から関係機関への伝達は、次のとおりである。



※ 静岡県分については、省略する。

※ N T Tへの警報の通知は、気象業法第13条第1項の洪水警報の通知をもってこれに代える。

※ 災害対策基本法に基づき、気象庁本庁から関係省庁及び鉄道等の中枢に伝達している。

5 県と気象庁が共同して発表する洪水予報(富士川水系荒川洪水予報)

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、中北建設事務所と甲府地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報実施区間

荒川左岸：甲府市飯田二丁目 46 番地先から笛吹川合流地点まで。

荒川右岸：甲府市下飯田一丁目476番の1地先から笛吹川合流地点まで

(3) 洪水予報の種類

洪水注意報：氾濫注意情報

洪水警報：氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報

(4) 富士川水系荒川洪水予報の基準水位

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	平常 水位 (m)	水防 団待 機水 位(m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)
荒川	荒川	あらかわ	北緯35° 39' 36" 東経138° 33' 24"	甲府市 飯田5-18-1	0.80	1.80	3.00	3.40	4.00

(5) 伝達経路

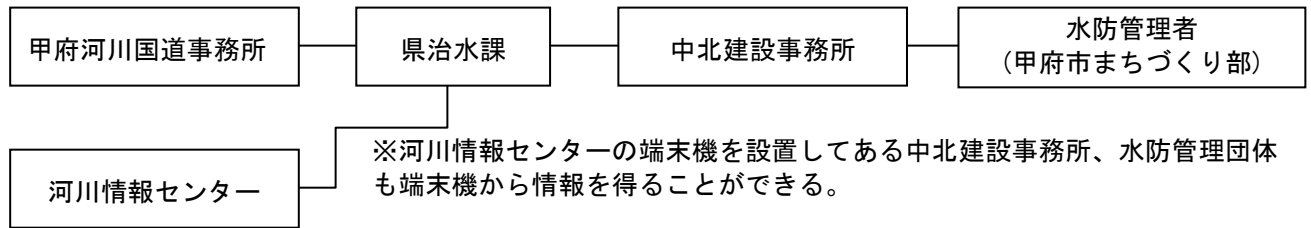
中北建設事務所から市へ伝達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は、「第7節予報及び警報等の伝達計画第1予報・警報の種類等2予報・警報等の伝達経路甲府気象台の伝達経路」による。

6 国土交通省及び県の機関が発表する警報(水防警報)

(1) 水防警報の種類

待機、準備、出勤、指示及び解除の5種類とする。

(2) 伝達系統



7 甲府市の発表する警報(火災警報)

空気が乾燥し、かつ、強風で火災の危険が予想される時、市長が発令する。

第2 富士山の噴火警報・予報と噴火警戒レベル【防災企画課】

1 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等

種別	名称	対象範囲	火山の活動状況	噴火警戒レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域 及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	レベル4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	レベル3 (入山規制)
		火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰等の噴出が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることに留意)

2 富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 (居住地域) または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生 体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。 一部の地域では住民の避難が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。	<ul style="list-style-type: none"> 地震増加地殻変動浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など火山活動の高まり。 火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず ^{※1} 火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3～5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	<ul style="list-style-type: none"> 明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等^{※2}を発表してお知らせする)
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)

※1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

※2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

3 火山情報の伝達

気象庁(甲府地方气象台)及び県(防災危機管理課)から関係機関への伝達は、「第7節予報及び警報等の伝達 計画第1予報・警報の種類等2予報・警報等の伝達経路甲府气象台の伝達経路」と同様とする。

第3 異常現象発見時の通報、伝達【防災企画課】

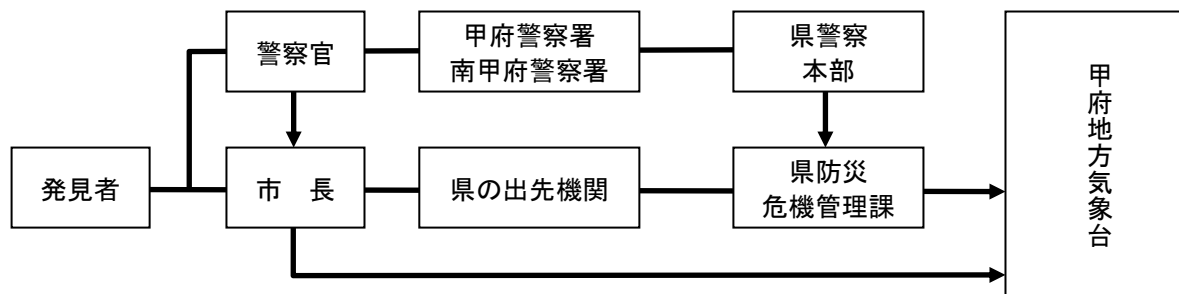
1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象や前兆現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報するとともに周囲の人に知らせ、早めに避難する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告するものとする。

2 通報を要する異常現象

種類	異常現象
気象関係	強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地震関係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

3 伝達系統



3 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災組織から速やかに収集する。

4 日本郵便(株)南関東支社との連携強化

市は、日本郵便(株)南関東支社とあらかじめ締結している協定に基づき、日本郵便(株)南関東支社が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

【資料編】

・災害発生時における甲府市と日本郵便株式会社南関東支社との協力に関する協定書 P135

5 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、中北建設事務所など関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

6 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するものとする。

7 被害報告についての協力

市防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要であると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができるのでこれを活用する。(災害対策基本法第21条)

【資料編】

・ 甲府市防災会議委員名簿 P5

第2 情報のとりまとめ【防災企画課】

被害報告にあたっては、「甲府市災害対策本部活動規程」第11条に基づき実施するものとするが、緊急時において各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、災害対策本部事務局(危機管理室)がとりまとめ、本部長に報告できるものとする。

第3 災害情報の報告等【防災企画課・消防本部】

1 県への報告

(1) 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市は、直接消防庁に対し報告をするものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。市は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローンや高所監視カメラ等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。

県指定報告は、総合防災情報システムへの入力をもって報告とするが、ネットワーク回線が寸断している場合はこの限りではない。

(2) 消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

(3) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

県への報告先

(注) 県防災行政用無線衛星系は「衛」、地上系は「地」

名称	電話番号	県防災行政無線	FAX番号	所在地
中北地域県民センター (中北地方連絡本部)	(0551) 23-3057	地※9-400-2022 衛400-2022	(0551) 23-3012	韮崎市本町4-2-4
山梨県防災危機管理課 (山梨県災害対策本部)	223-1430	地※-2522 衛200-2522	223-1429	甲府市丸の内1-6-1 (県庁防災新館4階)

消防庁への報告先

回線別	区分	平常時 ※消防庁応急対策室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
	N T T回線	電話	03-5253-7527
F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	048-500-90-49013	048-500-90-49102
	F A X	048-500-90-49033	048-500-90-49036

2 消防機関への通報殺到時の措置

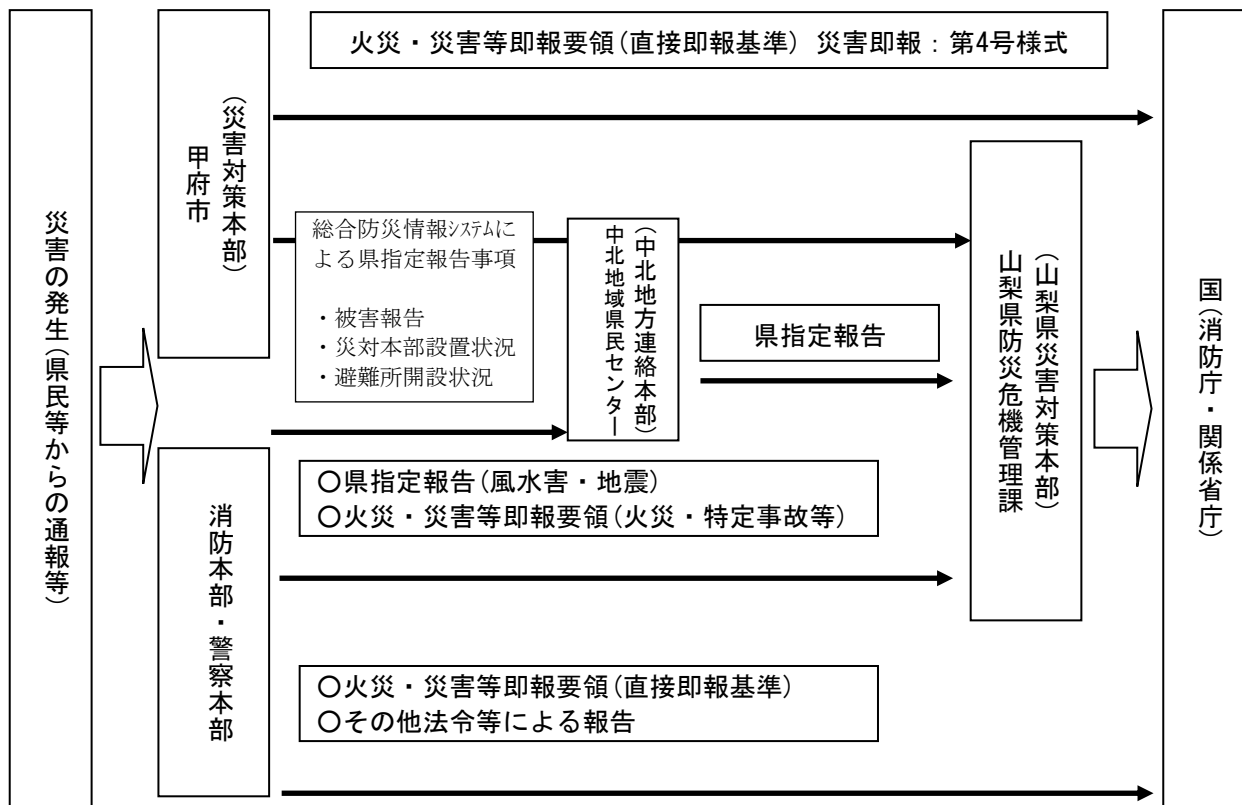
市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況対策本部の設置状況等を連絡し応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の種類・様式

市は、「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき次の系統図により県に対し報告を行うものとする。



(1) 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

(2) 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告

報告の種類	報告内容	様式
火災等即報	火災	第1号様式
	特定の事故	第2号様式
救急・救助事故等即報	救急・救助事故・武力攻撃災害等	第3号様式
災害即報	災害概況即報	第4号様式その1
	被害状況即報	第4号様式その2

【資料編】

- ・ 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式(山梨県) P333
- ・ 「火災・災害等即報要領」 P350

(3) 県指定に基づく被害報告


ア 報告ルート

● 第1配備態勢

大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報、震度4以上の地震を観測し、被害が発生した場合。

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部 →県(防災危機管理課) → 直接即報基準：災害即報 国(消防庁、関係省庁等)
人、建物	市	市→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ、下水道	各管理者	管理者→中北建設事務所→下水道事務所→ダム事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→防災危機管理課

火口周辺警報：噴火警戒レベル3(入山規制)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部 →県(防災危機管理課) →国(消防庁、関係省庁等) 
その他情報	市 各管理者等	市・各管理者等→富士・東部管内出先機関→各主管課 →防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→防災危機管理課

※ 各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

● 第2配備態勢

大雨警報、洪水警報、暴風(雪)警報、震度5弱・強の地震を観測し被害が発生した場合。

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市 →地域県民センター →県(防災危機管理課) → 直接即報基準：災害即報 国(消防庁、関係省庁等) 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市	市→中北保健福祉事務所→福祉部総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉部総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉部総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市	市→中北保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉部総務課 →防災危機管理課 市→中北林務環境事務所→環境・エネルギー政策課→防災危機管理課
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市 中北林務環境事務所	市→中北林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課 →防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ 下水道	各管理者	管理者→中北建設事務所→下水道事務所→各主管課→道路管理課→治水課→防災危機管理課→ダム事務所
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→防災危機管理課

※ 各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

噴火警報：噴火警戒レベル4(避難準備)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市 →地域県民センター →県(防災危機管理課) → 直接即報基準：災害即報 国(消防庁、関係省庁等) 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
その他情報	市 各管理者等	市・各管理者等→地域県民センター→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→防災危機管理課

※ 各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

● 第3配備態勢 (災害対策本部設置)

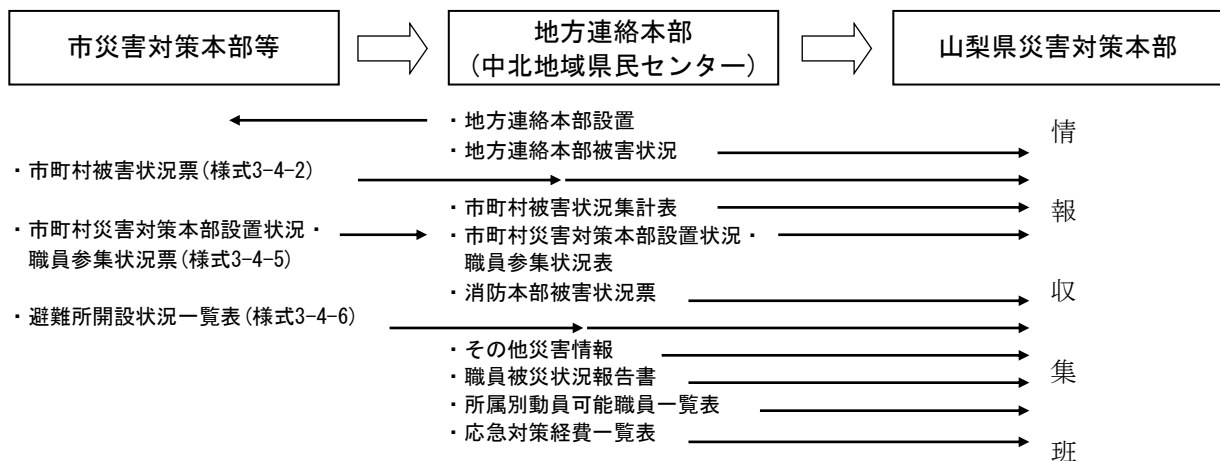
被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民 自主防災組織 事業者・管理者 市	住民等→市災害対策本部 →地方連絡本部(地域県民センター) →県災害対策本部 → 直接即報基準：災害即報 国(消防庁、関係省庁等)

● その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会議所	商工会議所→商工総務課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市→教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課→防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外各管理者→管財課→防災危機管理課

イ 報告様式等

県指定報告は、総合防災情報システムへの入力をもって報告とするが、ネットワーク回線が寸断している場合は次のとおりとする。



【資料編】

- 県指定に基づく被害報告様式 P372

第4 報告項目の順位【防災企画課】

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、概ね人的被害及び住家の被害を優先的に報告するものとする。ただし、この順位によることができないときは、判明したのから逐次報告するものとする。

第9節 広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて市民に正確な情報を周知し、心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関【情報発信課】

災害時の広報活動は、情報発信班において行う。

ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。

また、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後、情報発信班に報告する。

第2 広報の方法【情報発信課・関係各課】

防災行政用無線（メールマガジン、防災アプリを含む）、広報車、電話等を通じ、また甲府市ホームページの掲載等により迅速に広報を行うものとする。（特別警報の発令などの大規模災害が予測される時には、災害時用の特別ホームページを切り替えるなどの対応を行う。）

また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報誌やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3 広報資料の収集【情報発信課】

災害情報の収集は、本章第8節「被害状況等報告計画」によるものとするが、激甚地の情報収集については、情勢に応じ情報発信班を編成し、写真を主とした情報収集を行う。

また、広報活動資料及び記録用として、災害写真を撮影する。

第4 広報内容【情報発信課】

広報は、概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関及び関係部署等の協力を得て、被災者に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努めるものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における市民の心構え (2) 避難の指示事項 (3) 災害情報及び市の防災体制 (4) 被害状況及び応急対策実施状況 (5) 被災者に必要な生活情報 (6) 市民に対する注意事項 (7) その他必要な事項 |
|---|

第5 報道機関に対する放送要請【情報発信課】

市長は、エフエム甲府及び日本ネットワークサービスとの「災害防災情報等の放送に関する協定」による広報を活用するとともに、利用できるすべての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、各放送局に放送を要請できる。

放送要請は、原則として県を窓口として依頼することができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるとまのない時は、市は直接放送局に対して放送を要請することができる。

放送局名	協定締結年月日	申込窓口
日本ネットワークサービス	H18. 1. 31	放送制作部
エフエム甲府	H16. 8. 25	放送統括
NHK甲府	S58. 7. 1	企画編成部
山梨放送	S58. 7. 1	報道制作局
テレビ山梨	S58. 7. 1	(昼)報道部 (夜)報道部長
エフエム富士	H2. 2. 28	

【資料編】

- ・ 災害防災情報等の放送に関する協定書(エフエム甲府) P73
- ・ 災害防災情報等の放送に関する協定書(日本ネットワークサービス) P76
- ・ **【参考】** 災害時における放送要請に関する協定書(山梨県締結) P213

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」・「災害用伝言板Web171」をNTT東日本が開設するので、活用方法を広報誌への掲載、市役所、避難所等への掲示等により、市民に周知を図るものとする。

第6 Lアラートの活用【防災企画課】

市から安心・安全に資する情報を、市民に多様なメディアで迅速かつ効果的に伝達するため、Lアラート(災害情報共有システム)を利用する。

第7 甲府市総合防災情報システムの活用【防災企画課】

市から災害に関する情報を迅速かつ効果的に伝達するため、防災アプリ、甲府市防災ポータル(WEBSITE)を活用する。

第10節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法【防災企画課・上下水道局】

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。地震災害警戒本部並びに災害対策本部を総合市民会館に設置した場合は、切替えを行い、総合市民会館において運用する。

(2) 市防災行政用無線(固定系・移動系)

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、防災行政用無線を活用し通信の確保を図る。

(3) 市上下水道局無線

市は、緊急時においては、防災行政用無線と併用して、甲府市上下水道局に設置する上下水道事業用無線局設備を活用するものとする。

(4) 一般加入電話(災害時優先電話、携帯電話を含む。)

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(5) 衛星携帯電話

市は、地震や豪雨により道路が寸断された場合に、孤立するおそれのある集落との連絡手段を確保するため、災害時に強い衛星携帯電話を整備する。

【資料編】

- ・ 防災行政用無線一覧 P280
- ・ 上下水道局無線一覧 P289
- ・ 衛星携帯電話配備場所一覧 P294

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市 ← → 県	＝県防災行政無線・N T T回線
市 ← → 消防署	＝N T T回線・防災行政用無線(移動系)・消防無線
市 ← → 警察	＝N T T回線
市 ← → 消防団	＝N T T回線・防災行政用無線(固定系)・消防団無線
市 ← → 自主防災組織	＝N T T回線・防災行政用無線(固定系)・広報車

第2 非常・緊急通話【防災企画課】

災害発生時等における通信手段の確保・災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

第3 災害時優先電話の利用【管財課】

災害時、庁内の電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめN T T東日本に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第4 他の機関の通信設備の利用【防災企画課】

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、電力事業等を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。なお、市内の関係機関の通信施設は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- ・ 市内無線局一覧 P290

第5 非常通信の利用【防災企画課】

加入電話、防災行政用無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

1 非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は200字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

2 非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、市本部活動に必要なもの等。

【資料編】

- ・ 関東地方非常通信協議会構成機関一覧 P295

第6 インターネットシステムの活用【防災企画課】

災害時には、インターネットにより、甲府地方気象台及び県から次の災害情報を取得することができる。また、インターネット上の各種システムにより、各種情報の収集・共有・発信に資する。

1 甲府地方気象台ホームページ

URL:<https://www.jma-net.go.jp/kofu/>

2 山梨県ホームページ

URL:<http://www.pref.yamanashi.jp/>

県ホームページに掲載される最新の気象情報や災害情報に関する各種情報

3 甲府市ホームページ

URL:<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/index.html>

市のホームページにおいても、災害時の情報等を掲載する。

4 その他

甲府市総合防災情報システム

甲府市防災ポータル

甲府市防災情報WEB

山梨県総合防災情報システム

山梨県土砂災害警戒情報システム

山梨県総合河川情報システム

第7 アマチュア無線の活用【防災企画課】

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、市内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

【資料編】

- ・ アマチュア無線クラブ一覧 P296

第8 急使による連絡【防災企画課】

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第11節 水防計画

水防計画については、水防法第33条の規定に基づき別に定める「甲府市水防計画」による。

第12節 消防計画

火災その他の災害が発生した場合において、その鎮圧、被害の拡大防止、社会秩序の維持及び市民の生命、身体、財産の防護について定める

第1 組織及び機構【消防本部】

最近火災その他の災害が増加の傾向にあり、これを未然に防止し若しくは発生した被害の軽減を図るため、甲府地区消防本部、消防署、甲府市消防団の機構は、資料編に定めるとおりであるが、そのほか市域における災害が拡大し応援を必要とする場合は、状況により甲府地区消防本部の消防隊等出場規程により管内の他市町消防団が出動する。

【資料編】

- ・ 消防の組織 P304
- ・ 消防水利一覧 P305
- ・ 消防団の現況 P306

第2 消防力の整備拡充【消防本部】

現有消防力の保全に努めるとともに、施設・装備の整備を充実させ、火災を始めとした各種災害に対処し得る有事即応の体制を確立する。

第3 消防訓練計画【消防本部】

消防訓練の種類を通常訓練と特別訓練に区分して、災害を局限防止し得る体力気力を養成するものとする。

通常訓練	特別訓練
(1) 消防訓練礼式	(1) 通常訓練以外の火災防御訓練
(2) 消防操法	(2) 車両災害防御訓練
(3) 出動訓練	(3) 通常訓練以外の救助訓練
(4) 操縦訓練	(4) その他の消防訓練
(5) 放水訓練	(5) 総合防災訓練
(6) 体力練成、ロープワーク、機械器具、操縦法等の救助訓練	
(7) 火災防御訓練	

第4 消防職員及び消防団員の招集【消防本部】

1 非常招集

- (1) 大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防職員及び消防団員の非常招集を実施する。
- (2) 職員の招集は、消防長があらかじめ定めた職員名簿に基づき電話又は当直署員を派遣して伝達する。
- (3) 団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。
- (4) 職員及び団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集種別

招集種別は、甲府市災害対策本部活動規程別表第2に基づく第1配備、第2配備、第3配備の3種とする。

- (1) 第1配備消防長及び総務課長から指名された者
- (2) 第2配備同上
- (3) 第3配備同上

3 招集集結場所

原則として職員は、所属する署に、団員は所属する分団の器具置場に集結すること。

4 人員報告

消防署長及び消防団長は、非常招集発令から完了までの間、30分ごとに招集人員及び集結場所を消防長に速報すること。

【資料編】

- ・ 甲府市災害対策本部活動規程 P11

第5 災害地への動員【消防本部】

1 動員方法

消防部長(消防長)は、市災害対策本部長から災害の発生により、消防部隊の出動指令を受けたときは、直ちに消防署長及び消防団長に招集した職員(当直職員を含む。)及び団員を災害地に被害の規模に応じて動員するよう指示する。ただし、団員の所轄区域外の動員は二次的とする。

2 通信連絡方法

消防部内の連絡は、消防本部管理下にある有線及び無線を使用して実施する。

3 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防車両及び市災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

第6 飛火警戒【消防本部】

消防部長(消防長)は、飛火によって第2次、第3次の火災が続発して、大火を導引するおそれがある場合、受け持ち区域全般にわたって、あらかじめ警戒配備場所及び警戒方法並びに消防署、消防団等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立するものとする。

1 飛火防御部隊の編成

飛火防御部隊は飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

2 飛火警戒隊

飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生した場合、出動防御する部隊で、次のとおり編成する。

- (1) 火災の状況に応じて、待機隊のポンプ車隊又は消防団ポンプ車隊をもって充当し、風下一体の防御活動にあたる。
- (2) 前記飛火警戒隊の配置指令については、消防長又は消防署長が消防団長と協議し、無線等により各隊長に指令する。
- (3) 飛火警戒隊を支援する組織として、地元住民をはじめ、自治会、自主防災組織、事業所自衛消防隊等に協力要請を行う。

3 警戒巡ら隊

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災危険を早期に発見するために、要所を巡回して警戒する部隊で、次のとおり編成する。

- (1) 火災の状況に応じて、消防団ポンプ車隊の後着1～2隊をもって編成し、警戒地域を巡回する。
- (2) 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材及び携帯無線機等を携行する。

4 飛火警戒の配置基準

- (1) 飛火警戒隊の配置場所は、風下方面概ね200m内外とし、無線通信連絡により交信し、飛火の状況に応じて風下600m以内を守備範囲とする。
- (2) 通常風下方面600m以上及び風下寄り、風横方面で飛火による火災危険のおそれのある地域に対しては、無線連絡により飛火巡ら隊を派遣するほか、1000m以上は、地元住民をはじめ、自治会、自主防災組織、事業所自衛消防隊等に協力を得て警戒にあたる。

5 飛火警戒の要領

飛火による危険範囲は、気象状況及び火元の状況により一定しがたいが、一応の目安として次のとおり実施する。

- (1) 通常風速5%以内においては、概ね風下400m以内
- (2) 風速10%以内においては、概ね風下1,100m内外

第7 災害の防圧【消防本部】

1 災害出場

災害発生時には、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防隊等出場規程(平成28年2月消本規程第2号)を準用する。

2 火災防御計画

- (1) 危険区域特殊建築物の警防計画

街区の建築物の構成状況及び大建築物の構造、用途等を消防の見地から検討し、これを危険区域及び特殊建築物に指定して別に定める警防計画樹立要領により事前計画を樹立して対処する。

(2) 異常気象時火災防御計画

強風注意報、乾燥注意報等の発表されているとき発生した火災は、延焼速度が迅速であり、かつ、飛火が必然的であるため、これに対応し得る警戒体制の強化、出場体制の増強等の措置を講ずる。

(3) 危険物火災防御計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を樹立し、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備を始め取扱いの規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

(4) 火災拡大後の措置

火災の拡大により防圧困難なときは、相互応援協定計画の定めるところにより、隣接市町村に応援を求めるとともに各隊の防御相当面、現場の地物、水利状況を考慮し、隊の移動集結を行い、防御線の確立を図るとともに次の措置を講ずるものとする。

ア 災害通信計画に基づく関係機関への連絡

イ 後続応援隊の誘導

ウ 飛火警戒体制の確立

エ 住民に対する避難誘導

オ 必要に応じた破壊消防

第8 火災警報発令伝達計画【消防本部】

1 警報発令基準

(1) 消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定による火災に関する警報の基準は、次に掲げるとおりとする。

【甲府地区広域行政事務組合消防法等施行細則（平成30年3月規則第3号）第3条】

ア 実効湿度60%以下、最少湿度35%以下で最大風速7m/秒以上になる見込みのとき。

イ 実効湿度50%以下で最少湿度25%以下になる見込みのとき。

ウ 平均風速14m/秒以上の風が吹く見込みのとき。

(2) 火災警報は、平常の気象状況に復したとき又は降雨・降雪等により、その必要がなくなったときは、解除するものとする。

2 警報の伝達及び周知

市民に対する伝達方法は、消防信号によるほか、防火宣伝を兼ね、広報車、消防車等により市内を巡回広報する。

第9 林野火災の応急対策【消防本部・林政課】

1 ヘリコプターの出動要請

市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

2 林野火災防御計画の樹立

市長又は消防長は、林野火災防御にあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防御計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

(1) 各部隊の出動地域(消防団を含む。以下同じ。)

(2) 出動順路及び防御担当区域

(3) 携行する消防資機材

(4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法

(5) 隊員の安全確保

ア 気象状況の急変による事故防止

イ 落石、転落等による事故防止

ウ 進入、退路の明確化

エ 隊及び隊員相互の連携

オ 地理精通者の確保

カ 隊員の服装

(6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法

(7) 防火線の設定

- (8) 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資機材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関(山梨森林管理事務所、県森林環境部、近隣市町村及び東京電力パワーグリッド(株)等)との連絡方法

第10 救急対策計画【消防本部】

特殊な救急事故の発生により、有する救急隊のみで対処ができない場合の体制を確立するとともに、円滑かつ確実な救急活動を行うことにより、生命、身体の保護を図るものとする。

1 救急情報

特殊な緊急事故が発生した場合に迅速な情報収集を行い、適切な救護活動を実施するため、指令課は、現場本部又はその他の機関から情報収集し、必要な救急隊を出動させる。

また、必要と判断された場合には、隣接消防本部に応援要請を行う。

2 消防職員、団員の招集種別

(1) 消防職員

ア 第1態勢

傷病者が10人以上発生した場合

必要人員を招集

イ 第2態勢

傷病者が30人以上発生した場合

必要人員を招集

ウ 第3態勢

傷病者が50人以上発生した場合

非番員等の全員を招集

(2) 消防団員

消防団員の招集については、組織市町の地域防災計画に基づき、消防長又は消防署長が組織市町へ出場要請を行う。

3 医療機関への協力要請

特殊な緊急事故が発生した場合や新興感染症のまん延時には、各医療機関と密接なる連絡を図るとともに、必要と判断された場合には、山梨DMAT (Disaster Medical Assistance Team) を応援要請し応急処置並びに収容が円滑に行われるよう努めるものとする。

第11 風水害等警防計画【消防本部】

風水害は、その大部分が台風あるいは出水による被害であって、消防機関の活動については、災害対策本部が設置される以前からその活動に当らなければならないものであるため、本計画の定めるところによって災害防衛活動にあたるものとする。

1 消防職員、消防団員の招集種別

(1) 消防職員

ア 次の注意報の1以上が発表され、その必要があると認めるとき、及び必要により消防長が招集を指令した場合は、職員を招集する。

(ア) 大雨注意報

(イ) 洪水注意報

(ウ) 暴風警報

(エ) 大雪警報

イ 参集場所は、勤務する場所とする。

(2) 消防団員

ア 次の警報の1以上が発表され、その必要があると認めるとき、及び必要により消防長又は団長が招集を指令した場合は、団員を招集する。

(ア) 大雨警報

(イ) 暴風警報

(ウ) 洪水警報

イ 参集場所は、各分団の詰所とする。

2 災害出動

- (1) 当直職員は、水防上危険のある箇所を巡回し、調査警戒にあたる。
- (2) 非常招集を受け、参集した職員は、必要に応じ順次危険大なる方面に出動する。
- (3) 招集を受け、各分団詰所に参集した消防団員は、各分団受持地区の警備配置につくものとする。

第13節 原子力災害応急対策計画

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合(本市が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。)の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立【防災企画課】

1 特定事象発生後

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条の規定に基づき、特定事象を発見し、又は発見の通報を受けた場合、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び隣接都道府県知事へ通報することとなっている。市は、県を通じて情報の収集に努める。

2 原子力緊急事態宣言発出後

市は、県を通じて情報の入手に努めるとともに、市が行う応急対策について県と調整を行う。また、市は、緊急時モニタリングを実施し、迅速な情報収集体制を確保する。

第2 活動体制の確立【防災企画課】

1 原子力災害警戒連絡会議の開催

市は、中部電力浜岡原子力発電所において特定事象が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集及び連絡体制を確立するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行うため、原子力災害警戒連絡会議を開催する。なお、特定事象に至らない場合であっても、原子力防災上必要な対策を行う必要があると危機管理監が認めた場合は、原子力災害警戒連絡会議を開催する。

原子力災害警戒連絡会議の構成員等は、市災害対策本部の連絡室長会議に準ずるものとする。

2 原子力災害警戒本部の設置

市は、内閣総理大臣が、中部電力(株)浜岡原子力発電所において原子力緊急事態宣言を発出した場合で市長が必要と認めた場合は、原子力災害警戒本部を設置する。

原子力災害警戒本部の本部長、本部員等は、市災害対策本部に準ずるものとする。

第3 緊急時モニタリング活動【環境保全課】

1 特定事象発生後の対応

市は、現地情報を入手するとともに、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を開始する。なお、原子力発電所事故の規模、風向きなどの気象情報、市民への不安感の広がり等を考慮のうえ、必要が生じた場合は、緊急時モニタリングを開始するものとする。

2 原子力緊急事態宣言発出後の対応

市は、現地情報を入手するとともに、緊急時モニタリングを実施し、結果を取りまとめるのうえ、速やかに公表する。

第4 避難者の受け入れ【協働推進課・防災企画課・関係各課】

原子力災害による他市町村から本市への避難者については県からの協議を受け、本章第4節広域一時滞在計画により受け入れるものとする。その際、市は、一時避難場所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動【防災企画課】

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、次の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

本市は、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲外のため避難等を要する事態は想定されていない。

万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合は、市は、県と連携し、市民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。なお、情報提供にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の要配慮者に十分配慮するものとする。

表 1 屋内退避又は避難等に関する指標

予測線量(単位:mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面、肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。(「防災指針」より抜粋)

第 6 保健活動【地域保健課・精神保健課・関係各課】

市は、県と連携し、市民の健康不安を解消するため、必要に応じ、心身の健康相談窓口の設置などの体制を整備する。

第 7 市民等への的確な情報伝達活動【情報発信課・協働推進課】

市は、県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに市民等からの問い合わせに対応する。また、市民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報伝達を行う。

第 8 風評被害等の影響への対策【農政課・就農支援課・観光課・商工課】

市は、県等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第14節 富士山の火山災害応急対策計画

富士山が噴火した場合に、本市で予想される火山現象である降灰から、市民等の身体及び財産を守るため、必要な応急対策等を行うものとする。

第1 降灰予報等の周知【情報発信課・防災企画課】

気象庁による降灰予報が発表されたとき、もしくは市内に降灰があったときは、県等と連携して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、防災行政用無線（メールマガジン、防災アプリを含む）や甲府市防災ポータル、広報車等によるほか、報道機関の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

第2 市民が実施する自衛措置

市民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用するものとする。

第3 降灰の回収【ごみ収集課】

民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

なお清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について県等と事前に検討を行う。

第4 陸上交通の復旧【道路河川課】

- 1 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。
- 2 道路管理者は、交通規制を実施した場合、甲府警察署、南甲府警察署に通知するものとする。
- 3 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第15節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。なお、詳細は別に定める「甲府市災害時受援計画」による。

第1 実施責任者【防災企画課】

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村、県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法【防災企画課】

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 鉄道による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保【管財課・防災企画課】

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、概ね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 事業者の営業用車両
- ウ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務営部契約管財室管財班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務部契約管財室管財班に依頼するものとする。

総務部契約管財室管財班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第16節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予測される場合は、総務部契約管財室管財班は、事業者の自動車等を借り上げて必要数の車両を確保する。

ウ 災害協定に基づく車両

調達する食料は、調達先業者による避難所等への直接配送を基本とするが、外来救援物資及び市防災倉庫から避難所等への備蓄食糧や生活必需物資の輸送は、災害協定に基づき、山梨県トラック協会、赤帽山梨県共同組合、パルシステム、日本通運、ヤマト運輸、富岳通運に輸送の実施を要請する。

● 物資などの緊急輸送協定先

山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561
赤帽山梨県軽自動車運送協同組合支部	甲府市德行1-1-21	055-228-0028
生活協同組合パルシステム山梨	甲府市古上条町225-1	055-243-6327
日本通運株式会社首都圏支店 山梨営業センター	甲府市丸の内2-26-1	055-222-4102
ヤマト運輸株式会社山梨主管支店	昭和町築地新田95	055-275-3134
富岳通運株式会社	甲府市西下条1167-8	055-288-8111

【資料編】

- ・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書(山梨県トラック協会) P71
- ・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書(赤帽山梨県軽自動車運送協同組合) P72
- ・災害時における相互急力に関する協定書(生活協同組合パルシステム山梨) P138
- ・災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定書(日本通運、ヤマト運輸、富岳通運) P142～144

2 鉄道による輸送

自動車の使用が不可能な場合で、鉄道による輸送が適当な場合は、これによる。

3 航空機による輸送

(1) 地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適当であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

なお、消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第6節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(2) 本部長が災害時に県外等にいる場合で、車両による登庁ができない場合、災害対策本部は、各航空会社との災害協定に基づき、ヘリコプターを活用した本部長の搬送を実施する。

【資料編】

・ 災害時等における人員搬送の支援に関する協定書（ジャネット、東邦航空）	P149、150
・ ヘリポートの種類と基準	P276
・ 離着陸場一覧	P278

4 人力による輸送

前各項(第3第3項第2号を除く)による輸送がいずれも不可能な場合は、人力により搬送する。

輸送のための労働力の確保は、本章第31節「労働力確保計画」の定めるところによる。

また、甚大なる被害のため主な輸送手段を人力に頼る場合は、福祉部及び保健衛生部職員を中心に各部からの応援職員と自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、全職員体制で行うものとする。

事前避難等において、生活必需物資が市の備蓄で賄える場合に限っては、市民部市民総室市民班が備蓄倉庫から輸送し配給するものとする。

第4 石油燃料等の確保【管財課】

1 災害時においては、ガソリンスタンドの業務が停滞し、混乱が発生することが予想されるので、本市の応急対策従事車両の燃料供給を確保するものとする。

2 本市の災害応急、復旧対策のため緊急に石油燃料等が必要となる場合には、「災害時における石油燃料等の供給に関する協定書」に基づき、「山梨県石油協同組合」へ供給を要請する。

【資料編】

・ 災害時における石油燃料等の供給に関する協定書(山梨県石油協同組合)	P78
-------------------------------------	-----

第5 公共建築物屋上番号表示【防災企画課】

災害時における救援活動を迅速かつ的確に行うことを目的として、上空より容易に建物の識別ができるように、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校などの公共建築物の屋上に識別番号等の表示を進めていく。

【資料編】

・ 公共建築物屋上番号表示一覧表	P278
------------------	------

第6 その他

平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、山梨県や災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第16節 交通対策計画

災害により道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、概ね次のとおりとする。

第1 交通規制対策【道路河川課・都市基盤整備課】

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつその他の事由により円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合 2 道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項
	甲府警察署長 南甲府警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警察	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置をまちづくり部まち整備室長に指示して行い、甲府警察署、南甲府警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 甲府警察署、南甲府警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 交通規制

甲府警察署、南甲府警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急交通路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 地域住民への周知

公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは通行を規制するものとする。また、交通規制を行った場合は、甲府警察署、南甲府警察署に通知するものとする。なお、災害発生時において、立ち往生車両や放置車両等により災害応急対策の実施に支障が生じる場合は、当該車両等の移動その他必要な措置をとることができる。

【資料編】

- ・ 異常気象時における道路等通行規制基準 P272

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

6 交通規制の標示

公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した資料編に定める標示を設置して行う。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、甲府警察署、南甲府警察署の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。道路管理者が行ったときは、甲府警察署長、南甲府警察署に通知する。

道路管理者	予定指定区間
国	20号上野原市井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) 52号南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2丁目31-8 138号富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰(県境) 139号富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町富士吉田下吉田字新田を除く)
中日本高速道路(株)	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県内全線
県	上記以外の国道、県道及び林道
市	市道

【資料編】

- ・ 車両通行止標識 P270

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
う回路線	う回路線の入口及びう回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第2 緊急輸送道路の確保【道路河川課】

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。市域における県指定緊急輸送道路は、資料編に定めるとおりである。

2 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市域の県指定緊急輸送道路と、市役所、指定避難所、救援物資集積所など下表に定める市の防災拠点とを結ぶ道路を資料編別表の図のとおり緊急輸送道路として指定している。

また、施設の重要性やライフライン、災害の状況に応じて、優先順位を付けた道路啓開を行う。

【甲府市防災拠点】

NO.	施設名	住所	区分	優先度
1	甲府市役所本庁舎	丸の内1-18-1	市施設	1
2	甲府市役所西庁舎	宝2-8-19	市施設	1
3	甲府市役所中道支所	下曾根町1070-3	市施設	1
4	甲府市役所上九一色出張所	古閑町1158	市施設	1

風水害等対策編

5	甲府市環境センター	上町601-4	市施設	1
6	甲府市保健所	相生2-17-1	市施設	1
7	甲府市上下水道局	下石田2-23-1	市施設	1
8	平瀬浄水場	平瀬町437-3	市施設	1
9	市立甲府病院	増坪町366	市施設	1
10	山梨大学	武田4-4-37	物資集積拠点	1
11	山梨県立大学	飯田5-11-1	物資集積拠点	1
12	山梨学院大学	酒折2-4-5	物資集積拠点	1
13	山梨英和大学	横根町888	物資集積拠点	1
14	甲府市総合市民会館	青沼3-5-44	物資集積拠点	1
15	ヤマト運輸ターミナル 住吉センター	住吉4-22-15	物資集積拠点	1
16	ヤマト運輸ターミナル 下飯田センター	下石田2-21-15	物資集積拠点	1
17	富岳通運ターミナル	西下条町1167-8	物資集積拠点	1
18	日本通運ターミナル 国母工業団地内	中央市中楯769	物資集積拠点	1
19	ヤマト運輸ターミナル 丸の内センター	飯田1-1-20	物資集積拠点	1
20	砂田地区排水機場建設用地	砂田町1184-1	物資配送拠点	1
21	下飯田防災拠点	下飯田1-442-2	物資配送拠点	1
22	環境センター(車庫棟)	上町601-4	物資配送拠点	1
23	中道交流センター	下曾根町1070-3	物資配送拠点	1
24	緑が丘スポーツ公園	緑が丘2-8-1	物資配送拠点	1
25	東部防災倉庫	城東1-12-35	拠点防災倉庫	1
26	西部防災倉庫	富竹2-2-27	拠点防災倉庫	1
27	南部防災倉庫	下曾根町1070-3	拠点防災倉庫	1
28	北部防災倉庫	湯村3-5-20	拠点防災倉庫	1
29	中央部防災倉庫	丸の内1-18-1	拠点防災倉庫	1
30	北東部防災倉庫	岩窪町261	拠点防災倉庫	1
31	南東部防災倉庫	増坪町251-1	拠点防災倉庫	1
32	南西部防災倉庫	国母6-5-1	拠点防災倉庫	1
33	総合市民会館防災倉庫	青沼3-5-44	拠点防災倉庫	1
34	下飯田防災拠点	下飯田1-442-2	拠点防災倉庫	1
35	東小学校	朝気1-14-1	指定避難所兼 医療救護所	1
36	甲運小学校	川田町65-2	指定避難所兼 医療救護所	1
37	玉諸小学校	上阿原町491	指定避難所兼 医療救護所	1
38	石田小学校	上石田3-6-31	指定避難所兼 医療救護所	1
39	池田小学校	長松寺町7-1	指定避難所兼 医療救護所	1
40	国母小学校	国母4-1-10	指定避難所兼 医療救護所	1
41	山城小学校	上今井町474-2	指定避難所兼 医療救護所	1
42	大國小学校	後屋町150	指定避難所兼 医療救護所	1
43	地域医療センター	幸町14-6	医療救護所	1
44	北新小学校	北新1-5-1	指定避難所兼 医療救護所	1

風水害等対策編

45	千塚小学校	千塚1-2-16	指定避難所兼 医療救護所	1
46	舞鶴小学校	丸の内2-35-5	指定避難所兼 医療救護所	1
47	朝日小学校	塩部1-4-1	指定避難所兼 医療救護所	1
48	新紺屋小学校	武田1-3-34	指定避難所兼 医療救護所	1
49	甲府市健康支援センター	相生2-17-1	医療救護所	1
50	里垣小学校	善光寺二丁目7-1	指定避難所	2
51	東中学校	東光寺二丁目8-1	指定避難所	2
52	かえで支援学校	東光寺二丁目25-1	指定避難所	2
53	甲府東高等学校	酒折一丁目17-1	指定避難所	2
54	東部市民センター	和戸町955-1	指定避難所	2
55	山梨県自治会館	蓬沢一丁目15-35	指定避難所	2
56	善誘館小学校	朝気一丁目2-52	指定避難所	2
57	西中学校	飯田五丁目13-1	指定避難所	2
58	南西中学校	上石田四丁目10-8	指定避難所	2
59	甲府城西高等学校	下飯田一丁目9-1	指定避難所	2
60	甲府西高等学校	下飯田四丁目1-1	指定避難所	2
61	新田小学校	新田町12-28	指定避難所	2
62	富竹中学校	富竹四丁目5-8	指定避難所	2
63	貢川福祉センター	徳行三丁目12-1	指定避難所	2
64	貢川小学校	貢川本町8-1	指定避難所	2
65	西部市民センター	長松寺町12-30	指定避難所	2
66	湯田小学校	湯田一丁目8-1	指定避難所	2
67	伊勢小学校	伊勢二丁目16-1	指定避難所	2
68	南中学校	湯田二丁目21-24	指定避難所	2
69	南西部市民センター	国母六丁目4-2	指定避難所	2
70	上条中学校	古上条町95	指定避難所	2
71	甲府商業高等学校	上今井町300	指定避難所	2
72	甲府南高等学校	中小河原町222	指定避難所	2
73	南部市民センター	下今井町15	指定避難所	2
74	大里小学校	大里町3785-2	指定避難所	2
75	城南中学校	大里町2590-1	指定避難所	2
76	中道南小学校	下向山町4366	指定避難所	2
77	中道北小学校	上曾根町3368-36	指定避難所	2
78	笛南中学校	下曾根町270	指定避難所	2
79	中道スポーツ広場体育館	下向山町946	指定避難所	2
80	北中学校	大和町4-35	指定避難所	2
81	甲府第一高等学校	美咲二丁目13-44	指定避難所	2
82	相川小学校	古府中町1501	指定避難所	2
83	北東中学校	大手二丁目4-18	指定避難所	2
84	北部市民センター	湯村三丁目5-20	指定避難所	2
85	羽黒小学校	羽黒町527	指定避難所	2
86	山宮福祉センター	山宮町383-1	指定避難所	2
87	北西中学校	山宮町538	指定避難所	2
88	千代田小学校	下帯那町3034-2	指定避難所	2
89	中央部市民センター	丸の内三丁目26-16	指定避難所	2
90	富士川悠遊館	中央三丁目3-1	指定避難所	2
91	甲府工業高等学校	塩部二丁目7-1	指定避難所	2
92	北東部市民センター	武田三丁目1-6	指定避難所	2
93	甲府市役所南庁舎別館	相生一丁目9-7	指定避難所	2

94	甲府市斎場	古府中町5079-6	斎場	2
----	-------	------------	----	---

【資料編】

- ・ 緊急輸送道路一覧 P273

3 緊急輸送道路確保のための措置

道路管理者は、災害が発生した場合には、災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

(1) 放置車両の撤去等

道路管理者は、次に掲げる場合には、自ら車両移動等の措置をとることができる。

- ・ 車両の移動を命ぜられた運転手が当該措置をとらない場合
- ・ 車両の運転者が現場にいないために、移動等の命令ができない場合
- ・ 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないことを認めて命令をしないこととした場合

(2) 運転者に対する措置命令

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外への場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

第3 運転手のとるべき措置【防災企画課】

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておく。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、ドアロックはしない。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 交通規制が行われたときの自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る自動車運転者は次の措置をとること。

(1) 車両の移動

速やかに、車両を次に掲げる場所に移動させること。

- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- イ 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 駐車

速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域内

通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

4 緊急通行車両の確認申請【防災企画課】

1 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域や道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課、県警察本部交通規制課、甲府警察署又は南甲府警察署及び交通検問所等において実施する。

2 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、概ね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達及び避難の指示に従事するもの

- (2) 消防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 救助、救護及びその他保護活動等に従事するもの
- (4) 防災に係る施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- (5) 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- (6) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (7) 応急復旧資材その他の物資の確保、保健衛生に関する措置その他必要な体制の整備に従事するもの

3 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- (1) 確認の申出
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
- (2) 標章及び証明書の交付
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)で定めた標章及び証明書が交付される。
- (3) 標章の掲示
標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

【資料編】

- ・ 緊急通行(輸送)車両の標章及び確認証明書 P269

第5 災害出動車両の有料道路の取り扱い【防災企画課】

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、山梨県地域防災計画により、次のとおり定められている。

1 緊急出動の取り扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、次のとおりとする。

- (1) 山梨県道路公社
車両通行の責任者が作成した資料編に掲げる表示を添付した車両を無料とする。
- (2) 中日本高速道路(株)東京支社
ア 山梨県は、中日本高速道路(株)東京支社に速やかに災害派遣等従事車両の取り扱いについて協議を行う。
イ 中日本高速道路(株)から災害派遣等従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は、「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。(※山梨県警察本部又は防災危機管理課)
ウ 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止したのちに証明書を提示し、料金を徴収しない車両として取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合、①通行区間(道路名、流出・流入IC)、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

2 災害復旧等の出動の取り扱い

- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、中北地域県民センター、中北建設事務所、市町村、消防本部及び消防団(以下「関係機関」という。)に申し出る。
- (2) 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社(055-226-3835)へ速やかに通報する。
通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。
- (3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。
- (4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した資料編に掲げる表示を貼付する。
- (5) 中日本高速道路(株)東京支社が管理する道路の場合は、(1)緊急出動の取扱いと同様とする。

【資料編】

- ・ 有料道路を通行する車両の表示 P271

第6 道路の風水害等予防対策

国及び地方公共団体は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の適切な維持管理を実施する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。

第17節 災害救助法による救助

第1 基本方針【防災企画課】

市における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。なお、第7「災害救助法による救助」に掲げる各項目の実施に係る事務については、甲府市災害対策本部活動規程別表第1で定める担当課が行うものとする。

「甲府市災害対策本部活動規程別表第1」について
本計画書においては、本章第1節第2に別表2として掲載している。

第2 災害救助法の適用基準【防災企画課】

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準は概ね次のとおりである。

1 適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	住家が滅失した世帯数
100,000人以上300,000人未満	100世帯以上

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	住家が滅失した世帯数
100,000人以上300,000人未満	50世帯以上

(3) 被害世帯数が1又は2の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市の被害が1、2又は3に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合。

(注)半焼、半壊等は滅失世帯の2分の1、床上浸水等は3分の1として換算する。

2 被害の認定基準

(1) 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、資料に掲げるとおりとする。

(2) 各関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。

【資料編】

・ 「火災・災害等即報要領」 P350

第3 災害救助法の適用手続き【防災企画課】

1 要請

市長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対し、その旨要請するものとする。

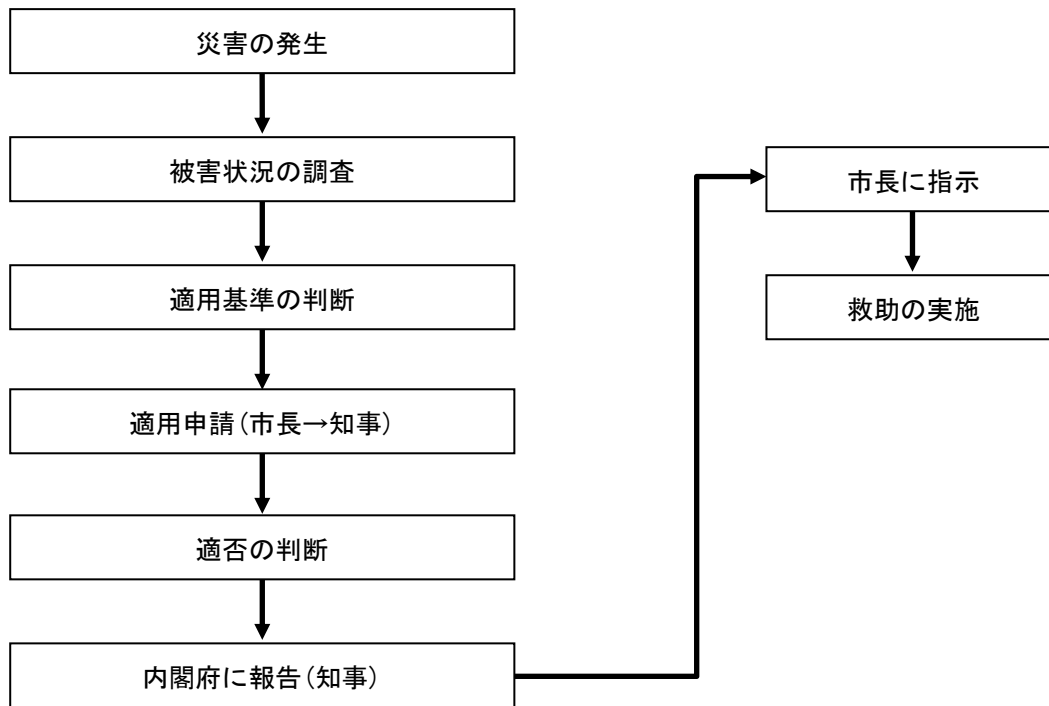
2 適用

知事は、市長の要請に基づき、必要があると認めたときは、災害救助法を適用する。

3 報告

知事は、災害救助法を適用したときは、市長及び県各一部局に指示するとともに、防災関係機関に通知し、内閣府に報告する。

4 災害救助法の適用申請フロー



- (1) 市長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合、又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- (2) 市長は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。

第4 災害救助法の実施機関【防災企画課】

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、知事は、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第5 役割分担

応急対策項目		担当	分担内容
1 災害救助法の適用	実施機関	知事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		市長	災害発生の都度、知事からの通知に基づき、救助を行う。
	経費の支弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。
2 被害の認定基準	市	被害の認定を「被害程度の認定基準」により適正に行う。	
3 災害救助法の適用申請	市長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失認定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各部長にその旨を通知する。	
4 救助の実施	市	災害救助法の範囲内で救助を実施する。	
5 救助活動の記録と報告	市	救助の実施状況を取りまとめ、市長に報告する。	
	市長	本市の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。	

第6 災害救助法による救助【関係各課】

1 避難

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法とその運用方針によるものとし、その概要は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表」に掲げるほか、次のとおりとする。

- (1) 避難所
公立小、中、高等学校の校舎、屋内運動場等既存建物又は野外に設置したテント等の仮設物等とする。
- (2) 避難所に収容する被災者
現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者。
- (3) 福祉避難所に収容する被災者
現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者。
- (4) 避難所開設の方法
ア 公立小、中、高校の屋内運動場を応急的に整備して使用するか、場合によっては公民館等も使用するが、これら適当な施設を得がたいときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置することその他の適切な方法により開設する。
イ 災害の状況により、市で処理が困難の場合は、隣接市町村へ収容を委託するものとする。
ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。
エ 避難所の開設期間
災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。
- (5) 避難所開設のための費用
避難所の設置・維持・管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物・器具器物等使用謝礼、借上費又は購入費、光熱水費(採暖、湯沸し経費)、仮設便所・炊事場の設置経費等、臨時電灯設備経費等は、次の金額の範囲内で支出するものとし、福祉避難所の設置においては、おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費、高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用、日常生活上の支援を行うために必要な消耗品器材費などを加算できる。

	一般の避難所	福祉避難所
費用の限度額	1人1日当たり360円以内	左に加えて、上記対象経費の通常の実費を加算

2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

- (1) 応急仮設住宅の供与
ア 応急仮設住宅供与の対象者
(ア) 住宅が全壊・全焼又は流出した者
(イ) 居住する住家がない者
(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者
イ 応急仮設住宅の設置方法
(ア) プレハブ建設協会及び全国木造建設事業協会と県との協定により必要資材及び数量を確保する。
(イ) 敷地は、市長の協力を得て選定する。
(ウ) 設置は、直営、請負又はリース等とする。
ウ 住宅の規模及び着工期限

規模	費用	着工期限	備考
地域の実情、世帯構成等に応じて設定	1戸当たり 7,089,000円以内	災害発生の日から20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、事務費

エ 供与期間

建設工事が完了してから2カ年以内とする。

オ 賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況及び賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者「半壊・大規模半壊」

(ア) 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
1戸当たり平均 717,000円以内	災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

	された場合は、災害発生の日から6カ月以内)		
--	-----------------------	--	--

ウ 応急修理の対象者「一部損壊（準半壊）」

住宅が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

エ 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
一戸当たり平均 348,000円以内	災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内)	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

オ 住宅の被害を防止するための緊急の修理

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

カ 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
1世帯当たり 51,500円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

3 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 食品の給与

ア 給与を受ける者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

(ウ) その他滞留者等給付を必要と認められる者

イ 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

ウ 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

エ 費用

1人1日1,390円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費等)

(2) 飲料水の供給

ア 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

イ 支出できる費用

水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費

ウ 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

4 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与(貸与)を受ける者

ア 全焼・全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与(貸与)の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与(貸与)費用の限度額

(単位:円)

区分	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全壊 全焼 流失	夏(4月～9月)	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬(10月～3月)	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏(4月～9月)	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬(10月～3月)	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

5 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。

(3) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

6 助産

(1) 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者(死産及び流産を含む)

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

- ア 使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費
- イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

7 救出

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、購入費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日(72時間)以内

8 福祉サービスの提供

(1) 福祉サービスの提供を受ける者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者(高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者)

(2) 福祉サービスの提供の方法

災害派遣福祉チームによって行うことを原則とする。

(3) 福祉サービスの範囲

- ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
- イ 災害時要配慮者からの相談対応
- ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- オ 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

(4) 費用の限度額

上記ア～エ	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費
上記オ	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費

(5) 福祉サービスの提供の期間

災害発生日から7日間

9 障害物の除去

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は半壊、半焼又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生日から10日以内	1世帯当り 143,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費

10 死体の捜索

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索期間

災害発生日から10日以内

(3) 費用

捜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当り3,700円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は通常借上料 既存建物が利用できない場合、1体当り5,900円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 死体の埋葬

- (1) 死体の埋葬を行うとき
 - ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
 - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- (2) 埋葬の方法
 - 救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。
- (3) 埋葬の期間
 - 災害発生の日から10日以内
- (4) 費用の限度額

大人(12歳以上)	小人(12歳未満)	備考
1体当たり232,200円以内	1体当たり185,700円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

13 学用品の給与

- (1) 給与を受ける者
 - 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
- (2) 給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1カ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	児童1人当たり5,500円以内 生徒1人当たり5,800円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒1人当たり6,300円以内

第7 救助活動の記録と報告【防災企画課】

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、市長に報告する。
- 2 市長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

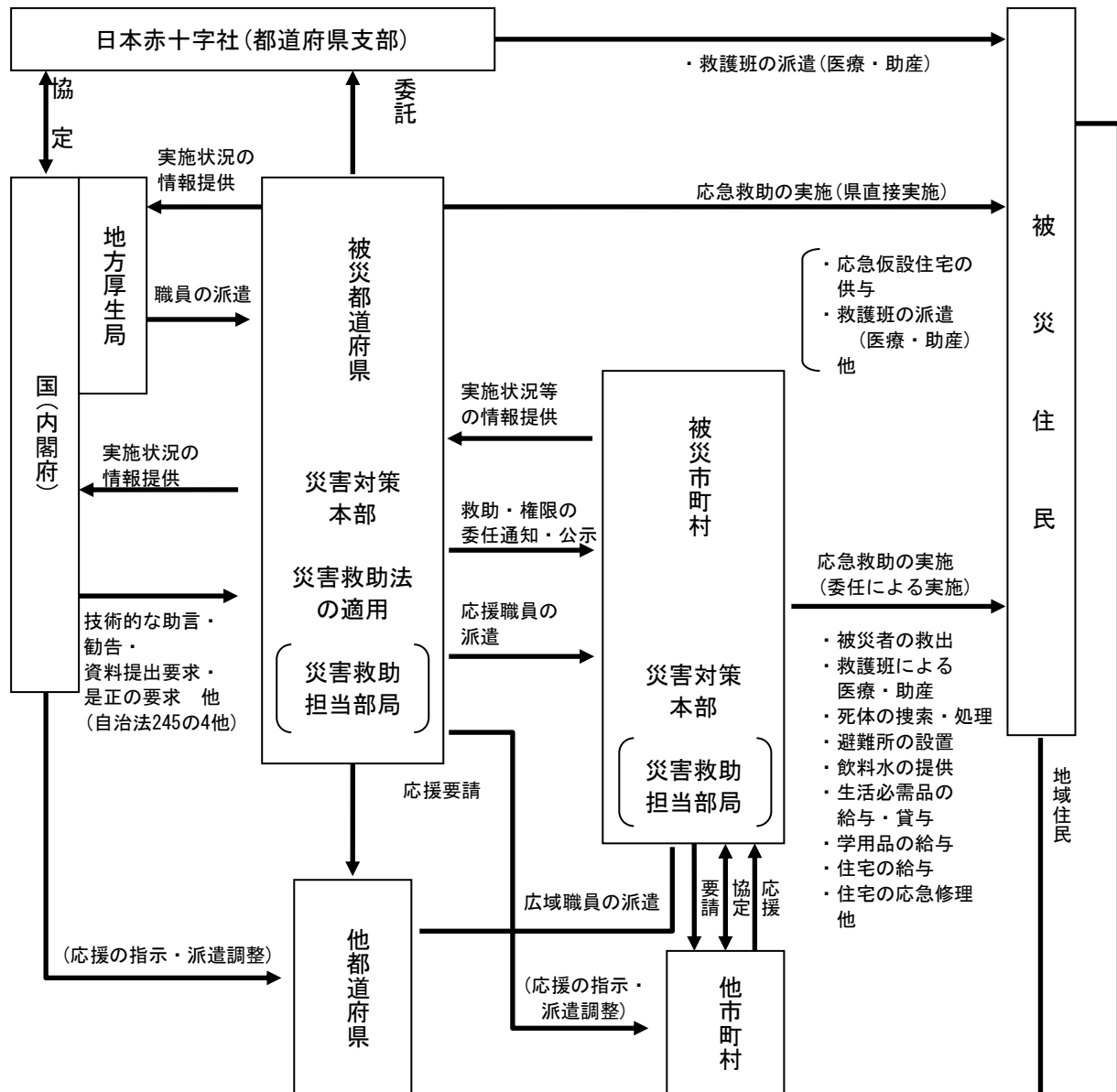
【資料編】 ・ 各種救助に係る様式 P377

第8 災害救助法の適用を受けない場合の措置【生活福祉課】

災害救助法による救助を受けない規模の災害で、住家が全焼、半焼、全壊、半壊、流失及び床上浸水等の被害を受け、現に応急救助を必要としている市民に対しては、甲府市災害救助条例(昭和36年条例第23号)及び甲府市災害救助条例施行規則(昭和36年規則第39号)により、必要な救助を行うものとする。

【資料編】 ・ 甲府市災害救助条例 P23 ・ 甲府市災害救助条例施行規則 P24
--

第9 災害救助法による応急救助の実施概念図



第18節 避難計画

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命や身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難の指示【防災企画課】

1 避難の実施責任者等

避難のための実施責任者等は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合には消防職員、消防団員等関係職員が指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	避難指示	要件	報告先	根拠法令
市長	災害全般	指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護しその他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	知事	災害対策基本法第60条第1項
知事	〃	〃	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	市長	災害対策基本法第60条第6項
警察官	〃	〃	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	市長	災害対策基本法第61条
			人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合	公安委員会	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	洪水	〃	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	水防法第29条
	地すべり	〃	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	〃	地すべり等防止法第25条
水防管理者(市長)	洪水	〃	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	〃	水防法第29条
自衛官	災害全般	〃	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。

● 明示事項

(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路	(4) 避難の指示の理由 (5) その他必要な事項
-----------------------------------	------------------------------

3 避難指示の伝達方法

- (1) 市長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ市民に徹底させておくものとする。
- (2) 避難の指示は第9節「広報計画」によるが、指示を発した場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

4 屋内での退避等の安全確保措置の指示

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるときは、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での退避等の安全確保措置」を指示する。

5 関係機関等への連絡

- (1) 知事への報告
避難の指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。
- (2) 警察、消防機関等への連絡
住民への周知とともに、避難住民の誘導、整理等について協力を求める。
- (3) 施設管理者等への連絡
避難所として指定している学校等の施設管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。
- (4) 近隣市町村等への連絡
災害の状況により、住民が近隣市町村等へ避難する場合もあるため、近隣市町村等にその旨を連絡し、協力を求めることとする。

第2 警戒区域の設定【防災企画課】

1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

第3 避難方法【防災企画課・福祉部総務課・長寿介護課・障がい福祉課】

1 避難の誘導

市民が安全、迅速に避難できるよう、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うものとし、消防団、自主防災組織等の協力を得て夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難に配慮する。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、飲料水、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

3 市民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、市民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難誘導者の指示に従って避難地もしくは学校等の指定避難所に避難するものとする。

4 避難指示後の確認措置

- (1) 避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第4 避難組織の整備【防災企画課・福祉部総務課・長寿介護課・障がい福祉課】

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災組織等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検
- (2) 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 避難路及び避難場所の点検
- (10) 避難に対する教育、広報
- (11) 避難訓練の実施
- (12) 障がい者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化
(避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等)
- (13) 市・県の区域を越える避難の実施方法等

第5 避難場所の定義等【防災企画課・地域防災課・医務感染症課・衛生薬務課】

避難場所は、次のとおり「避難地」（災害対策基本法第49条の4に定める指定緊急避難場所）、「一時避難所」、「指定避難所」に分けられる。

1 避難地（災害対策基本法第49条の4に定める指定緊急避難場所）

区分	定義
避難地 (災害対策基本法第49条の4に定める指定緊急避難場所)	<p>災害の危険が切迫した場合における、市民等の安全を確保することが可能な場所をいう。</p> <p>指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、地震、大規模な火災、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象(降灰を想定)とする。</p> <p>また、次の基準のもと指定を行う。</p> <p>(政令で定める指定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震以外の異常な現象を対象とする場合は、①管理条件かつ②立地条件を満たすこと。ただし、②立地条件を満たさない場合には、①管理条件かつ③構造条件を満たすこと。 ・地震を対象とする場合は、①管理条件かつ④耐震条件を満たすこと。 <p>①管理条件：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放されること。また、居住者等の受入れの用に供する部分について、物品の設置又は地震による落下、転落若しくは移動により避難上の支障を生じさせないこと。</p> <p>②立地条件：異常な現象（地震以外）による災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に立地していること。</p> <p>③構造条件：上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位以上の高さに居住者等の受け入れ部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があること。</p> <p>④耐震条件：当該施設が地震に対して安全な構造であることまたは、当該場所及びその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。</p>

2 一時避難所

区分	定義
一時避難所	災害発生時または発生するおそれがある場合において、緊急的な身の安全を確保することができるよう、企業等と協定を結び、その企業等が管理する施設等を一時的に利用できる場所をいう。

3 指定避難所

区分	定義
指定避難所	<p>災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。</p> <p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>指定避難所は災害対策法第49条の4に定める指定緊急避難場所を兼ねるものとする。</p> <p>なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(指定避難所の指定)</p> <p>第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">災害対策基本法（抜粋）</p> <p>(指定避難所の基準)</p> <p>第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。 <p style="text-align: right;">災害対策基本法施行令（抜粋）</p>

4 避難経路

避難経路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、複数の道路を選択するなど、周辺地域の状況を勘案すること。また、避難経路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。

第6 避難所（一時避難所及び指定避難所）の開設及び運営【市民課・防災企画課・福祉部総務課・地域保健課・長寿介護課・障がい福祉課】

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、市は避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。
- (3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。
- (4) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り開設をする。
- (5) 避難所の開設状況について、ホームページ等、多様な手段を活用して周知する。
- (6) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くことが見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (7) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。
- (8) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難所の円滑化に努め、収容人数を超えることが見込まれる場合は、近隣等の指定避難所で受入を行う。
- (9) その他、地域の実情に応じた避難所の開設を行う。

【資料編】

- ・ 災害時の指定避難場所一覧 P215

2 指定避難所の管理運営

市及び避難所運営委員会は、次のとおり各指定避難所の適切な管理運営に努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。また、指定避難所ごとに収容されている避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに市外からの避難者については住所地の市町村へ速やかにその情報の伝達を行い、個人情報の取り扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行うこととする。避難所運営については、外部支援者（NPO、ボランティア等）の協力を得て運営を行う。

また、避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温な食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

避難の長期化等に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士、等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴・洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を講じるように努める。

指定避難所等における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に物干し場、更衣室、授乳室等における安全性の確保や女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。また、警察、病院、女性支援団体等との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

さらに、必要に応じて、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、家庭動物と同行避難した被災者については適切に受け入れ避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めることとする。

なお、逸走動物等に対しては獣医師会や動物取扱業者等と連携し、その保護や必要な支援に努めることとする。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

(1) 指定避難所への職員派遣

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに指定避難所に避難所担当職員を派遣し駐在させ、施設管理者等と協力して指定避難所の管理運営の支援にあたる。また、指定避難所における避難者の健康管理（エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を含む）に配慮し、健康相談のための人員配置に努める。

(2) 避難所担当職員の責務

避難所担当職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたる。

なお、指定避難所の運営にあたっては、避難所運営マニュアルを参考に避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。また、乳幼児、高齢者、妊産婦、障がい者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等にも配慮する。

(3) 避難所運営委員会設置の推進

大規模災害発生時における避難所の運営は、市職員だけでは対応が困難なため、自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会の設置を推進し、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、自主的な組織運営が行われるように努めるものとする。

また、女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を

配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。

3 避難所に滞在できない被災者への配慮

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第7 要配慮者への対応【市民課・防災企画課・福祉部総務課・地域保健課・長寿介護課・障がい福祉課・子ども未来部総務課】

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。

特に、高齢者や障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を図る。

【資料編】

- ・ 福祉避難所一覧 P224

第8 事業所等の避難対策【関係各課】

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。

特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休業、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- (2) なだれ、地すべり、豪雨による土砂流出等児童生徒の登下校途上に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- (3) 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第9 帰宅困難者等対策【観光課】

- (1) 自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等の帰宅困難者や滞留者が発生したときは、県、警察、鉄道事業者、道路管理者、バス事業者等関係機関と相互に密接な連携をとりつつ適切な情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。
- (2) 帰宅困難者等は、自助努力によって食料等を確保するものとするが、不足するときは市においてあっせん等の便宜を図るものとする。
- (3) 滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、滞り場所を確保し保護するものとする。
- (4) 滞り場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。
- (5) 災害発生時には、観光案内所等の観光関連施設を中心に整備している無料公衆無線LANの「KOFU SAMURAI Wi-Fi」を無制限開放し、帰宅困難者に対する通信手段の環境を提供する。(市内KOFU SAMURAI Wi-Fi設置数 277AP)

※設置箇所「甲府MAP参照」<https://kofu.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=11-6&>

【資料編】

- ・ 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(甲府ホテル旅館協同組合) P92
- ・ 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(湯村温泉旅館協同組合) P93
- ・ 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(県ビジネスホテル協会) P94

第10 孤立集落対策【防災企画課】

市は、災害発生等により孤立するおそれのある集落について、孤立した際の防災体制の整備を次のとおり行うものとし、災害発生時には、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

1 通信手段の確保

一般的な公衆回線が不通となった際、連絡手段が確保できるよう、衛星携帯電話等の通信設備の整備に努める。

2 防災資機材等の整備

(1) 食料等の備蓄

住民の食料や飲料水の備蓄を行うとともに、住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(2) 防災資機材の整備

発電機、毛布及び燃料等、必要となる資機材の整備に努める。

3 ヘリコプターによる救援活動体制の整備

地域の実情に応じ、ヘリコプターによる救援活動体制の整備に努めるものとする。

4 応援体制の整備

早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備するものとする。

第11 避難所外避難対策【防災企画課】

災害時には、指定避難所（敷地を含む。）以外に、地域の公民館や集会場、民間の建物、車両やテント等を利用した避難所外避難の発生が予想される。中でも、駐車場や空き地を活用した自家用車での避難生活（以下「車中泊避難」という。）は、自宅の防犯対策やプライバシーの確保、移動の容易性などのメリットから多くの発生が見込まれるが、行方が掴みづらく、安否の確認や避難者数の実態把握が困難となる。

そのため、平時から避難所外避難への対応について、次に掲げる事項を周知するとともに、災害時における食料及び物資等の供給並びに避難所等の情報提供に努める。

また、運動不足等によるエコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）の予防対策にも努める。

1 避難所外避難を行う住民に対する周知事項

(1) 自治会に加入している住民が避難所外避難を行う時は、居住する自治会の組長等に避難先や連絡先等を伝え、各自治会では、避難所外避難者数を把握し、指定避難所に報告する。なお、居住する地区外で避難所外避難を行う場合は、避難所外避難をする場所の最寄りの指定避難所に申し出る。

(2) 自治会に加入していない住民が避難所外避難を行う時は、避難所外避難をする場所の最寄りの指定避難所に申し出る。

2 避難所外避難者数の把握

各指定避難所の避難所運営委員会では、各自治会等から報告された避難所外避難者数を集計し、市災害対策本部に連絡する。

3 避難所外避難者への支援

(1) 新たに開設した避難所等の情報提供

(2) 指定避難所での食料、飲料水及び生活必需品等の供給

(3) 防災行政用無線等によるエコノミークラス症候群の予防対策の呼びかけ

(4) テレビ、ラジオ等を活用した災害関連情報の提供

4 エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）の予防対策

避難所外避難者の運動不足等によるエコノミークラス症候群を予防するため、次に掲げる事項を平時において周知するとともに、災害時は、防災行政用無線により呼びかける。また、状況に応じて指定避難所等において保健師等による避難所外避難者の健康相談等を実施する。

(1) その場での足踏みや、つま先立ち運動を1日数回行う

(2) 水分補給を行う

(3) 体を圧迫しない、ゆったりとした服装を心掛ける

(4) 下肢のマッサージを行う

(5) 冷えを予防する

(6) 禁酒、禁煙を心掛ける

5 車中泊避難者への注意喚起

車中泊避難を行う住民に対し、車内への排気ガスの充満等の危険性について、防災行政用無線等により

注意喚起を行う。

※防災行政用無線等によるエコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）の予防広報及び車中泊避難者への注意喚起については、地震対策編「第3章 災害応急対策計画 第9節 広報計画 第4 広報時の留意事項」を参照。

第 12 市・県の区域を越えた避難者の受け入れ【協働推進課・住宅課・防災企画課・関係各課】

市は、市・県の区域を越えた避難者について、本章第4節広域一時滞在計画による協議元市町村又は知事からの協議を受け、受け入れを行う際は、市営住宅等を活用し受け入れに努める。

第 13 指定管理者制度導入施設における施設利用者等の安全確保【各担当課】

市は、指定管理者制度を導入している市の施設の指定管理者と災害発生時の市民等への対応に関して協定等を締結し、施設利用者及び避難者の安全確保等を図るものとする。

なお、洪水浸水想定区域内において、浸水が予想される場合は施設を使用しないものとする。

第19節 医療助産計画

本市は、大規模災害の発生により医療機関が混乱し、被災した市民が医療及び助産の途を失った場合、甲府市大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、甲府市医師会、甲府市歯科医師会及び甲府市薬剤師会（以下「市三師会」という。）並びに山梨県等の関係機関と連携し、迅速かつ組織的に災害時の応急医療初動活動及び災害対策に係る保健医療活動（以下「保健医療救護活動」という。）を行い、被災者の保護に万全を図る。

1 保健医療救護活動の体制

本市は、大規模災害が発生した場合、甲府地区保健医療救護対策本部（以下「市保健医療救護対策本部」という。）を設置するとともに、市保健医療救護対策本部の本部長の指揮のもと、甲府市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）の保健衛生部、子ども未来部、病院部、消防部を中心に、防災企画班、情報発信班、契約班、管財班及び市民班等関係部局との連携を図る中、保健医療救護活動を実施する。

2 市三師会の役割

市三師会は、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班を医療救護所に派遣するとともに、被災者に対する救護活動、調剤及び服薬指導の実施、収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達、甲府市保健医療救護運営連絡会議における保健医療救護活動への助言を行うものとする。

【資料編】

・災害時の医療救護活動に関する協定書(甲府市医師会)	P101
・災害時の歯科医療救護に関する協定書(甲府市歯科医師会)	P103
・災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書（甲府市薬剤師会）	P105

3 医療救護所の運営

(1) 地域医療センターの役割

被災状況に応じて初期救急医療部門を医療救護所として第一に開設し、災害時の応急医療を提供する。

また、保健医療救護活動の拠点施設として、医薬品、医療資機材を平常時から備蓄するとともに、広域災害救急医療情報システムを活用し、他医療機関との相互連携を図る。

(2) 医療救護所の運営

医療救護所の設置状況に応じ、医療救護班の増員派遣を行うとともに、必要に応じ学校地区の巡回救護活動を行う。

4 甲府市保健医療救護運営連絡会議の設置

甲府市保健医療救護運営連絡会議（以下「市運営連絡会議」という。）は、甲府市地域防災計画に基づく保健衛生部健康支援センター（保健所）の協議組織として設置する。

市運営連絡会議は、甲府市及び市三師会で構成し、災害時の保健医療救護活動の円滑な実施体制の確立を図るため、次に掲げる事項の調整及び推進について協議を行う。また、必要に応じて各関係団体を加えることができるものとする。なお、大規模災害が発生し、市保健医療救護対策本部が設置された場合、市運営連絡会議は、市保健医療救護対策本部会議へ移行する。

- (1) 保健医療救護活動に関すること。
- (2) 関係機関への協力要請及び要員の派遣要請に関すること。
- (3) 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の派遣要請・調整に関すること。
- (4) 医薬品・医療資機材等の調達及び管理に関すること。
- (5) 医療救護所に関すること。
- (6) 傷病者の搬送手段及び搬送先に関すること。
- (7) 難病患者等の安否確認に関すること。
- (8) 保健医療救護に関する情報の収集及び分析並びに市民への情報提供に関すること。
- (9) 保健医療救護活動チーム及び特別の事情から異なる編成の医療チーム（医療・介護等専門ボランティア含む。）（以下「医療スタッフ」という。）の派遣要請・調整に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、保健医療救護に関し必要な事項に関すること。

第1 実施責任者【健康支援センター（保健所）】

被災者に対する医療の実施は市が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、県へ医療の実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第2 医療救護班等の編成及び派遣【市立甲府病院・医務感染症課】

- 1 市医師会及び市薬剤師会並びに災害拠点病院等は医療救護班を、市歯科医師会は歯科医療救護班を毎年予め編成し、市保健所へ報告する。報告を受けた市保健所は、編成表を県医務課へ報告するものとする。
- 2 市保健医療救護対策本部は、医療救護所を設置するにあたり、医療従事者が必要となった場合、市医師会に応援を要請する。また、災害拠点病院等の被災状況をEMIS等により確認し、医療救護班の派遣が可能である市内の医療機関に対して、必要に応じて派遣を要請する。なお、市保健医療救護対策本部は、市三師会又は市内の災害拠点病院等からの医療救護班の派遣が困難と判断した場合、速やかに県保健医療救護対策本部に対して、必要に応じ医療救護班の派遣を要請する。
- 3 被災した市内医療機関は、医師・看護師等医療従事者が不足する場合、必要な医療スタッフの派遣を、市保健医療救護対策本部へ要請する。要請を受けた市保健医療救護対策本部は、市内で医療スタッフの派遣が可能な場合、市三師会又は市内の災害拠点病院等の医療機関に医療スタッフの派遣を要請する。なお、医療等専門ボランティアで医療スタッフの対応が可能な場合は、甲府市災害ボランティアセンターへ同様に派遣（応援）を要請する。また、市内で医療スタッフの派遣（応援）が困難な場合、県保健医療救護対策本部へ派遣を要請する。
- 4 被災地域の保健所を支援するため、市保健所に対して県保健医療救護対策本部から医療救護班の支援要請があった場合、市保健所は、要請内容に応じて支援可能な災害拠点病院等の中から、順次支援を要請し、応諾の回答を得次第、県保健医療救護対策本部にその内容を伝達する。医療機関に対する派遣要請の手続きは県保健医療救護対策本部が行う。
- 5 市保健医療救護対策本部は、市内で活動する医療救護班の活動状況等を、定期的に県保健医療救護対策本部へ報告する。

第3 医療救護所の設置及び活動内容【医務感染症課】

医療救護所は、次の点に留意して設置する。なお、被災傷病者のトリアージと応急処置及び傷病者の搬送等、円滑な保健医療救護活動を行うための拠点として位置づける。また、県保健医療救護対策本部は、市保健医療救護対策本部から要請があった場合、医療救護所を設置できるものとし、さらに市保健医療救護対策本部の調整機能が失われていると判断した場合は、自ら医療救護所を設置し、運営する。

- (1) 被災傷病者の発生及び避難状況
- (2) 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- (3) 被災地の医療機関の稼働状況
- (4) 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- (5) 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

【資料編】

- ・ 医療救護所一覧 P228

第4 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄及び調達【医務感染症課・衛生薬務課・契約課】

- 1 非常災害時において保健医療救護活動のために必要とする医薬品及び医療資機材は、あらかじめ備蓄しておく。
- 2 不足する場合は、市災害対策本部の契約班を通し、災害時における物資の供給に関する協定の締結業者、又は生活必需品調達に係る市内関係業者及び本市の物件納入入札参加資格業者へ協力要請し、迅速かつ効率的に調達を図るものとするが、協定締結業者等からの調達が困難な場合は、県保健医療救護対策本部へ供給要請を行い、必要物品・必要量を確保する。
また、不足医薬品の供給に緊急を要する場合は、甲府市薬剤師会へ協力を要請し、同会から調達する。

第5 医療機関の医療救護体制【市立甲府病院・医務感染症課・母子健康課・精神保健課・地域保健課】

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、末節末尾の別図に掲げる県保健医療救護対策本部長の要請に基づき医療救護班を含む医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

県は、災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。

(1) 災害拠点病院

災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資機材の提供を行う。

ア 基幹災害拠点病院

三次救急医療機関として、被災現場、医療救護所、地域災害拠点病院等から搬送された重篤救急患者の救命医療を行う。

病院名等	病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E-mail
県立中央病院 甲府富士見1-1-1	644	055-253-7111 ※防災電話 9-210-2020 090-4593-5230 (ワイドスター)	055-253-8011	chubyo@ych.pref.yamanashi.jp

イ 地域災害拠点病院

医療圏毎に1~2病院を指定。甲府市においては、次の病院が指定されている。

病院名等	病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E-mail
市立甲府病院 甲府市増坪町366	399	055-244-1111 9-220-1-083 080-8762-8856 (ワイドスター)	055-220-2650 9-220-2-083	byoinssm@city.kofu.lg.jp

(2) 災害支援病院

災害支援病院は、災害拠点病院の機能を支援する。山梨県においては、次の病院が指定されている。

ア 基幹災害支援病院

病院名等	病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E-mail
山梨赤十字病院 富士河口湖町 船津 6663-1	269	0555-72-2222 9-220-1-082 090-3235-7266 (ワイドスター)	0555-73-1385 9-220-2-082	rchfuji@mfi.or.jp

イ 地域災害支援病院

県下30病院を指定。甲府市においては、次の病院が指定されている。

病院名等	電 話 衛星携帯電話	FAX
独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35 055-253-6131 8816-5146-4589 (イリジウム)	055-251-5597
独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-11-16 055-252-8831 080-8764-5720 (ワイドスター)	055-253-4735
甲府共立病院	甲府市宝1-9-1 055-226-3131	055-226-9715
貢川整形外科病院	甲府市新田町10-26 055-228-6381 080-8764-8650 (ワイドスター)	055-228-6550

【資料編】

・医療機関一覧 P6

2 応急医療救護活動

(1) 応急医療救護業務

災害時の応急医療救護業務は、次のとおりとする。

		応急医療救護業務	
甲府市保健医療 救護対策本部		ア 医療救護本部の運営 イ 傷病者の受付 ウ 救護所における医療救護班等の補助	
	医療救護班等	医療救護班	ア 傷病者の応急処置 イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定(トリアージ) ウ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導 エ 助産救護(後方支援機関への要請・搬送) オ 死亡の確認及び遺体検案並びに死体処理への協力
		歯科 医療救護班	ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導 イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定(トリアージ) ウ 軽症患者や転送困難な患者等の治療 エ 歯科保健活動 オ 検視・検案に際しての協力
薬剤師班		ア 医療救護所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導 イ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理及び納入 ウ 上記に掲げるもののほか、医薬品の使用方法、衛生管理及び消毒方法等防疫対策などの情報提供及び薬学的指導	
医療機関		ア 被害情報の収集及び伝達 イ 応需情報(診療可能状況)の報告 ウ 傷病者の検査及びトリアージ エ 重症患者の後方医療機関への搬送 オ 傷病者の処置及び治療 カ 助産救護 キ 医療救護班、医療スタッフの派遣 ク 死亡の確認及び遺体検案並びに死体処理への協力	

(2) 応急医療救護活動の留意事項

- ア 被災地内の医療機関は、消防機関等と連携して重症患者等の後方医療機関、被災地外医療機関への迅速な搬送に努める。
- イ 医薬品等の補給は、需給見通しに基づき早目に県保健医療救護対策本部に要請を行う。
- ウ 医療スタッフが不足する場合も同様とする。
- エ 高齢者、心身障害者、妊産婦、小児慢性疾患患者、在宅難病患者、外国人などのハイリスク者及び要配慮者の医療相談や保健指導にも留意する。
- オ 地区保健医療救護対策本部(各保健所単位)及び県保健医療救護対策本部、県災害対策本部、消防機関その他の関係機関との情報交換に努める。

3 特殊医療活動

災害時において、人工血液透析、人工呼吸器装着、酸素療法等を受けている在宅患者や周産期医療を必要とする患者など、医療の中断が生命に影響する患者(「ハイリスク者」という)及び乳幼児、妊産婦、寝たきり者、障害児者など、避難するのに特に配慮が必要な者(「要配慮者」という)について、保健医療救護活動を行う。

4 歯科医療活動

歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て医療救護所において又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

(1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

- (2) 診療体制の確保
必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診療車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。
- (3) 歯科保健対策
歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を行う。

5 精神保健医療活動

精神科救護活動は、大規模災害後に予想される次に掲げる事項等の対応が必要となるため、市内の精神科医療機関の被災状況、空床の状況その他受け入れ体制等の情報を収集・確認し、県保健医療救護対策本部(健康増進課)に報告するとともに、精神科医療救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請する。また、県が精神科医療救護班の派遣の要請を受け、被災地に災害派遣精神科医療チーム(DPAT※)の派遣が必要と判断した場合、DPATを受け入れる医療救護所に精神科医療救護所を併設する。先着したDPATは、保健所等内にDPAT活動拠点本部を設置する。

- (1) 治療中断した被災患者への診療機会の提供
- (2) 被災体験及びその後の避難所生活等のストレスによって事例化(心的外傷後ストレス症候群=PTSD)してきたケース及び精神障害のある人などの重症度・緊張度の判定・選別への対応
- (3) 入院病床の確保及び患者の搬送手段並びに夜間対応
- (4) 精神科医療の提供や専門的な相談

※DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 精神科医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、業務調整員等で構成され、精神科医療及び精神保健活動を行うチーム

6 地域保健活動

医療救護班のほかに、甲府市保健衛生部健康支援センター(保健所)の保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。また、県においても、市の保健スタッフや県立大学(看護学部)等広域的な応援を得て、巡回健康相談チームを編成し、要請のある被災地(避難所)に派遣する。

- (1) 感染症対策
- (2) 慢性疾患対策
- (3) 認知症高齢者対策
- (4) 寝たきり高齢者防止対策
- (5) 巡回リハビリ
- (6) 心の問題やアルコール障害の発見(精神科医療救護班と連携)
- (7) 日常生活における健康管理に向けた相談・指導
- (8) 栄養管理
- (9) 検診体制その他の体制整備

7 応急医療における被災傷病者等の搬送体制の確保

- (1) 緊急搬送の対象
 - ア 緊急搬送を必要とする被災傷病者
 - イ 被災地へ搬送する医療救護班(医療資機材、医薬品、食料等を含む。)
 - ウ 医療救護のために必要な医薬品等
- (2) 搬送体制

次のとおり、搬送対象、搬送経路、搬送手段、搬送主体によって、最も効果的かつ実現性の高い方法で搬送する。ただし、搬送要請及び搬送経路については、甲府市大規模災害時保健医療救護マニュアル及び山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルによる。

搬送主体	搬送手段
住民(自主防災組織)	担架その他身近な手段、一般自動車(交通規制地域外)
消防機関	救急車
医療機関	患者輸送車(緊急車両)
日赤	患者輸送車(緊急車両)、日赤ボランティアによる二輪車
赤十字血液センター	血液運搬車

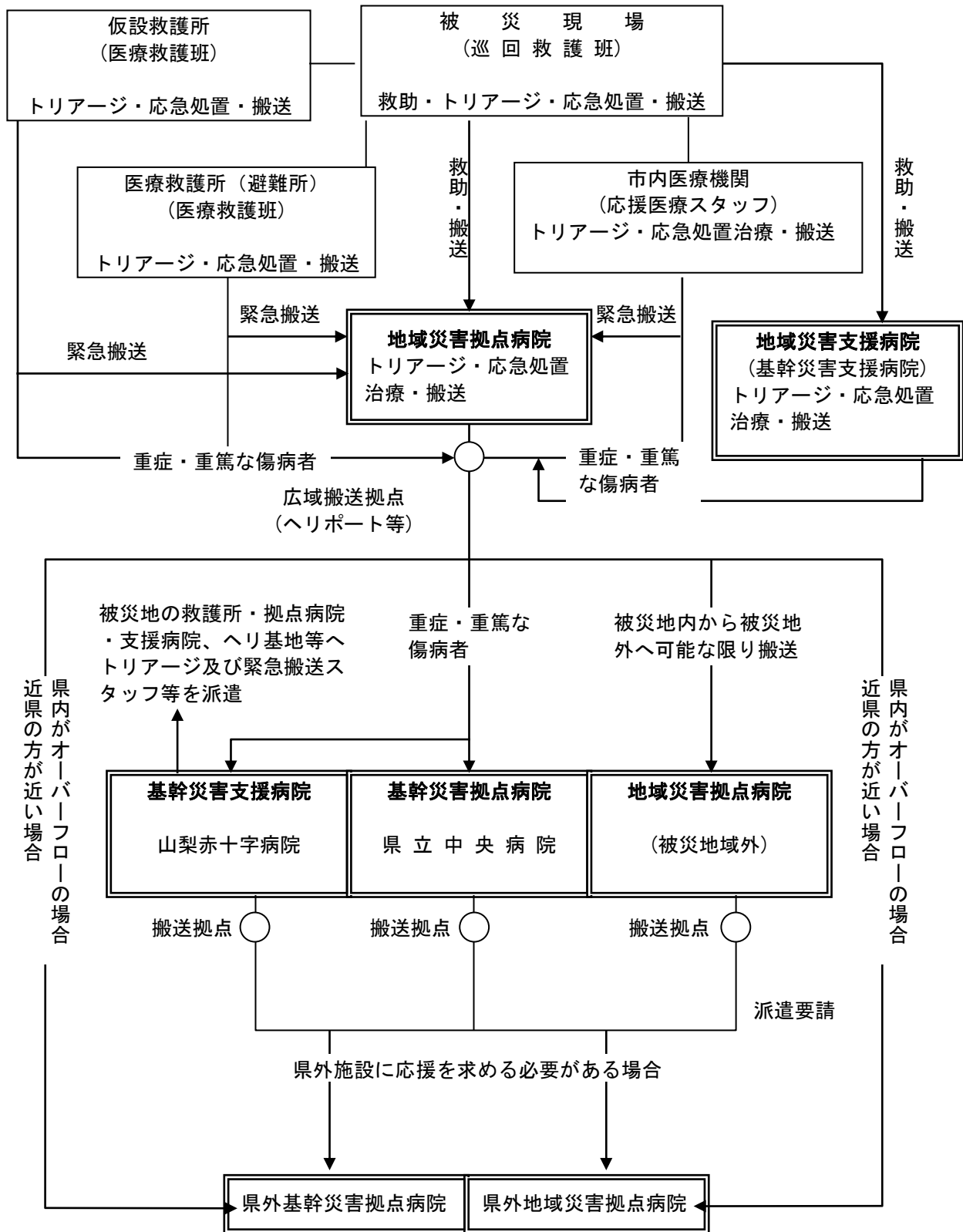
県	公用車両(緊急車両)、ヘリコプター
市	公用車両(緊急車両)
自衛隊	ヘリコプター、自衛隊車両
広域応援機関	公用車両(緊急車両)、ヘリコプター
医薬品卸売業者	医薬品業者及び指定薬局の社有車両(事前登録緊急車両)
指定薬局	
県薬剤師会	
指定地方公共機関	公用車・社有車・営業車(緊急車両)
ボランティア	一般ボランティア車両(緊急登録車両)

(3) 搬送体制の整備

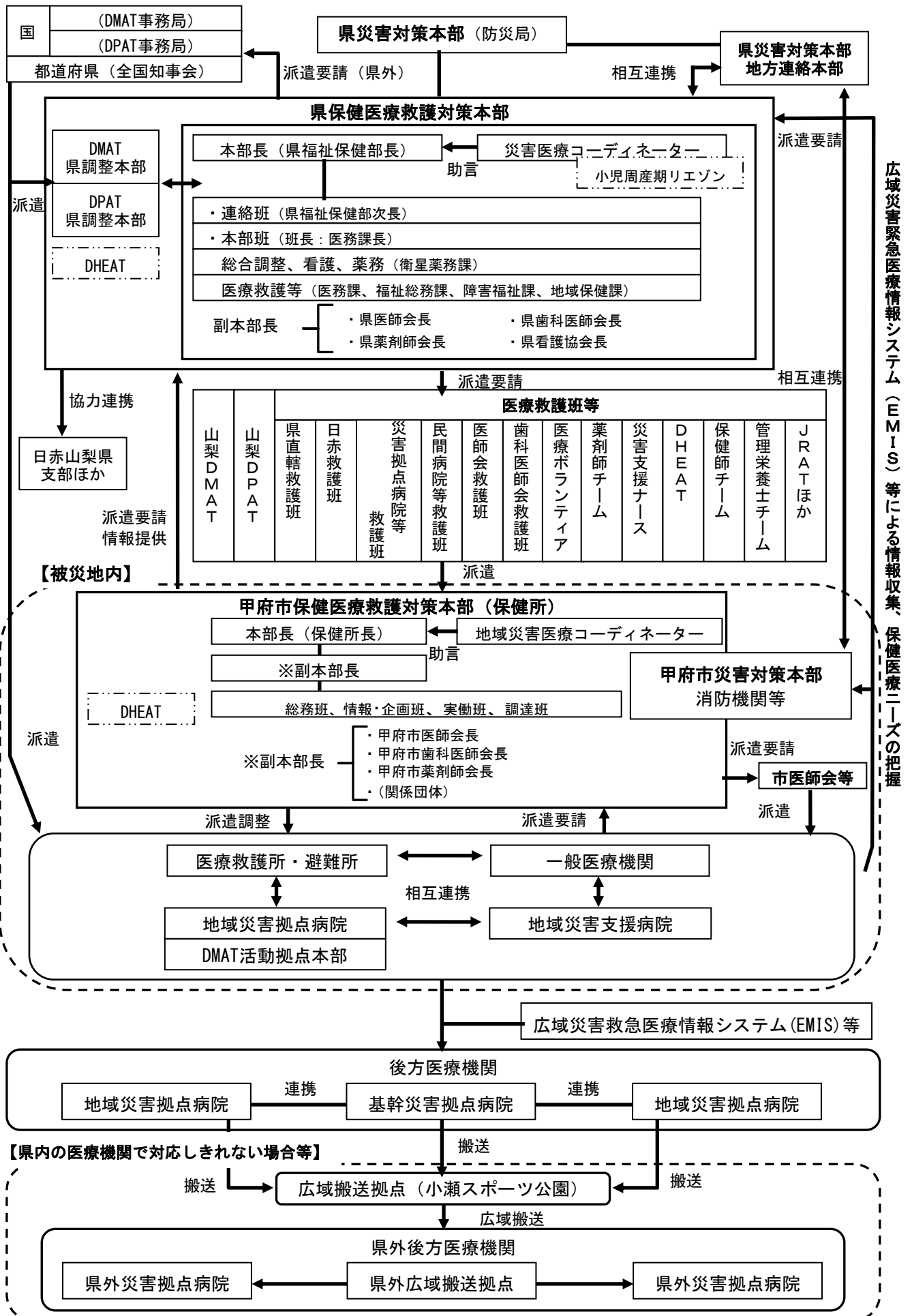
ア ドクターカーの配備を検討する。

イ 広域後方医療機関への傷病者等の搬送のための輸送拠点及び整備について検討する。

別図 大規模災害時の応急医療救護体制



別図 保健医療救護体制及び医療救護班の派遣体制



第20節 防疫計画

災害の発生地における防疫応急対策を迅速かつ確に実施し、感染症の発生及びまん延等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに諸手続を行い、事態の收拾に万全を期するものとする。

第1 実施責任者【医務感染症課・ごみ収集課】

被災地における防疫は、市長が実施する。

第2 防疫活動【地域保健課・医務感染症課・衛生薬務課・ごみ収集課・上下水道局】

1 市における措置

- (1) 市の防疫活動は、被災地の状況を勘案しながら市保健医療救護対策本部が防疫対策の企画、推進にあたるものとする。
- (2) 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、市長が必要であると認めたときは、防疫活動を迅速に実施する。
- (3) 避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき次の業務を実施する。災害の状況により、市で消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除その他の措置の実施が十分に対応できないときは、協定を締結する団体に消毒等の業務の実施を要請する。

【資料編】

・災害時及び感染症発生時における消毒等に関する協定書(一般社団法人山梨県ペストコントロール協会)P190

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除
 - (3) 物件に係る措置
 - (4) 生活の用に供される水の使用制限等
 - (5) 生活の用に供される水の供給
 - ア 生活の用に供される水の使用又は、給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、その期間中、当該生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。
 - イ 防疫業務の際に必要な応じて、災害時に開放可能な井戸を活用する。
 - (6) その他の措置
 - ア 死体の移動制限等
 - イ 建物に係る措置
 - ウ 交通の制限又は遮断
- ### 3 臨時予防接種の実施
- 感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定による臨時予防接種を実施する。
- ### 4 避難所の防疫指導等
- 避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、自主防災組織の協力を得て防疫の徹底を図るものとする。
- ### 5 広報等の実施
- 市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、防災行政用無線(メールマガジンを含む)による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。
- ### 6 その他
- 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱(昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)により防疫措置に万全を期する。

第3 防疫用資機材及び薬剤【ごみ収集課】

市は消毒用器具、機材を設備し、薬剤については、あらかじめ指定した取扱業者から緊急調達するものとする。なお、散布については、自治会連合会の協力を得て行うものとする。

第4 被災動物等に対する対策【衛生薬務課】

市は、県を主体として、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して県の「災害時動物対応マニュアル」（現在、策定中）に基づき、次の対策を講じる。

- 1 動物収容施設についての情報提供
- 2 指定避難所における飼育動物に対するアドバイス
- 3 逸走動物の一時保護
- 4 特定動物の逸走防止対策に関する指導

第21節 食料供給計画

災害の発生によって食料の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。大規模災害発生時には、広範囲の地域が被害を受け、主要交通幹線の途絶により孤立する場合など、援助物資が迅速に供給されないことが想定されることから、避難者1人あたり3日分(9食)の食料を備蓄し、計画的に更新していくものとする。また、流通機構や都市間協定など多様な手段で調達していくものとする。

第1 実施責任者【防災企画課】

被災者及び災害応急業務従事者への食料確保と炊き出しその他食品の提供は市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行い、あるいは知事が市長に委任して市長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準【防災企画課】

1 炊き出しの供給対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀及び粉ミルク(乳幼児用)とし、実情に応じて弁当、乾パン、パン、麺類、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり玄米200g(精米180g)とし、乾パンについては、115gを1食分とする。乳幼児用粉ミルクについては、乳児1日あたり145g(29g×5回)、幼児1日あたり52g(26g×2回)とする。

第3 食料の供給計画【防災企画課・契約課・総務部総務課】

1 備蓄品の供給

資料編に掲げるとおり、市内9箇所の防災倉庫に備蓄している食料(アルファ米、飲料水)を、上記炊き出し供給対象者に対し、計画的に供給する。

【資料編】

- ・ 食糧・生活必需品等の備蓄状況及び市防災倉庫所在地 P255

2 協定締結団体からの調達

(1) 事業者等

市の備蓄で不足する場合又は副食品を必要とする場合は、(株)岡島、(株)オギノ、生活協同組合ユーコープ、生活クラブ生活協同組合、イオンビッグ(株)との協定により、食料品等の供給を受ける。

【資料編】

- ・ 災害時における物資の供給に関する協定書((株)岡島・(株)オギノ・(株)ドン・キホーテ) P67、68・P179
- ・ 災害時における物資供給に関する協定書(生活協同組合ユーコープ) P69
- ・ 災害時における物資供給に関する協定書(生活クラブ) P70
- ・ 災害時における支援協力に関する協定書(イオンビッグ(株)) P107
- ・ 災害時における相互協力に関する協定書(生活協同組合パルシステム山梨) P138

(2) 市内関係業者からの調達

市の備蓄では不足し、かつ、協定締結業者、自治体との連絡が通信や道路の途絶等により滞る場合、資料編に掲げる市内関係業者からの供給を受ける。

【資料編】

- ・ 生活必需品調達に係る市内関係業者一覧 P256

(3) 自治体等

市の備蓄で不足する場合及び上記事業者等も被災等により供給を受けられない場合は、災害協定に基づき、協定締結都市から食料品の供給を受ける。

【資料編】

- ・ 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都) P44
- ・ 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市) P46
- ・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市) P47
- ・ 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会) P49
- ・ 中核市災害相互応援協定(中核市) P50
- ・ 災害時相互応援に関する協定書(磐田市) P51
- ・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書(20市1町) P52
- ・ 災害時相互応援に関する協定書(静岡市・長野市・上越市) P54
- ・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書(甲州街道沿道12市) P58

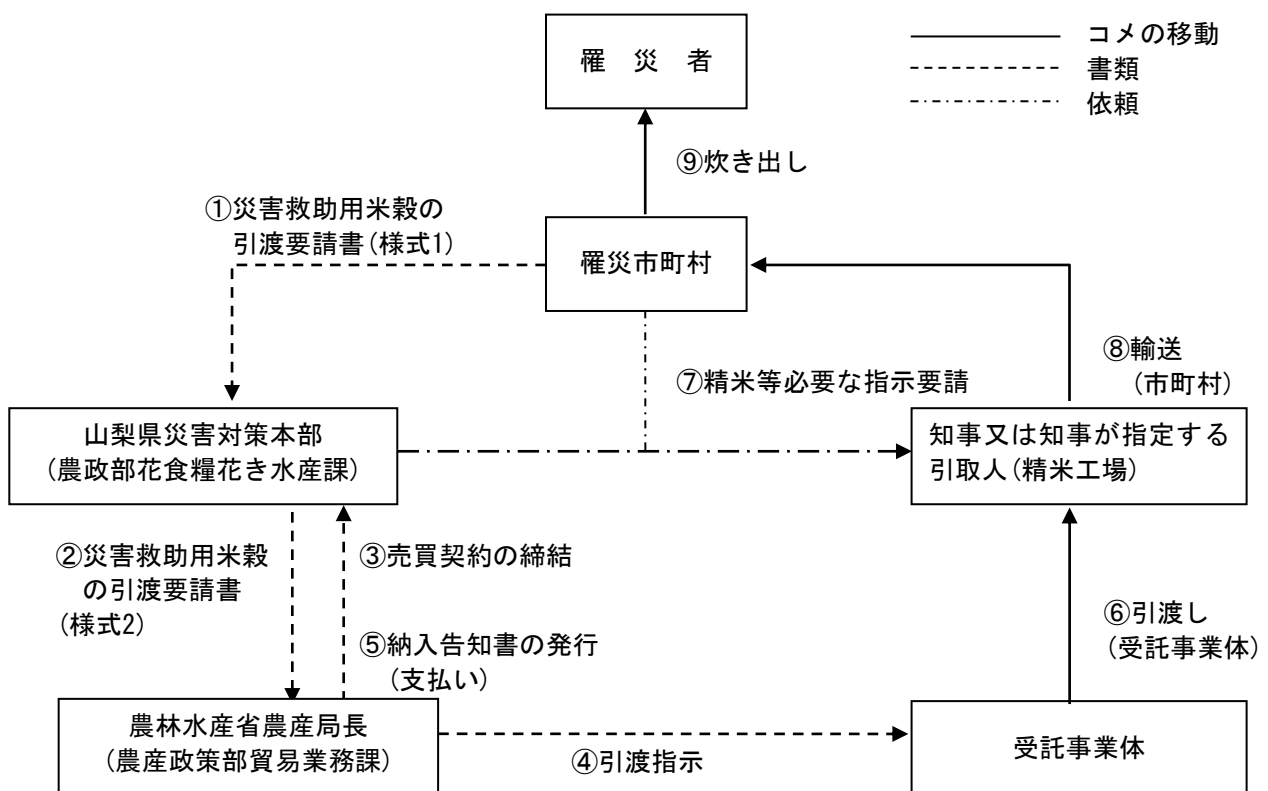
3 知事への通知

- (1) 市長は、災害時に必要な米穀の調達が可能となるときは、給食として必要とする応急用米穀の数量等を知事に通知するものとする。
- (2) 通知を受けた知事は、必要と認めるときは、農林水産省農産局長に通知する。
- (3) 通知を受けた農林水産省農産局長は、受託事業体に対し、知事又は知事の指定を受けた者(市町村長)に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

4 災害救助用米穀の調達・供給

災害救助用米穀等の緊急引渡しについての連絡方法図は、別図1による。

別図1 連絡方法図



農林水産省

	所在地	電話	F A X
農産局農産政策部 貿易業務課	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	(03)6744-1353	(03)6744-1391

【資料編】

- ・ 災害救助用米穀の引渡要請書様式 P384

第4 食料の配分計画【福祉部総務課】

食料は、まず備蓄で賄い、不足する場合に調達を行うこととするが、これに拠りがたい場合には援助によって賄うこととする。

1 食料の配分計画

福祉部福祉総室総務班は、被害状況及び被災者ニーズに応じて、避難所別に食料の配分計画をたて、調達・仕分け・輸送の指示を行い、被災者に配分するものとする。

2 外来救援物資の取扱い

義援金及び外来救援物資等の受付は、福祉部福祉総室総務班で行い、配分計画をたて、仕分け・輸送の指示を行い、被災者に配分するものとする。

3 食料の輸送

調達する食料の輸送は、第15節「緊急輸送計画」に定める方法によるものとする。

なお、事前準備等において、生活必需物資が市の備蓄で賄える場合に限っては、市民部市民総室市民班が備蓄倉庫から輸送し配給するものとする。

第5 炊き出しの実施【市民課・学事課・生涯学習課】

1 炊き出し場所

炊き出しのための施設は、市内公立学校のうち、給食調理場の施設を有する学校の施設を学校運営の状況を見るなかで、必要により利用するものとする。市内公立学校以外の避難所においても、施設状況を見るなかで、必要により施設又は備蓄機器を利用して炊き出しを行うものとする。

また、状況によっては各避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

①炊き出しは、避難所に配備される職員によるほか、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

②市内公立小学校の給食調理場を使用する場合の炊き出し従事者については、衛生管理のため、派遣された小学校給食調理委託業者の調理員に限定するものとする。

3 学校給食調理員の支援

①指定避難所が開設され、市民部市民総室市民班から市教育委員会（教育部教育総室学事班）に対し、協力要請があった場合、学事班は、災害時協定に基づき、小学校給食調理委託業者へ、所属小学校を基本に対応できる範囲で、調理員の派遣を依頼する。

② 派遣された調理員は、市民部市民総室市民班の指揮の下、指定避難場所である所属小学校において、給食室の機能を確認し、十分な機能が確保できる場合に限り、給食室の機能を利用して甲府市の備蓄食品等による提供を行う。

4 避難した市民等が使用する食器類

原則甲府市で用意したものを使用する。

5 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保するものとする。

● 調達・炊き出し等の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- ② 気温や湿度が高く、特に食品が傷みやすい季節（梅雨時期など）には、保存可能な食品を調達する。
- ③ 炊き出し等を行う際は、手指の洗浄・消毒を行い、食品の取り扱いにおいて衛生管理に留意すること。

第22節 生活必需物資供給計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品を給与又は貸与することにより、被災者を保護するものとする。

第1 実施責任者【防災企画課】

- (1) 被災者に対する医療、生活必需品、燃料その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。
- (3) 市は、地域内で調達できる生活必需物資の状況を把握するとともに、小売業者等との供給協定を締結し、必要量の確保に努める。
- (4) 県及び市は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

第2 実施方法【福祉部総務課・契約課】

1 給(貸)与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は毀損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給与・貸与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具(毛布、布団等)
- (2) 被服(洋服、作業衣、子供服等)
- (3) 肌着(シャツ、パンツ等)
- (4) 身の回り品(タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等)
- (5) 炊事道具(鍋、炊飯器、包丁等)
- (6) 食器(茶わん、皿、はし等)
- (7) 日用品(石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等)
- (8) 光熱材料(マッチ、ローソク、固型燃料等)

3 必要物資の把握

市は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、避難所施設管理者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握する。

4 生活必需品等の確保

(1) 備蓄品の放出

資料編に掲げるとおり、市内9箇所の防災倉庫に備蓄している生活必需品(毛布、炊飯セット等)を、上記避難者に対し給与又は貸与する。

【資料編】

- ・ 食糧・生活必需品等の備蓄状況及び市防災倉庫所在地 P255

(2) 協定締結団体からの調達

ア 事業者等

市の備蓄で不足する場合は、防災協定締結事業者等より、生活必需品の供給を受ける。

【資料編】

- ・ 災害時における物資の供給に関する協定書((株)岡島・(株)オギノ・(株)ドン・キホーテ) P67、68・P179
- ・ 災害時における物資供給に関する協定書(生活用同組合ユーコープ) P69
- ・ 災害時における物資供給に関する協定書(生活クラブ生活協同組合) P70
- ・ 災害時における支援協力に関する協定書(イオンビッグ(株)) P107
- ・ 災害時における相互協力に関する協定書(生活協同組合パルシステム山梨) P138
- ・ 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書(カインズ、NPO法人コメリ災害対策センター、DCM) P166～168

イ 自治体等

市の備蓄で不足する場合及び上記事業者等も被災等により供給を受けられない場合は、災害協定に基づき、協定締結都市から食料品の供給を受ける。

【資料編】	
・ 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都)	P44
・ 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市)	P46
・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市)	P47
・ 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会)	P49
・ 中核市災害相互応援協定書(62市)	P50
・ 災害時相互応援に関する協定書(磐田市)	P51
・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書(20市1町)	P52
・ 災害時相互応援に関する協定書(静岡市、長野市、上越市)	P54
・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書(甲州街道沿道12市)	P58

(3) 市内関係業者からの調達

市の備蓄では不足し、かつ、協定締結業者、自治体との連絡が通信や道路の途絶等により滞る場合、資料編に掲げる市内関係業者からの供給を受ける。

【資料編】	
・ 生活必需品調達に係る市内関係業者一覧	P256

(4) 国・県への応援要請

ア 大規模な災害等により、前記業者、自治体等からの供給が困難又は時間を要する場合は、知事に必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、市及びその他防災関係機関等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

● 調達時の留意点

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握(必要品目・量)し、重複等しないようにする。
- ② 季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資の配分計画【福祉部総務課・契約課・市民課】

物資は、まず備蓄で賄い、不足する場合に調達を行うこととするが、これに抛りがたい場合には、外来救援物資等によって賄うこととする。

1 救援物資の配分計画

福祉部福祉総室総務班は、被害状況及び被災者ニーズに応じて、避難所別に生活必需物資の配分計画をたて、調達・仕分け・輸送の指示を行い、被災者に配分するものとする。

2 外来救援物資の取扱い

義援金及び外来救援物資等の受付は、福祉部福祉総室総務班で行い、配分計画をたて、仕分け・輸送の指示を行い、被災者に配分するものとする。

3 救援物資の配送体制・仕分け等

調達された物資及び外来救援物資の仕分け等の業務については、東日本大震災や過去の地震の例から莫大な業務量となることが予想されるため、集積場所である甲府市総合市民会館及び市内4大学(山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、山梨英和大学)と締結している「災害時における支援等に関する協定」及び山梨県倉庫協会との「災害時における物資の保管等に関する協定」に基づき支援要請を行い、集積場所、保管場所を確保するとともに、運送会社3社との「災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定」

に基づき、集積場所への物資の仕分け等のノウハウを持つ運送会社職員の派遣支援や、運送会社のターミナルにおける救援物資の仕分けの支援要請を行い、福祉部職員を中心に各部からの応援職員と、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正な仕分け及び保管等を行うものとする。

また、救援物資の受入れ及び避難所等への配送のオペレーションを行うため、災害対策本部内に市の関係部署（危機管理班、総務部管財班、契約班、市民部総務班、福祉部総務班）及び運送会社3社（富岳通運、ヤマト運輸、日本通運）にて物流本部（チーム）を設置する。

なお、市内の被災状況及び災害内容（地震、水害等）、民間の物流が動き出すことにより、運送会社のターミナルの利用が困難となることが考えられるため、砂田地区排水機場建設用地、下飯田防災拠点、中道交流センター、緑が丘スポーツ公園を補完的な配送拠点として指定する。

【資料編】

- ・ 災害時における支援に関する協定書(市内4大学) P88～91
- ・ 災害時における物資の保管等に関する協定書(倉庫協会) P100
- ・ 災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定（日本通運、ヤマト運輸、富岳通運） P142～P144

4 生活必需物資の輸送

調達する生活必需物資の輸送は、第15節「緊急輸送計画」に定める方法によるものとする。

第4 災害救助法の適用に至らない場合の給与【生活福祉課】

災害救助法の適用に至らない災害により被害を受けた被災者に対しては、次の規定により生活必需品の給与又は見舞金等の支給を行う。

- 1 「甲府市災害救助条例」及び「甲府市災害救助条例施行規則」
- 2 「甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」
- 3 「山梨県小災害内規」

【資料編】

- ・ 甲府市災害救助条例 P23
- ・ 甲府市災害救助条例施行規則 P24

第23節 給水計画

災害のため、飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者【上下水道局】

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、協定締結自治体、県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 給水活動【上下水道局・市民課】

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

1 給水拠点における応急給水

災害により水道水の使用不能の場合には、上下水道部及び市民部は、次により給水活動を実施する。なお、この場合、可能な限り自主防災組織、ボランティア等の協力を得るものとする。

(1) 非常用貯水槽による給水

発災直後の混乱期における飲料水を確保するため、市内小中学校など29箇所に非常用貯水槽を設置している。これにより生命維持に必要となる1人1日3リットルの水量を3日分確保する。

なお、貯水槽を埋設している各小中学校は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- ・ 非常用貯水槽（飲用）設置場所一覧 P262

(2) 浄水機による給水

火災のための消火用水又は緊急用の飲料水に充てるため、甲府市内各小中学校のプールの水は、災害時に備え、常に満水の状態にしてある。このため、各小中学校には、プールの水を飲料水にする浄水機が設置しており、緊急時に備えている。

この浄水機は、活性炭でろ過し、次亜塩素酸ナトリウムで滅菌して飲料水とするものである。

(3) 配水池における水道水の確保

給水区域(甲府市・甲斐市の一部(旧敷島町)・中央市の一部(旧玉穂町)・昭和町)内の各所には、耐震性を有する配水池などが設置されている。平常時にはそれぞれの地域へ送水・配水をしているが、万一、災害時には資料編に掲げる貯水容量の水道水を確保する。

【資料編】

- ・ 配水池一覧 P263

(4) 応援協定に基づく緊急調達

ア 水道事業応援協定

上下水道局では、地震などの災害に備えて「災害時相互応援に関する協定」を日本水道協会に所属する水道事業者と締結し、相互の応援体制をとっている。

また、平成4年12月、小田原市との間で「水道施設災害復旧等相互応援に関する協定」を締結し、水道施設に災害が発生した場合の相互応援体制をとっている。

したがって、市域での給水に不足を生じる場合は、これらの協定に基づき供給を受けるものとする。

【資料編】

- ・ 水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書(小田原市) P45

イ 都市間相互の応援協定

上記の応急給水又は応援協定による給水のほか、首都圏県都市長懇話会構成市(水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、さいたま市、横浜市)、山梨県市長会構成市(富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、中央市)、甲州街道サミット参加12市(八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、国立市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市)、中部西関東東市町村地域連携協議会加入市町村、中核市(62市)、磐田市、泉大津市外17市1町、上越市、長野市、静岡市との協定により、これらの都市から飲料水の供給を受ける。

ウ 災害時等非常用連絡管の設置に関する協定

令和4年8月、中央市との間で「災害時等非常用連絡管の設置に関する協定」を締結し、地震その他の災害時等の非常時に、水道水を相互に融通し、給水の安定性を確保する体制を構築することとしている。

したがって、市域での給水に不足を生じる場合には、この協定に基づき供給を受けるものとする。

【資料編】

・ 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都)	P44
・ 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市)	P46
・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市)	P47
・ 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会)	P49
・ 中核市災害相互応援協定書 (62市)	P50
・ 災害時相互応援に関する協定(磐田市)	P51
・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書(20市1町)	P52
・ 災害時相互応援に関する協定(静岡市、長野市、上越市)	P54
・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書	P58
・ 甲府市と中央市における災害時等非常用連絡管の設置に関する協定書	P61

(5) 井戸水を活用した生活水の確保

市は、市民、企業等が所有する井戸のうち、災害時に一般開放できる井戸を登録し、災害時における近隣住民の生活水を確保する。

【資料編】

・ 災害時生活水協力井戸	P256
--------------	------

2 運搬給水

広域的な断水の場合は、給水車等により、給水基地から給水拠点への運搬給水を原則とするが、要配慮者等への優先的給水や断水が長期化した場合の必要水量の増加に応じて巡回給水を実施する。

給水拠点は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部が指定する各小中学校等の一時収容施設(避難所)
- (2) 災害対策本部が指定する医療機関
- (3) その他災害対策本部が指定する場所(福祉施設等)

※ 本市における応急給水用車両及び機器材等の現況は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

・ 応急給水車両及び機器材等の現況	P264
-------------------	------

● 給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、飲料水袋等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

③ 衛生確保

給水用具等は、清潔に保ち不衛生にならないように水質維持に十分注意する。

3 仮設給水栓による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によって、消火栓等に仮設給水装置を設置し、順次市民の運搬距離の短縮を図る。

第3 水質の保全【上下水道局・市民課】

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムの注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄・消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

3 水質保全

プール等の貯溜水を浄水機により、ろ過して飲用する場合は、前記第2の1(2)のとおり次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌等特に水質の保全に努める。

第4 広報の実施【上下水道局】

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、断水状況、復旧見込み、水質についての注意事項等を防災行政用無線、ホームページなどの電磁的方法、広報車等により情報提供を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、被災地の市民に対して、給水場所、時間、方法などを防災行政用無線、ホームページなどの電磁的方法、広報車等により周知を図る。

第5 市民による備蓄の推進【上下水道局】

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、平時より市民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報誌等を通じて広報を行う。

第6 被害状況調査及び応急措置【上下水道局】

被害状況調査を必要とするところは、次のとおりとし、必要な措置を行う。

1 被害状況の点検・調査

- (1) 庁舎、浄水場等事務所機能の点検・調査
- (2) 取水・導水・浄水・配水施設、電気設備、監視制御設備等の点検及び被害状況の調査、把握
- (3) 送水管、配水管幹線の被害状況の調査、把握
- (4) 病院、避難所、防災関係機関等の状況及び水道施設被害の把握

2 応急措置

- (1) 漏水、薬品漏洩、施設損壊等による二次災害防止のための応急措置
- (2) 原水の確保及び配水池等の保有水量の確保

第7 応急復旧【上下水道局】

災害発生後、断水地区に対する初期の給水は、各家庭等の貯溜水の有効利用及び運搬給水によるが、極力管路の復旧を早め、運搬給水から管路による応急給水に移行する。

1 取水、浄水、配水施設の復旧

取水、浄水、配水等主要施設の機能停止は、断水期間長期化など市民生活に直接的な影響を与えるとともに、総合的な災害復旧に影響を及ぼすこととなるため、応急復旧は、最優先で実施する。

- (1) 一部の取水、配水系統が損壊した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、損壊箇所の復旧に全力をあげる。
- (2) 施設の大規模損壊の場合は、各工程の代替手段を検討し、早期復旧に努める。

2 管路復旧

- (1) 配水管等が損壊し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生の恐れがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置を取るものとし、広範囲にわたる長時間の断水が生じたときは、応急給水の措置をとる。
- (2) 大規模災害等による同時多発的な管路被害の場合は、随時、配水系統の切り替え等を実施し、影響範囲を限定化するとともに、主要幹線、医療機関等重要施設への復旧を優先し、本復旧に時間を要する場合には、仮配管工事を実施する。
- (3) 復旧の状況に応じ、消火栓、仮配管等からの仮設給水栓(共用栓)の設置等、市民への応急給水の負担軽減措置を実施する。
- (4) 応急復旧と本復旧は、できるだけ重複しないよう行うこととし、本復旧にあたっては、単に原形復旧のみでなく、耐震性に優れた管種・継手等を採用するなど、機能強化も考慮して実施する。
- (5) 通水時においては、水質検査の実施等、衛生管理に留意する。
- (6) 配水管の通水前は、家屋内等の漏水による被害を防ぐため、原則として第1止水栓は全閉して行う。

第8 応援要請【上下水道局】

地震の発生に伴い、応急給水、応急復旧作業を進めるにあたって、外部公共機関、近県及び県内の水道事業者等並びに甲府市管工事協同組合等の応援を必要とするときは、必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議するものとする。

【資料編】

- ・災害応急復旧工事等に関する業務協定書(管工事協同組合) P65

第24節 教育計画

教育施設又は児童・生徒の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者【教育総室】

市立の学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長の協力を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として市長が、市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保【教育総室】

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、あらかじめ応急教育実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育実施予定場所
学校の一部が被災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ・ 二部授業の実施
学校の全部が被災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館、公共施設等の使用 ・ 近隣学校校舎の利用
特定の地区全体が被災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の最寄りの学校、公共施設等の使用 ・ 災害を受けなかった最寄りの学校、公共施設等の使用 ・ 応急仮設校舎の建築
市内全域が被災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の最寄りの学校、公共施設等の使用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で調整する。
- (2) 近隣校との調整を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員(欠席)が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 避難対策【教育総室】

学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合学校長は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等、適切な処置を行うものとする。
- 2 なだれ、地すべり、豪雨による土砂流出等児童生徒の登下校途上に危険のおそれがある場合学校長は、その状況に応じて必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散体系をとるようにするものとする。なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

この他、詳細については、教育委員会が作成した「教師の防災手引き」及び各学校が定める防災計画による。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画【教育総室】

一定の地域、又は学校の校舎が災害を受け、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能となったときは、次に掲げる事項について、特に留意するものとする。

- 1 他の給食施設・設備の活用対策
- 2 給食物資及び作業員の確保対策
- 3 近隣の給食実施校からの給食の援助対策
- 4 食中毒の予防対策

5 児童・生徒に対する就学援助費の追加申請対策

第5 応急教育計画作成上留意すべき点【教育総室】

- 1 各学校長は被害の程度に応じて、教育の場所や教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 2 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。

第6 災害に対する児童・生徒の事前指導【教育総室】

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼応して、ポスター標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に児童・生徒の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との協調、さらには地域、PTAと密接な連携を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めるとともに、児童・生徒の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第7 学用品等の確保【教育総室】

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法（本章第17節 第7「災害救助法による救助」参照）に基づいて行うものとする。

第25節 廃棄物処理計画

被災地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物(がれき)等の廃棄物を適正に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。なお、詳細は別に定める「甲府市災害廃棄物処理計画」による。

第1 実施責任者【環境部】

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害が甚大で計画の実施が不可能なときは、中北林務環境事務所環境・エネルギー課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

なお、市は、平時から大量の廃棄物の発生に備え仮置場(一時保管場所)の確保に努めるものとする。

第2 廃棄物の収集及び運搬処理【環境部】

1 廃棄物の処理方法

(1) ごみの処理

ア 甲府・峡東クリーンセンターにおいて処理するものとするが、市は必要に応じて仮置場へ保管、あるいは災害時相互応援協定を締結している都市等へ処理を依頼する。

イ ごみを本来の施設以外の場所で処理する場合は、県とも連携し、広域処理も含め、協議・検討する。

(2) し尿の処理

ア 中巨摩地区広域事務組合衛生センターにおいて処理するものとするが、必要に応じて甲府市浄化センターへの直接投入、あるいは災害時相互応援協定を締結している都市等へ処理を依頼する。

イ し尿を本来の施設以外の場所で処理する場合は、県とも連携し、広域処理も含め、協議・検討する。

(3) がれきの処理

ア 大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

イ 災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、公有地の中から仮置場を確保する。また、仮置場が不足する場合に備え、未利用工場跡地等の民有地など、新たな仮置場の候補地を選定する。

ウ 災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保及び仮置場での分別排出の指導を行う。

エ 応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎、分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

【資料編】

- ・ ごみ、し尿処理施設等一覧 P266

2 廃棄物の収集・運搬

(1) ごみの収集・運搬

被災地におけるごみの収集及び運搬は、直営車両、収集運搬委託業者及び収集運搬許可業者により既定収集区域を責任区域とするが、被害状況を十分掌握する中で、災害時相互応援協定締結業者等へ協力要請を行い、集中収集を行う等実態に即した収集作業を行う。

ごみの処分については、輸送道路の状況、処理施設の運転稼働状況等から判断し、施設処理、現地処分の判断を行う。

本市におけるごみ収集運搬車両は、資料編に掲げるとおりである。

(2) し尿の収集・運搬

避難所に設置された仮設トイレ、被災地における浸水家屋の便槽、浄化槽等のし尿を衛生的かつ迅速に処理するため、し尿等収集運搬許可業者及び許可及び災害時相互応援協定締結業者のし尿収集全車両を当該被災地に配置する。さらに、汲み取り作業の障害物除去作業等必要な場合は、これを迅速に処理し、円滑な作業の推進を図る。

本市における許可し尿収集車両は、資料編に掲げるとおりである。

3 研修、訓練の実施等

市及び県は定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

【資料編】

- ・ 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書 P111
- ・ 収集運搬車両一覧 P268

第3 損壊家屋等の解体及び処理【環境部・まちづくり部】

災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する木くず、コンクリートがら等を適正に処理する。

(1) 損壊家屋等の解体・撤去の方針

災害により損壊した家屋等の解体・撤去は、所有者が自ら行うことを原則とするが、自らの資力では解体・撤去が出来ない場合や、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、公費解体及び自費解体に関する制度を整備する。

第4 応援協力要請【環境部・防災企画課】

市のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県及び協定締結先自治体に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

第26節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を迅速に設置し供与を図るとともに、公営住宅、民間賃貸住宅、空き部屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、住家の破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者【建築営繕課】

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長が知事を補助して行い、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置にあたるものとする。

第2 実施方法【住宅課・建築営繕課】

1 供与及び修理の対象者

- (1) 応急仮設住宅を供与する被災者
 - ア 住家が全焼、全壊又は流出した者
 - イ 居住する住家がない者
 - ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができず、次の（ア）から（オ）までに準ずる者
 - （ア） 特定の資産のない失業者
 - （イ） 特定の資産のないひとり親家族
 - （ウ） 特定の資産のない老人、病弱者、障がい者
 - （エ） 特定の資産のない勤労者
 - （オ） 特定の資産のない小企業者
- (2) 応急修理を受ける者
 - ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
 - イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 応急仮設住宅建設フロー

- (1) まちづくり部まち整備室建築営繕班は、建設用地の敷地調査(状況、生活用水、電気等)を実施する。
- (2) 応急処理を市内建設業者その他関係業者へ発注依頼する。
- (3) 応急仮設住宅の県への要請については、建設場所及び必要戸数等を報告する。
- (4) 完成後、住宅班が入居者の選定及び入居者を管理する。

3 設置場所の選定

災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。このため、県との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するための調査を毎年実施するものとする。

応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- (2) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (3) 被災者の生業の見通しがたつ場所
- (4) がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

4 建設資機材及び業者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建設は、業者委託をもって実施するものとする。
- (2) 資材、人員等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。
- (3) 応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

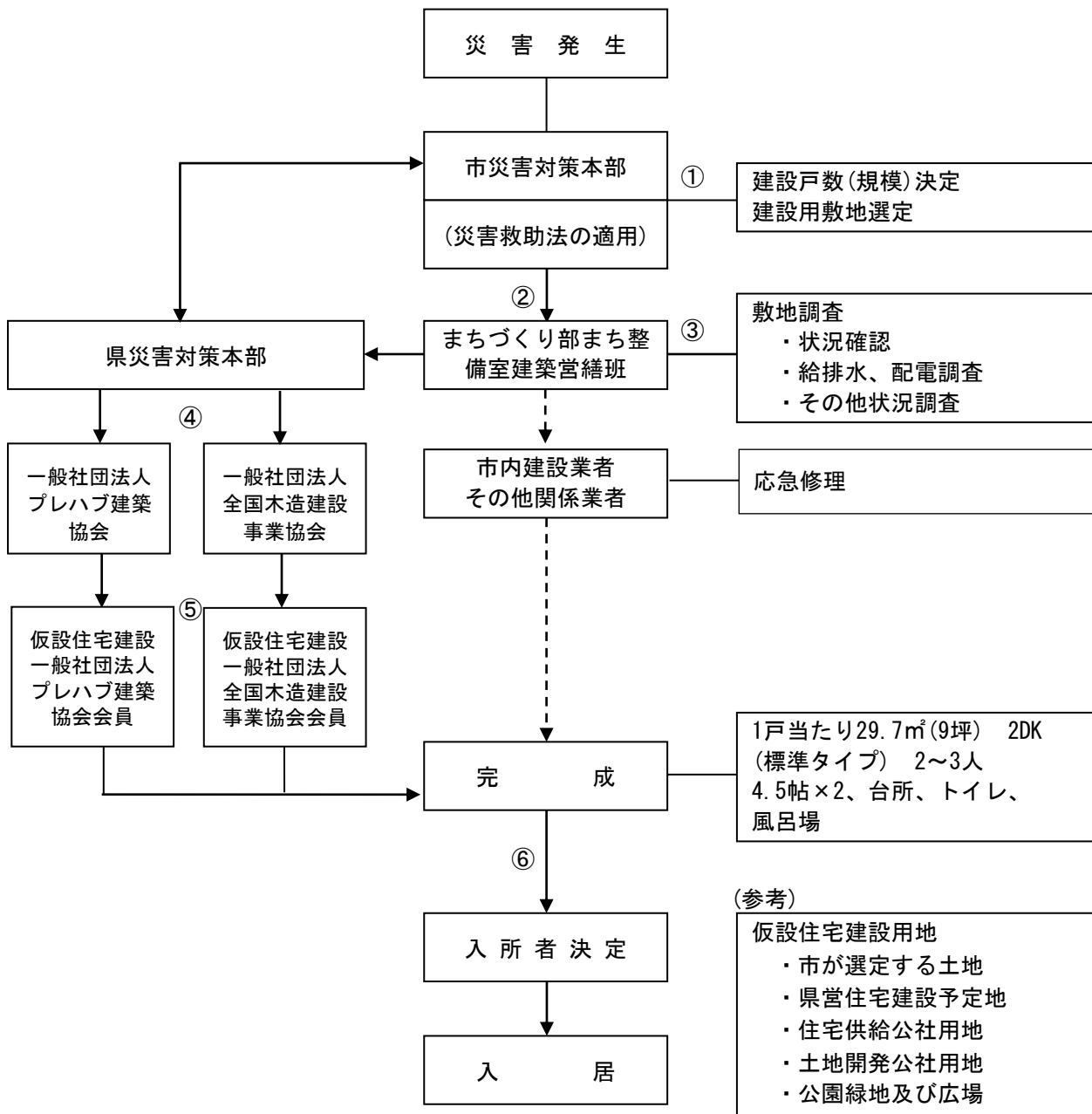
5 入居者及び修理対象者の選定

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選定にあたっては、障害者や高齢者等の災害時要援護者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生児童委員等の意見を聴く等、公平な選定に努める。

6 管理及び処分

- (1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

● 別図 応急仮設住宅の建設フロー



第27節 救出計画

災害のため生命や身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者等を捜索・救出し、その者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者【消防本部】

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、県及び協定締結自治体にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行うものとする。

第2 救出の対象者【消防本部】

洪水氾濫時に生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法【消防本部】

1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、消防本部を中心に救出班を編成し、消防本部及び市保有の救出资機材等を活用して実施する。また、必要により市職員による救出班を編成し災害現場へ派遣するとともに、自主防災組織等の協力を依頼する。
- (2) 被災者の救出にあたっては、特に甲府警察署及び南甲府警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。
- (3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、甲府市医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章19節「医療助産計画」の定めるところにより実施する。

2 救出资機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出资機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資機材では救出が困難な場合は、資料編に掲げる協定に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出资機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

【資料編】

・ 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都)	P44
・ 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市)	P46
・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市)	P47
・ 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会)	P49
・ 中核市災害相互応援協定書(62市)	P50
・ 災害時相互応援に関する協定書(磐田市)	P51
・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書(20市1町)	P52
・ 災害時相互応援に関する協定書(静岡市、長野市、上越市)	P54
・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書(甲州街道沿道12市)	P58

第4 地域住民による初期活動【自主防災組織等】

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署が行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

災害発生時、要配慮者に対して、避難支援や必要な介助等を行い、安全確保を図る。

第28節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

災害により現に行方不明の状態にあり、四圍の事情により既に死亡していると推定される者の搜索及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を行う。

第1 実施責任者【消防本部・衛生薬務課】

死体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。

ただし、市で対処できないときは、他市町村、県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施するものとする。

遺体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索【消防本部】

1 搜索活動

搜索活動は、消防団のほか甲府警察署、南甲府警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、市本部及び甲府警察署又は南甲府警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

2 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 遺体の検案【市立甲府病院】

1 検案の実施

- (1) 遺体の検案は、原則として救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等遺体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 遺体の輸送

警察官による調査、検査及び救護班による検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容(安置)所に輸送するものとする。

第4 遺体の収容、安置【衛生薬務課】

1 身元確認

甲府警察署、南甲府警察署、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 遺体収容(安置)所の開設

本部長は、公共建物又は公園等遺体収容に適当な場所を選定し、遺体収容(安置)所を開設するものとする。

遺体収容(安置)所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

第5 死体処理に関する柩の調達・遺体の搬送・火葬の実施【契約課・衛生薬務課】

1 柩の調達

甲府市内の業者で対応できない場合は、業者の協力を得るなかで県内市町村及び近隣都県の業者の支援体制の確立を図る。

2 遺体の搬送

検案を終えた遺体は、市が指定する遺体収容(安置)所に輸送するものとする。

3 火葬の実施

遺体について、遺族等の引き取り手がない場合、又遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬・埋葬を行うものとする。

4 広域火葬に係る連絡体制、応援要請

市は、大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請する。

5 協定締結団体等への協力要請

遺体収容（安置）所の確保や死体処理に関する枢の調達・遺体の搬送については、防災協定締結事業者等へ協力要請も行う中で、円滑に実施できるよう努める。

【資料編】

- ・ 災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書(山梨県トラック協会) P99
- ・ 災害時における遺体安置等の支援に関する協定書(株ジットセレモニー) P176

第29節 障害物除去計画

災害により、竹木及び土石等の障害物が居室及び炊事場等の日常生活に欠くことのできない場所へ侵入、それを除去すること以外に居住の方法のない者、自らの資力で除去できない場合に、これを応急的に除去して、被災者の保護を図る場合及びその他の道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、概ね次によるものとする。

第1 実施責任者【道路河川課・都市基盤整備課・都市計画課】

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。
- 3 道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画の作成と、当該計画も踏まえた道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

第2 障害物除去の要領【道路河川課・都市基盤整備課・都市計画課】

1 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路(本章第15節「緊急輸送計画」参照)など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

2 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

第3 実施方法【道路河川課・都市基盤整備課・都市計画課】

市は、住宅障害物については、市内建設業者等に請負わせて速やかに実施する。道路等の公共造物の障害物については、資料編に掲げる協定に基づき、甲府市建設安全協議会、甲府市電設協力会及び協同組合甲府市造園協会、(一社)全国クレーン建設業協会山梨県支部に対し出動を要請し、除去にあたる。

また、市のみでは、障害物除去の実施が困難な場合には、資料編に掲げる協定に基づき、協定市町村の応援を要請するとともに、必要により県に応援を要請する。

【資料編】

・ 災害時相互応援協定一覧	P35
・ 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都)	P44
・ 水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書(小田原市)	P45
・ 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市)	P46
・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市)	P47
・ 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会)	P49
・ 中核市災害相互応援協定書(62市)	P50
・ 災害時相互応援に関する協定書(磐田市)	P51
・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書(20市1町)	P52

・ 災害時相互応援に関する協定書(静岡市、長野市、上越市)	P54
・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書(甲州街道沿道12市)	P58
・ 災害時における応急対策業務に関する協定書(建設安全協議会)	P66
・ 災害時における応急対策業務に関する協定書(電設協力会)	P80
・ 災害時における応急対策業務に関する協定書(全国クレーン建設業協会)	P83
・ 災害時における応急対策業務に関する協定書(造園協会)	P84

第4 障害物の集積場所の確保【道路河川課・都市基盤整備課・都市計画課】

除去した障害物は、交通に支障のない、また市民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第30節 生活関連事業等の応急対策計画

第1 電力事業施設応急対策

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社の計画によるものとする。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 被害の発生が予想される場合 被害が発生した場合
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生した場合(大規模な被害の発生が予想される場合を含む。) 東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 警戒宣言が発せられた場合 県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生した場合、山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車及び防災行政用無線による活用等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第2 電気通信事業施設応急対策

NTT東日本(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店は、災害発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の応急対策等を実施するものとする。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

NTT東日本(株)(山梨支店)及び(株)NTTドコモ(山梨支店)は、災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合(以下「非常事態」という)は、次に定める態勢により対処する。

	非常事態の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	災害の発生が予想される場合
シ ア ヨ ク	災害復旧態勢 (注)ドコモのみ	<ul style="list-style-type: none"> 災害等(被災支社・支店等)が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応が可能な規模の災害等が発生した場合 被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援(機器の運搬・

		運用作業を含む)等に留まる場合(広域応援体制に至らないと判断する場合)
第1非常態勢		・激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害)が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
第2非常態勢		・大規模な災害(国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害)が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
第3非常態勢		・中規模な災害(各会社が単独で対応できる規模の災害)が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

(2) 災害対策組織

N T T東日本(株)(山梨支店)及び(株)N T Tドコモ(山梨支店)の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害応急対策

- (1) 重要通信の疎通確保
- (2) 被災地災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
- (3) 携帯電話の貸出し
- (4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

3 災害時における広報

- (1) N T T東日本(株)(山梨支店)及び(株)N T Tドコモ(山梨支店)は、災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、及び復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) N T T東日本(株)(山梨支店)及び(株)N T Tドコモ(山梨支店)は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

第3 一般ガス導管事業施設応急保安対策

一般ガス事業施設の応急対策は、次のとおりとする。

1 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等

(1) 名称	東京ガス山梨(株)
(2) 所在地	甲府市北口三丁目1-12
(3) 施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給
(4) 施設の状況及び供給状況	甲府市、中央市、甲斐市、南アルプス市及び昭和町の供給域内30,000戸へ導管により供給
(5) 修理機材名及び数量	修理資材は、当面必要な数量について常に備蓄している。日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができています。

※ 防災体制:非常災害(地震)対策要領による。

2 発災時の措置

(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは、無停電電源装置により供給を継続する。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入れ設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急修理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。災害の状況により日本ガス協会の応援体制がある。
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー1基のうち、一部被災の時は能力範囲において限界供給を続ける。

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急保安対策

簡易ガス事業者は、災害の発生により危険な状態となった場合は、各簡易ガス供給地点を巡回点検して、次の対策を講ずるものとする。

1 特定製造所

- (1) 特定製造所に異常を認めたととき。
 - ア 特定製造所のガス発生設備及び調整装置の外観及び漏えい検査を行う。
 - イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。
 - ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。
- (2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

- (1) 本支管及び供給管
 - ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
 - イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。
- (2) 屋外管・屋内管
 - ア 災害による異常の有無が判別しがたいときはガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
 - イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。
- (3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

【資料編】

- ・ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧 P310

第5 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県LPガス協会(以下「協会」という。)に「災害対策本部」を設置する。

※ 警戒宣言が発せられた場合、協会に「地震災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

- (1) 関係機関との連絡
- (2) 一般消費者向け広報
- (3) 応急復旧資機材の調達
- (4) 復旧要員の派遣

第6 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

- (1) 火薬類の応急対策
 - ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け、見張り人をつける。
 - イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。
 - ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
 - エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官、消防吏員に通報する。

【資料編】

- ・ 銃砲火薬類施設 P309
- ・ 火薬庫所有者一覧 P309

(2) 高圧ガスの応急対策

- ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- イ 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

【資料編】

- ・ 高圧ガス関係事業所一覧 P310
- ・ 山梨県高圧ガス地域防災協議会防災事業所一覧(市内) P310

(3) 危険物の応急対策

- ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。
- オ 市は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示をする。
- カ 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

【資料編】

- ・ 危険物施設の状況 P311

(4) 毒物劇物の応急対策

- 毒物劇物の管理者等は、管轄する保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。
- ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

【資料編】

- ・ 毒物及び劇物取締法関係施設 P311

(5) 放射性物質の応急対策

- 放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。
- ア 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。
- イ 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療施設へ収容する。
- ウ 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。
- エ 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。
- オ 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

【資料編】

- ・ 放射性同位元素等使用事業所 P311

第7 日本郵政グループの災害時特別取扱い内容

- 1 郵便事業会社関係(被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付)
 - 安否の報告や避難先の連絡に役立つため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において、無償交付する。
 - 2 ゆうちょ銀行関係(通帳等を紛失された被災者の方への非常取扱い)
 - 通帳、証書、印章等をなくされた場合でも、本人確認ができる時には次の取扱いを実施する。
- (1) 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払い戻し

- (2) 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し
 - (3) 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付
 - (4) 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し
- 3 かんぽ生命保険関係(保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱い)
保険料の支払いが困難な方のために、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施する。

第31節 労働力確保計画

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第1 労働力の確保

1 措置

甲府公共職業安定所は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

- (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広報に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の職業安定所へ求人連絡を行う。
- (4) 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、あらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。

2 協力

市長は、甲府公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第2 災害応急対策求人【職員課】

市長は、甲府公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

- 1 職種別所要求人の数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間、賃金等の労働条件
- 4 宿泊施設の状況
- 5 必要とする期間
- 6 その他必要な事項

第3 その他

- 1 災害応急対策に甲府公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。
- 2 甲府公共職業安定所長は、第2の求人により応募した就労希望者の配置については緊急度、重要度等について中北地方連絡本部長(中北地域県民センター所長)と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第32節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）【生活福祉課】

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、国の指定を受けた被災者生活再建支援法人が支援金を支給する。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
 - ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
 - エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
 - オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害
- ※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

(2) 対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- オ 半壊世帯のうち、大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯

2 対象世帯と支給額

支給額は、次の2つの支援額の合計額となる。

ただし、単数(1人)世帯は4分の3の額とする。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯(法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(法第2条第2号ニ)	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建築し、又は購入する世帯(法第3条第2項第1号)	全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯200万円 中規模半壊世帯100万円	全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯150万円 中規模半壊世帯75万円
居住する住宅を補修する世帯(法第3条第2項第2号)	全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯100万円 中規模半壊世帯50万円	全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯75万円 中規模半壊世帯37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯(公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯50万円 中規模半壊世帯25万円	全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯37.5万円 中規模半壊世帯18.75万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。

3 支援金の支給申請

申請窓口	市
申請時の添付書面	①基礎支援金：罹災証明書、住民票、預金通帳の写し等 ②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃貸等)等
申請期間	①基礎支援金：災害発生から13月以内 ②加算支援金：災害発生から37月以内

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援事業【生活福祉課】

1 要旨

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市町村が連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

2 適用条件

- (1) 対象とする自然災害
市内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害
- (2) 対象となる被災世帯
被災者生活再建支援法と同じ

3 支給条件

被災者生活再建支援法と同じ

第3 中小企業金融対策【商工課】

1 融資一覧表

- (1) 日本政策金融公庫甲府支店 災害復旧貸付

融資対象：別に指定された災害により被害を被った中小企業の方

限度額	利率	期間	担保等
(1) 直接貸付 別枠1億5,000万円	基準利率 閣議決定により、特別利 率が適用される場合があ ります。	運転資金 10年以内(据置2年以内)	個別相談に よる
(2) 代理貸付 直接貸付の範囲内で 別枠7,500万円		設備資金 15年以内(据置2年以内)	

※ 直接貸付において、一定の要件を満たす場合については、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

- (2) 商工組合中央金庫甲府支店 災害復旧資金

融資対象：異常な自然現象等により生じる被害、武力攻撃災害による被災者及び間接的に被害を受けた事業者

限度額	利率	期間	担保等
個別相談による	商工中金所定の利率	運転資金 10年以内(据置3年以内) 設備資金 20年以内(据置3年以内)	個別相談による

※ 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)

- (3) 山梨県(山梨県商工業振興資金融資制度) 災害復旧関係

取扱金融機関(商工中金・各都市銀行・山梨中央銀行・各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合)

融資対象：次のいずれかに該当するもの。

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく指定地域内において、1年以上継続して事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少の見込まれる者。
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定に基づく指定地域内において、1年以上の事業実績がありかつ同法の指定災害により直接被害を受けた者。
- ③ 大規模な経済危機又は災害等により、中小企業信用保険法第2条第6項で定める特例中小企業者として認定を受けた者。

限度額	利率	期間	担保等
運転資金5,000万円設備資金5,000万円※1企業の限度額合わせて5,000万円	運転資金・設備資金全部保証1.4%	運転資金 10年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置1年以内)	金融機関又は保証協会の定めるところによる。

※ 保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要

(4) 甲府市(甲府市中小企業振興融資制度) 災害復旧対策資金
取扱金融機関

山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・みずほ銀行・りそな銀行・商工中金
融資対象：地震、風水害、火災等の災害により著しい影響を受け、資金調達が困難な中小企業者等の災害復旧のために融資する運転資金又は設備資金で、災害の発生から1年以内のもので、次のいずれかに該当する方

ア 被害を受けた商品、材料又は原料等の補てんに要する資金

イ 災害による休業、操業短縮に伴い、最近3か月間の平均売上高等が対前年同月比で10%以上減少し、経営危機を回避するために必要とする資金

ウ 被害を受けた建物、機械又は設備等の整備に要する資金

限度額	利率	期間	担保等
運転資金1,000万円 設備資金2,000万円	運転資金：全部保証1.4% 責任共有1.6% 協会無し1.7% 設備資金：全部保証1.6% 責任共有1.8% 協会無し1.9%	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置1年以内)	指定金融機関、保証協会の定めるところによる。

2 信用保証について

(1) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

ア 機関名：山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア) 災害関係保証に係る中小企業者1人あたりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

(イ) 信用保証料の低減措置をとる。

(2) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

ア 機関名：山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア) 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人あたりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

(イ) 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅400万円、18年償還(うち3年据置)

2 改修住宅200万円、11年償還(うち1年据置)

※ 住宅金融支援機構と併せ貸し

※ 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者(法人を含む)で、市長が被害を認定し、市からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内(個人・法人とも)
貸付利率	無利子(県・市・融資機関が負担)※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内(復旧資金は3年以内)

償還期限	5年以内(復旧資金は10年以内)
資金源	農協

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害農業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 ・個人200万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額。 ・激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額(被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協2,500万円(連合会5,000万円) 激甚災害の場合、農協5,000万円(連合会7,500万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は融資機関

3 農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫資金)(令和8年1月現在)

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定新規就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の6/12に相当する額
貸付利率	年1.55%~2.25%
据置期間	3年以内
償還期限	15年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画【山梨県社会福祉協議会・生活福祉課・子育て支援課】

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯(原則官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要な経費)		①住宅資金 ②事業開始 ③継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	①住宅200万円以内 ②事業開始326万円 ③事業継続163万円

貸付期間	7年以内 (6月以内の据置)	10年以内 (うち3年据置)	①7年以内 (貸付後6か月据置) ②7年以内 (貸付後1年据置) ③7年以内 (貸付後6か月据置)
償還方法	月賦等	年賦、半年賦又は月賦	月賦等
貸付利率	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年1.0%(保証人がいる場合は無利子)
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	甲府市(県は全額市に貸与、国はそのうち2/3を貸与する)	甲府市

第7 義援金品募集配分計画【福祉部総務課】

1 実施団体(山梨県)

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 住家等の被害調査及び罹災証明書の交付等【市民税課、資産税課、収納推進課】

被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、罹災台帳の作成並びに罹災証明書の交付を行う。

なお、災害協定に基づき、山梨県行政書士会、甲府財務事務所、山梨県土地家屋調査士会の協力を得て、円滑な罹災証明の交付に努める。

【資料編】

・災害時における被害家屋状況調査に関する協定書(山梨県土地家屋調査士会)	P85
・災害時における行政書士業務の協力に関する協定書 (山梨県行政書士会)	P147
・災害時における支援に関する協定書(財務省関東財務局、甲府財務事務所)	P153

第9 農業用施設の「被災証明書」の交付等【就農支援課】

農業災害関係資金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被害認定体制等を確立し、被災農業者からの申請に基づき、被災証明書の交付を行う。

第10 被災者台帳の作成【関係各課】

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者支援台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県から被災者に関する情報の提供を受けるものとする。(※ 被災者台帳様式は、資料編に定める)

第11 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、市は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第12 特別行政相談活動の実施

関東管区行政評価局(山梨行政監視行政相談センター)は、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった「特別行政相談活動」を行うものとし、市及び県は当該活動に協力するものとする。

第33節 災害ボランティア支援受入計画

市及び甲府市災害ボランティアセンター(以下「市災害ボランティアセンター」とする。)は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付や調整等、その受け入れ体制の確立に努める。

また、ボランティアの受け入れに際し、高齢者や障がい者の介護、外国人に対する通訳等のボランティアの専門技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

【資料編】

・甲府市災害ボランティアセンターの運営に関する協定書 (市社会福祉協議会) P159

第1 市災害ボランティアセンターの設置・運営【市社会福祉協議会・協働推進課】

市災害ボランティアセンターの設置・運営については、次のとおりとする。

市は、地域の被災状況を勘案して、災害ボランティアによる支援が必要と判断した場合は、市災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会に対して運営を要請する。

市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンター本部を甲府市総合市民会館等に設置し、各ボランティア(団体・個人)の協力のもと、主体となって運営を行うものとする。

なお、市は、必要に応じて、市内4大学と締結している「災害時における支援に関する協定書」第2条第2項により、災害ボランティアの活動拠点等の設置について協力要請を行う。

第2 災害ボランティアの受入れ体制の確立【市社会福祉協議会】

1 市災害ボランティアセンターの役割

市災害ボランティアセンターは、災害・防災ボランティアが速やかに活動を行えるよう、市や県社会福祉協議会などと連携し、災害ボランティアの受入れ体制を早期に確立するものとする。

2 市の役割

市は、市災害ボランティアセンター及び各活動拠点において、効果的な災害ボランティア活動が実施できるよう支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図るほか、活動に必要な資機材等の整備に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受入れ調整等が速やかに実施できるよう、県、市災害ボランティアセンター及び関係団体との情報共有・連携に努めるものとする。

3 相互の協力支援

市及び市社会福祉協議会は、平常時において、円滑な市災害ボランティアセンターの設置運営ができるよう、互いに実施する訓練等に参加するなど、相互に連携した取組に努めるとともに、災害ボランティア運営マニュアルを別に定める。

第3 ボランティアの種別

種別	資格・職能
災害・防災ボランティア	平常時より災害・防災ボランティアとして活動している団体・個人
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護関係等 ①医師、②看護師、③保健師、④薬剤師、⑤歯科医師、⑥歯科衛生士、⑦栄養士、⑧精神保健福祉士、⑨臨床心理士、⑩社会福祉士、⑪介護福祉士、⑫ホームヘルパー 等 ●通訳等 ①外国語翻訳・通訳、②手話通訳・点訳・音訳 等 ●その他 ①被災建築物応急危険度判定士、②被災宅地危険度判定士、③重機オペレーター、④大型及び大型特殊運転免許所有者、⑤建築士、⑥アマチュア無線技士、⑦理美容師、⑧レクリエーション(読み聞かせ・演奏)、⑨傾聴、⑩針灸マッサージ師 等
一般ボランティア (個人・団体を含む)	上記の資格、職能を有していない者

第34節 雪害対策計画

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に備え、市は初動体制を確立し、県及び防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な災害応急対策により、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める。

また、随時気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

なお、本節に定められていない事項は、本章の各節の内容に準ずる。

第1 道路除雪体制

冬期における円滑な道路交通の確保のため、降雪時には、別に定める「甲府市道路除排雪計画」並びに「甲府市道路除雪マニュアル」、「甲府市市営林道除雪マニュアル」及び「甲府市農道除雪マニュアル」による除雪体制をとるものとする。

第2 配備体制

配備体制は、本章 第2節 第2「配備体制」の定めるところによる。

なお、降積雪時における初動体制以後の活動概要は、次のとおりとする。

- 1 危機管理監は、降積雪の状況及び見込みにより市域において雪による災害が発生するおそれがあると認められた場合には、早期に「初動体制」を発令し、職員の配備を要請するとともに関係部局長と協議の上、第2 配備担当課等と連携して各種情報の収集及び提供等を開始する。
- 2 次に定める状態となった場合、危機管理監は関係部局相互の連携の下に、警戒活動及び災害応急対策を実施するとともに、第3 配備体制の発令または災害対策本部設置が円滑に行えるよう備えるものとする。
 - (1) 災害の発生するおそれが高まり、災害対策本部設置の準備が必要であると認めたとき
 - (2) 全庁的な除雪を円滑に進めるための体制を整える必要があると認めたとき
 - (3) 融雪に伴う災害の発生のおそれがあると認めたとき
- 3 本章 第1節 第1「甲府市災害対策本部の設置」に基づき、相当規模の災害が発生し、又は、発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき並びに市内に大雪特別警報が発表されたとき等においては、速やかに災害対策本部を設置するものとする。

第3 情報の収集と伝達

情報の収集・伝達にあたっては、本章 第10節「災害通信計画」に定める各通信設備やインターネットシステムを活用し、全庁的な情報共有に努めるとともに、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した情報伝達に努める。

1 関係機関等との連携

雪害時において、市は、県、自主防災組織等との連携及び情報共有を密にし、地域社会の連帯や相互扶助等による全庁的な取組みが実施されるよう呼びかけ、市民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図るものとする。

2 事前周知等

市は随時気象状況等を調査・分析するものとし、被害発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

また、雪による人的被害等を極力回避するため、各関係機関からの情報収集及び関係機関等と連携した市内巡視を実施するものとする。

なお、他の関係機関や市民等からの通報又は巡視等により、市が危険を認めた場合においては、市民の事前避難や雪庇落とし等の回避措置を迅速に周知するものとし、雪崩の発生を覚知したときは、直ちに災害の規模、被害の有無等を確認し、県に状況を報告する。

3 広報活動

広報活動は、本章 第9節「広報計画」に基づき実施するものとするが、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止、雪害時において必要な事項について、繰り返し広報を実施し、市民に対する注意喚起等を行う。

更に、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速・的確な広報を実施し、再発防止に努める。

第4 避難誘導等

雪害により、被害を受けた人又は被害を受けるおそれのある人が発生した場合は、本章第18節「避難計画」に基づき、速やかに安全な場所へ避難させ、適切な情報提供等による不安の解消と安全確保に努め

る。

1 避難指示等

雪による被害が発生する可能性が高いと判断される場合は、市民に対し避難または屋内退避等の「安全確保措置」を指示し、関係機関と連携して適切な避難誘導を行うとともに、指定避難所等へ受け入れ、十分な救援措置を講じる。

また、避難の指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。

2 事前避難

市民が自主的に避難した場合においても、直ちに指定避難所等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

3 帰宅困難者等

雪による道路等の通行止めが長時間に渡り、立ち往生する電車や通行車両内に乗客・乗員が閉じ込められる事態が発生した場合等においては、「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の締結先施設(帰宅困難者受入れ施設)へ受入れを要請するとともに、近隣の指定避難所等を開設し、一時受け入れ等を行う中で十分な救援措置を講じる。

また、公共交通機関の運行事業者からの要請等により、毛布等の提供を行う。

第5 避難行動要支援者への配慮

1 関係機関等との連携

避難行動要支援者の安全確保に資するため、自治会、自主防災組織、民生児童委員、市社会福祉協議会、消防団へ、迅速な安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などの協力を呼びかける。

2 ボランティアとの連携

市ボランティアセンターとの連携を密にし、ボランティアによる支援対策の推進を図る。

第6 雪害発生時の応急対策

- (1) 市民等が被災した場合は、直ちに消防部、県、警察等と協力し迅速な救急・救助活動を行うとともに、現場への接続路線の除雪状況等、情報の収集に努めるものとする。
なお、被害が甚大な場合等は、状況に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。
- (2) 市は県、医療機関及び医療関係団体との緊密な情報共有と協力体制のもとに、状況に応じた適切な医療救護を行うものとする。
- (3) 雪崩の発生又は発生の予兆等が確認された場合には、道路管理者並びに交通管理者と連携し、直ちに通行止め等の対策を講じ、一般交通の流入防止に努める。
また、周辺市民へ防災行政無線等による注意喚起を行う。
- (4) 除雪作業にあたっては、雪崩の発生に十分注意すると共に、雪崩の誘発しにくい方法により実施するものとする。
- (5) 雪崩の発生等による交通途絶で集落の孤立が長期間に及ぶと認めるときは、県や関係機関に要請し、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落市民全員の避難救助を実施する。
- (6) 雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被拡大防止を要請する。

第35節 アスベスト（石綿）対応計画

被災建築物にアスベストが使用されている場合は、アスベストが空気中に飛散し、住民や災害対応の従事者がばく露することで、二次災害を起こすおそれがある。そこで、大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングおよび被災建築物に係るアスベスト露出状況等の緊急調査を行う。

第1 体制の整備【環境保全課】

班長は、大規模地震が発生し、被災建築物の対応が必要と認めるときは、次のマニュアルに基づき体制を整える。

- ①大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングマニュアル
- ②石綿露出状況等の緊急調査マニュアル

なお、人員が不足するときは、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課を経由して環境省関東地方環境事務所に応援を要請する。

第2 情報の収集【環境保全課】

班長は、マニュアルに基づき班員に関係情報の収集を行わせる。

第3 地点・頻度【環境保全課】

班長は、収集した情報を基にマニュアルに基づき班員に区域・頻度を定めさせる。

なお、班長は、調査の進捗状況等を勘案し、適宜計画を見直すこととする。

第4 実施【環境保全課】

班長は、マニュアルに従い、第3で定めた区域・頻度で班員に調査させる。

- 1 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリング
- 2 アスベスト露出状況等の緊急調査

第5 判定【環境保全課】

応急対策を要する調査結果があった場合、班長は、マニュアル等に基づき次の2点を行う。

- 1 所有者等への連絡、応急措置を行わせる。
- 2 本部への報告

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧・復興対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には、災害復旧計画の事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

また、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画【都市計画課・関係各課】

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、内閣府による緊急災害対策本部が設置された災害等により本市が被災し、県による代行措置の要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため、県は、必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うものとしている。

また、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策にかかる業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため復興計画を作成し、計画的に復興を進めるものとする。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

さらに、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1)河川災害復旧事業計画 (2)砂防設備災害復旧事業計画 (3)道路、橋りょう災害復旧事業計画	(4)下水道災害復旧事業計画 (5)林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
--	---------------------------------------

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

(1)農地、農業用施設災害復旧事業計画 (2)林業用施設災害復旧事業計画	(3)漁業用施設災害復旧事業計画 (4)共同利用施設災害復旧事業計画
---	---------------------------------------

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第1 激甚災害に関する調査等

- 1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出するものとする。